

婦妻妾前夫子、爲四等、妻妾父母、姑子、舅子、玄孫、外孫、女婢、爲五等、

鎌倉氏に至ても武士の采地は之を子に相續せしめたるの例は諸書に散見する所にして今東鑑中之れか一例を掲ぐ而して鶴岡八幡宮寺領相續法の如きは其例外と云ふへし

建久九年十一月八日丙申、左近將監多好方、去建久四年依宮人典賞自故右大將軍賜飛彈國荒木邦訖而於今者可讓補子息多好節之所申之、仍今日被繼其沙汰有御許容、且於彼地不可守護使入部之旨、所被仰下也北條殿令奉行之給云々(東鑑)

元仁二年乙酉九月大十二日庚午、故太夫判官光秀遺領事有其沙汰、被子息四郎秀村等拜領之常陸國鹽籠莊、元和田平太知行之云々(東鑑脫漏)

延應二年二月廿五日庚申、依連々變異等事、可有敬神信心之由、前武州令申行給、鶴岡宮寺領鎌倉中地事三條有被定下事、神宮殊喜悅云々、太田民部太輔康連奉行之其狀云、

鶴岡八幡宮寺領鎌倉中地間可有禁制三ヶ條(節一)

一依爲社司令拜領地輩之中、無子息之族、或讓後家女子、或付養君權門、致沙汰之間新補宮人無給地之條不便事也、自今以後、息不相傳之者、付職可宛行其地事、(島津家本東鑑)

永仁中藤原の爲家二子相續を争ふ始め爲家の没するや爲氏其嫡子たるを以て播州細川莊を領せんとす

然るに爲家の後家の後室阿佛尼の子爲相父の遺狀によりて之を相續せんとす之れ兄弟間に起る訴訟にして遂に阿佛尼は爲相の爲めに裁決を鎌倉に仰けり次て爲氏も亦鎌倉に赴き弁陳すと云ふ然れとも訴訟未だ決せられざるに阿佛尼爲氏共に客地に死せり

阿佛尼は安嘉門院の四條とて爲家卿の後妻なり爲家卿没後に播州細川莊を爲相卿と論争の事ありて爲相卿の母阿佛尼訴訟の事にて鎌倉へ下行の日記なりはしめに東行のよしを書てさて今日は十六日の夜なりけると書出されたりよつていさよいの記と名つく此記扶桑拾葉集にも收めとられたり(群書一覽)

又武士の采地相續に關して室町氏るとき養子るときを規定す之れる要するに凡生存中養子を定めざるものは没後に至り生前の約束に基き養子相續をなす能はざるなり然れとも獨軍務に従事して戦況したるものは其約束を履行し親族の意見に因て養子相續を定るの特許を與へたるものなり

養子被改御法之事

諸人養子之事、養父存在之時不達上聞仁者於御當家爲先例之御定法、至養父没後者縱條約之次第自然雖合被露不可立其養子也、病死之跡同前也、然間雖爲討殆勤功之跡以準據令斷絕畢、因茲被加御恩惟之處自餘之儀者猶爲御遠慮先不被仰出非也、爰於討死之跡事者不可準常之篇尤不便所被思召也

所詮於過去之儀者不及致沙汰、至自今以後者討死跡事者以私儀雖令約諾爲其支證明鏡者可被立其養子被仰出者也、未又養子沙汰至若年輩事者其一家親類中選器量爲上意可被仰付也、此旨諸人爲存知壁書如件、

明應四年八月

沙彌奉正任

(大内家壁書)

左衛門尉同武明

荻生茂卿室鳩巢の先輩已に養子の弊を痛論す

他苗の養子は古へ無之事也北條家の時所領を女子に譲ることを免されたるより他苗にて相續するこ
と起れり果は頼朝卿の後を藤原氏にて嗣せ天下は北條の手に入る謀計の所爲と云ふへし其後戰國時
分人の國を取へき計策に他家へ我子を遣し亡家の臣下を懐けんか爲めに其養子と號し他苗を名乗ら
する類あるよりて世の俗風となり他名養子婿養子をゆるさて不叶ことになりたり(政談)
當分御勝手餘計有之候とも畢竟續き不申儀に奉存候又養子の儀も元來他人の子を養ひて家を續せ候
儀は聖人の法に無之儀に御座候家族相續仕候儀は先祖の祭絶申儀難儀に存候に付同姓の子を養子に
仕候同姓にて候へは縦令其續遠く御座候ても先祖より見申候時は血脉一つなる故に御座候譬へは接
木を仕候に同じ種類なればつき申道理に御座候然處に他人の子にて相續仕候は桃栗を接申意にて御

座候木の血脉通し不申候故付不申候それを無理につき置申様る物に御座候何の益も無之事と奉存候
既に實子無之同姓にも養ひ可申者無之候へはこれ天命と申物に御座候夫を人作にて無理に相續致さ
せ申儀は有間敷事に奉存候其故古來聖賢の法に人を養ひ申儀に無之同姓に無之候へは其まゝ家を絶
申事に御座候然れば上より被仰付も道理次第被遊筈に御座候云々(鳩巢先生秘録)
前章の首めに於て論したる如く本邦古來より血脉を貴ひ家名を重するは一般の風習にして遂に家名斷
絶を防くに養子の制を以てするに至れり而して今養子の名の由て起る所を詳にせずと雖大寶律戸令中
凡無子者、聽養四等以上親とあれば其來るや實に遠しと云ふへし

凡無子者、聽養四等以上親於昭穆合者、(謂昭者明也、爲父故曰明也、穆者敬也子宜敬父也、凡取養
子者、年齒須相適何者下條云、男年十五聽婚既定夫婦理當有子、然則年十五者、則於卅者有爲子之
道、年四十者則於廿五者有爲父之端舉其一隅餘從可知也、)即經本屬除附、

荻生茂卿の論する如く鎌倉以來養子相續のこと一層紛亂し戰國に至てはことに其弊の盛なるを見る今
其一二を擧れば或は敵人の子を養ふて和親を表し或は權謀を以て他家の領地を相續せしめんとする等
詐僞百端至らざる所なし之れを當時の歴史に徴すれば其例證を得る實に難きにあらざるなり

織田信雄本名具豐小字茶筌丸、贈太政大臣信長次子也、永祿元年生、十二年五月信長伐伊勢、而與

國司權中納言具教行成、具教請養茶筌丸爲嗣妻以其女許之、信長使茶筌丸冒族北畠居船江城、元龜二年五月修婚具教避大河内城茶筌丸徒居焉(野史)

初輝元隆景皆無子、元清之子秀元少而端良族臣竊屬意、先秀吉以秀秋爲假子因欲爲巨藩後心擬衆國隆景時在大坂揣其旨竊謂我宗國其生自蕃不容滋他族以泊之矧秀秋駑材乍、我且代宗家塞責矣、秀吉一日從容謂隆景曰、藝納言垂不惑未有織嗣爲之如何、隆景稽首對曰、賤姪秀元材矣已議爲後未敢請耳、秀吉意塞因曰善矣、蓋丞告焉、隆景馳人報之輝元迺申請定後於秀元、隆景因請得秀秋爲已嗣、秀吉筑亦重蘇悅許之、(野史)

德川氏に至て武士采地の相續を規定するや古來因襲する所の長子繼承を以てせり而して百箇條中規定する所によれば異母と雖實子たれば相續するを許し而して年齒十五に滿して死るときは其弟を以て相續せしめ弟なきものは養子相續を許さるることにて十六歳以上のものは養子相續を許すの制なり一國司領主内外士大夫家相續之品は又將軍家と同じからず實子たれば雖異母申付へし其實子十五歳に足らずして相果は其弟相續せしむ弟無之者遺養子願候共許容不可致十六歳以上は養子相談可申付是當家大炊介以來古格たる事(德川禁令百箇條據紅葉山秘庫傳本)又玉音抄を閱するに

一權現様御意に仕置肝要は一万石以上之面々は縦令重科有共死罪に不可行可令流罪也跡目は半歳の子成りとも有之は可相立なり人質をゆるすへからずこと

今寛永寛文天和等發令せし所の諸士法度を概轄するときは生存中に養子を定め置き臨終に至り之を定るを得す但し之れに例外あり父五十以下のもの并に十七以下のもの養子を立るときは其人物により吟味の上之を許すものとす而して其養子を書むは同姓中弟甥從弟又は甥等血縁あるものを撰定すへきものにして若し同姓なきときは入嫁娘方の孫姉妹の子等を書て認可を得へきの制度なり

諸士法度 寛永九壬申手九月二十九日

一跡目之儀養子は存生之内に可得御意期に未及ひ忘却之刻雖申立御用あるへからず勿論筋目なきもの御許容有間敷也假令實子たりと云ふとも筋目違たる遺言御立被成間敷事(德川禁令考)

諸士法度寛文三癸卯年八月五日

跡目之儀養子は存生之内言上いたすへし及末期雖申立不可用之雖然其父五十以下之輩は雖爲末期依其品可立之十七歳以下之者於致養子は吟味之上許容すへし向後は同甥之弟同甥同從弟同また甥并從弟此内を以て相應の者を書ふへし至し同姓無之は入嫁娘方の孫姉妹之子種替之弟此等は其父之人柄により可立之自然右之内にても可致養子者無之は達奉行所可請差圖也假令雖爲實子筋目違たる遺言

立へからざる事(嚴制録)

武家諸法度天和三癸亥年七月廿五日

養子者同姓相應之者を撰ひ若無之に於ては由緒を正し存生内可致言上五十以上十七歳以下之輩及末期雖致養子吟味上可定之縱雖實子筋目違たる儀不可立之事(徳川禁令考)

寶永七年に至て又養子相續の制度を發布す之を要するに前令と始と同一にして只第二條に至り同姓に相續者なきときは異姓の外族を撰て認可を得へく徒に貨財を論して繼嗣を定むへからざるの言語を加へたる耳

一繼嗣は其子孫相承すへき事論するに及はず子ならん者は同姓の中その後たるへき者を撰ふへし凡十七歳より以上はその後たるへきものを撰ひ現存の日に及びて望請ふ事をゆるす或は實子たりといふとも立へき者の外を撰ひ或は子なくしてその後たるへき者を撰ふのときは親族家人等議定の上を以て上裁を仰くへしも其望請ふ所望に於ては相合はず并其病危急の時に臨みて望請ふ所このときは其濫望許すへからずしかりといへとも或は父祖の功績或は其身の勤勞地に異なる輩に於ては假令望請ふ所なしといふも別儀を以て恩裁の次第あるへき事

附同姓の中繼嗣たるへき者なきに於ては舊例に准して異姓の外族を撰ひて言上すへし近世の俗繼嗣

を定むる事或は我族類を問すして其貨財を論するに至る人の道たるかくのことくなるへからず自今以後嚴に禁絶すへき事

寶永七年庚寅四月十五日(徳川禁令考)

第五編 借地及土地の使用法

第一章 借地

我邦の俗たる往昔に存ては貴賤貧富を論せず一般に佃るを以て慣習とす故に借地人のことに關しては別に規定したるの法律なし然かれとも公田私俱に年分の收穫を計り價直を定めて毎年人に賣與して之を佃らしむるものなり則令に云ふ所の賃租田にて所謂輸地子田なり而てし其田を買ふものにして小作人にして之を實に地主と借地人の關係を發したるの源なりとす尙左に掲る律令の解釋を讀て其大概を知るへし

凡諸國公田、皆國司隨郷土估價賃租、(義解謂公田者乘田也、賃租者凡乘田限一年賣春時取直者爲賃也、與人令佃至秋輸稻者爲租、即今所謂地子者是也、集解釋云、乘田謂公田也、估價釋見官員令也賃租者限一年令佃、而未佃之前出價名賃也、佃後至秋依得不出價是名租也、)其價送太政官以宛雜用凡賃租田者各限一年、園任賃租及賣、皆須經所部官司申牒然後聽、(集解穴云、問各限一年者未知立今年秋聽爲作來年賃以下答不可禁也、余案條竟知耳、朱云、賃租田者各限一年者、未知一年內雖二

三度作種尙任買人心之心何、答不制可任買人思者後及不決問凡於賣可田有時不又於私墾田聽永賣何答至秋時爲來年賣者不禁也、又私治田聽永賣也、上條於賣買宅地又可聽者、私案若依此條可聽哉、何私戶婚律云、凡過年限賃租田者一段公口十二段加一等罪止杖一百(謂職田位田賜田及口分田也)地還本主財沒不追注云、功田不在此限、)

凡公私田荒廢(謂位田、賜田、及口分田、墾田等類、是爲私田、自餘者皆爲公田也、)三年以上有能借佃者經官司判借之、雖隔越亦聽、私田三年還主、公六年還官、限滿之日所借人口分未足者公田即聽宛口分、(謂不待班年即授也、)私田下合、共官人於所部界內有空閑地願佃者任聽營種、替解之日還公、擴山由翁の賃借篇を著すや孝德天皇大化元年九月甲申の詔文を引き之を以て土地賃借の始とす予謹て其詔文を按するに方今百姓猶乏、而有勢者分割水陸以爲私地、賣與百姓、年索其價、從今以後、不得賣地、勿妄作主兼并劣弱百姓大悅、とありて翁の此詔文を以て賃借なりとするものは年索其價の文字に付て考棄を下したるものなりと雖學者未だ一定の説あるを聞かず予も亦疑義の間にあるを以て聊か附記して讀者の考正を待つと云ふ

賃租田に關する天平寶字三年の估券文を左に掲載して當時の儀式慣習を窺ふの便に供す

(續修東大寺正倉院文書)

謹解 申賣田事

合壹町肆段捌拾步 在城下郡

右來丑年分充直錢貳貫文賣與已訖仍注狀以申送謹解

天平寶字三年六月十日

專賣戶主 松原王

知御原相坂

往來吉使水通諸目

拾芥抄に引きたる所の弘仁式によるときは田の品位を立て、地子を徴收したるもの、如し是れ令に定る賃租田にして乗田なり乗は餘の義にて位田口分田等に斑を授たる餘田にて公田なり之れを農夫に佃らしめて五分之一を收めたるを地子と云ふ地子品位に由て其差等を立ると雖租法に至ては之れか記載なし當時只地子のみを規定したるものなからんか

上田一段地子十束中田一段八束下田一段八束下田六束下々田一段三束

古へ借地人に對して如何なる方法を以て地子則今日稱する所の借地料を收納せしや左の承和十一年及貞觀八年の古券に付考ふるときは前者は畠地より收納する所の地子にして後者は遺言により土地を東

大寺へ布施するに當り該地より收納する所の地子を明示したるものなりこの二券に付て其狀を考ふれば當時地子の大略を知るに庶幾んか

(東大寺小櫃文書二)

阿波國 東大寺衙

不得勘徵圃地子事

一新島地壹拾町參段壹佰陸拾肆步

右圃以去承和七年可返入寺之狀被言上矣、但校田目錄申官之後解文也、即盛斑百姓口分來年可斑改然後可徵地子、

一大豆津圃參町貳段

右地未改口分之間、同右件以來年可勘地子、

一勝浦郡地參拾玖町

右地自昔爲江湖公私無利不由徵地子、

使等所明

以前等畠地子依去九月七日牒狀可勘徵、而載校田目錄言上、官即被下省符猶爲口分須來校圃之時除

置之奉寄寺家承前國司等收公班民既了、今時吏非所知但緣事佛事來年可改之國寺仍具事狀即附廻使
豐貞等以牒

守源朝臣在京 承和十一年十月十一日少目坂本朝臣彌繼

介藤原朝臣關主 椽藤原朝臣□世

大目弓削宿禰

(東大寺伊賀國玉瀧杣券)

伊賀國阿閉郡川合鄉阿閉朝臣福子等誠恐謹言

合墾田陸段伍拾陸步 總地子米貳斛漆升伍合

阿拜郡貳段

十二條一里十九坂本南坪 地子米伍斗伍合

自阿閉朝臣今雄手買得

山田郡肆段伍拾陸步

十一條六里廿六三田西貳段貳拾陸步 地子米玖料伍升

自京戶許王手買得

十四條二里而原田壹段參佰步 地子米伍斗伍升

自洒見真淨手買得

右過去者荒田公稻主存生之日相語福子云以上件已墾田限於永年將奉納東大寺仍今依遺言旨上件壁田
永遠奉納供養三實之新如件依所生功德過去者荒田公稻主早出生死患界速成无上覺者次者現存福子并
子孫等身心安穩壽增長誠恐謹言

貞觀八年八月三日 阿閉朝臣福子

男沙彌 中邑

延喜主稅式地子田を規定し且田品に由て地子を徵收することを記載す

其位田、職田、國造田、采女田、膂力婦女田、賜田等未授之間、及遙授國司公廨田、設官田、出家
得度田、逃亡除帳口分田、乘田、並爲輸地子田、自餘皆爲輸租田、

凡公田獲稻上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田一百五十束、地子各位田品令輸五分之一
若惣計國內所輸不滿十分之九者、勘出令填、但不堪佃田聽除十分之二、其租一段穀一斗五升町別一
石五斗皆令營人輸之、

又延喜十四年八月十五日諸國の地子雜物を定む載せて政事要略にあり故に今其二三を摘採す

定諸國例進地子雜物事

伊勢國 米百二斛 絹六十疋

尾張國 米百五斛 油二斛

參河國 米三百斛 油二斛

遠江國 米三百七十三斛四斗七升三合七夕 甘葛煎二斗 種薑一石 以下略之

鎌倉氏に至り又別に借地人のことを記載したるものなし唯東鑑中頼朝の乳母を相州早河莊田七町の作人となすの一事を見るのみ

故左典廐御乳母參上、則召御前談往事令落涙給是平治軍籠之后、自京都下向相摸國早河莊、而爲莊内田地七町作人今世渡之由、言上仍永可領掌彼地之旨被仰下、

當時尙借地人より收納する所の利潤を稱して地子と稱したるもの如し今其の例を左に擧ぐ

鶴岳供僧禪齋捧訴狀云々直賜御下文

可令早停止、若宮供僧禪齋在家役并自作麥島壹町地子事、(東鑑)

借地人が領主に對して收納する所の所謂年貢なるものは獨り米穀に限らすすへて其土地より生ずる所のものを以て年貢に充たるもの、如し今左に列する古券中正元は松茸を以て年貢とし弘安は絹を以て

年貢としたるものなり

(東寺百合古文書)

進上

御年貢松茸廿本

右進上如件

元正元年九月廿五日

現林上

(尾張妙興寺古文書)

永賣進 滿井田年貢絹事

合壹疋肆丈者

納絹藏人取斤四兩貳分定
但斷田壹町貳畝

右件滿井田年貢者沙彌忍生爲重代相傳雖納取依有要用現錢貳拾貫文仁限氷代光吉殿仁所賣進實正也但雖可手繼證文相副依爲連券不相副之任此證文之旨□絹於被召仁至于子々孫々更不可有違亂煩者也仍爲後日證文之狀如件

弘安五年五月廿九日 沙彌忍生花押

借地人と地主の關係に至ては史の以て徴すべきものなし故に古文書中左に列擧する數種の文を探求し

て當時の狀如何を研究せんとす元享は年貢支配書の斷續にして只年貢の割合を見るを得へし而して室町氏のときに至り寛正は年貢錢を進る書にして且具足代を附記す之れに因て考ふるときは當時の風習として如此奇異の代料を土地の年貢として出したるものなる歎然り而して應永の一は小作證文にして其儀式を見るに足り其二は年貢を請取たる證なり尙原文に就て細かに之を研究すへし

(東大寺古文書)

注進 平野莊^{元享}御年貢支配事

合

京進米 陸石四斗六升六合圖定

延定 九石壹斗一升七合

一十九口御分 六石八斗四升 口別三斗六升

二三聖人并公文 八斗四升 口別貳斗一升

一預以下十二人 八斗四升 一人別七升

(以下東寺百合古文書)

送進 新見莊御年貢錢之事

合捌拾貫文者

但馬太刀具足代加定

右所送進如件

寛正貳年十二月廿九日 祐源花押

祐成花押

請申九條殿領百姓職事

合大者字五段田

右下地御年貢者毎年六斗分^{十二合} 無不法懈怠可致沙汰候若無沙汰時は下地可致召離候其時一言子細

申候ましく候仍爲後日證文狀如件

應永十六年五月廿四日 作人 正覺花押

請取 東寺領備中國新見莊領家方去年御年貢事

合百貳拾貫文者

右於御契約分者皆濟了^{但三名三職} 仍所請取如件

應永十八年四月廿七日 公文法眼判

小作とはすへて期限を約して他人の土地を耕作し地主に相當の報酬を輸し其殘餘を作人の所得とするものを云ふ徳川氏治世に至ては小作人の種類太た多し今之れを大別すれば直小作別小作（或は質小作と云ふ）永小作名田小作家守小作等にして地方凡例録に小作の種類を列擧して詳かに解釋を下したるを以て別に予の説明を加へざるなり

一 小作と云は自分所持の田畑を居村他村たりとも他の百姓へ預け作らせ又は田畑を質地に取り元地主にても別人にても小作致させ年貢の外に餘米入米など云て壹反に何程と作徳を極め作らざるを云ふ元來は佃と云ふものなれとも世俗小作と唱へ來る古詞に佃御正作と云ふことあり之は地頭田地を百姓受て作るを云ふなり御正作は地頭の手にて作るを云ふ往古兵農分れさるときのことと云ふ又小作を下作人作請作掟作卸作とも唱ふ

直小作と云は田畑を質に入れ地主直に小作するを云ふ

小作證文年季は質地年季に准す

別小作と云は田畑を質に取り地主に不拘金主より外の者へ小作いたさるを云ふ證文は年季にても一年限にても勝手に致すことなり

永小作と云は質地の小作にてはなく自分所持の田畑を年季も取極めす數年間小作致するを云ふ永小

作は地主にて謂れなく地面を取上げ外の者へ作らする義は成かたし先小作米滞りの節地主より訴へ出しは小作米は吟味の上定法通り濟方を申付小作は前の通候様さすることなり无も永小作の田地を小作人の方にて質に入れ又は別人の小作に渡すことは禁制なり當時は永小作と云ふこと少なく拾年より長年季は致さるなり

名田小作と云ふは質地の小作にてはなく田畑を多く所持致し手作に餘る故小百姓へ數年作らせ置く名田小作にして廿ヶ年以上になれば永小作に准す

一家守小作と云は田畑反別多く小作入るゝとき地主世話届き兼る故小作の世話人を立て之に附置き世話致させ小作地の内何反歩と極め家守給に作らせ年貢諸役は地主にて勤む无も受人を立て家守受狀を取り家守給の外小作致せば外並に小作證文を差出さす若小作滞り出入に及ひしとき小作證文に請人加印ありて家守受狀通りの小作證文なれば當人受人兩人に濟方申付滞るに於ては兩人とも身代限申付るなり

附出作入作持添之事

出作と云は當村の百姓他村の田地を持他村人出て耕作するを出作と云ひ他村にては入作と唱ふ畢竟出作も入作も同じことなれとも雙方の村にて唱へ違ふのみ百姓住居の村よりは出作と云ひ田畑の地

元村にては入作と申すなり

第二章 土地の使用法

土地の使用に關して詳に其法を定めたるものなしと雖大寶律令の發布せらるゝや雜令中銅鑛及山川藪澤使用のことを定め併せて埋藏物獲得の權利を規定したり

凡國內有出銅鐵處、官未採者聽百姓私採、若納銅鐵折充庸調者聽、自餘非禁處者山川藪澤之利公私共之

凡取水溉田皆從下始、依次而用其欲緣渠道碾磑經國郡司、公私無妨者聽之、即須修治渠堰者先役用水之家、

凡於官地得宿藏物者皆入得人、於他人私地得與地主中分之、得古器形製異者悉送官酬直、(謂依律借得官田宅者以見住及見佃人爲主、若作人及耕墾人得者合與佃住之主中分、其私田宅各有本主、借者不施功力而作人得者合與本主中分、借得之人既非本主又不施功不合得分也、

文武天皇慶雲二年暮畔及宅邊に樹林をなすの步數を制限を立たるものあり則樹木繁茂して他の土地使用を妨害するを慮り之れか制限を立たるものなからんか

慶雲三年三月丁巳詔中略

但氏祖墓、及百姓宅邊、栽樹爲林并同二三十許步不在禁限、(續日本記)

光仁天皇寶龜三年六齋日并に寺邊二里内殺生を禁せらる當時佛法盛に上下に行れ遂に宗教上より起りし如此禁制を發するに至れり後世殺生を禁するの令往々史上に見る蓋しこゝに原因するなり

太政官符

應禁斷六齋日、并寺邊二里内殺生事、

右被内大臣宣稱、奉 勅前件事條禁制已久雖遠時序豈合違越、今聞京職畿内七道諸國比年會不遵行之寶淨區還爲徒獵之場、六齋日更成屠宰之節非直穢黜法門誠亦輕慢朝憲永言斯事深乖道理、自今以後嚴加禁斷、准勅施行如有違犯者必科違勅之罪、

寶龜二年八月十三日(類聚三代格)

山川藪澤の利は公私之れを共にすることは令文に定る所なりと雖爾來年を歷るに従ひ王臣諸司寺家の輩擅に威權を弄し公私共有の土地を專有し百姓を害するに至れりこゝに於て延曆三年十二月大詔を下し給ひて少數專有の弊を禁斷す

桓武天皇延曆三年十二月庚辰詔曰、山川藪澤之利公私共之具有令文、如聞比來或王臣家及諸司寺家

包并山林獨專其利、今而不禁百姓何濟宜加禁斷公私共之、如有違犯者科違勅罪、所司阿縱亦與同罪其氏家墓者一依舊界不得祈損、(續日本紀)

延曆十九年漁獵の爲め池水を決して田疇を損害することを禁す

太政官符

禁斷畿内七道諸國漁竭水事

右被右大臣宣稱、奉 勅蓋國之道務在勤農築池之設本備溉田、如聞猾民好滿決竭池水愚吏寬縱不加捉搦遂爲秋冬涸春夏水絕田疇荒損莫不由斯、自今後宜嚴禁斷如有違犯隨事科決位、蔭共若高散禁進上國郡不糺特置重科、

延曆十九年二月三日(類聚三代格)

平城天皇大同元年太政官符を以て四箇條の制を發布し王臣勢家の私に山林原野の使用を占斷するを禁し務めて貧富使用を平均せしむるに在り而して又慶雲三年の詔の如く墓邊宅畔の樹木を林となすの制限を立且桑漆及果樹并に粟を栽るの制度を定るに至れり是皆勸農の主意に出でたるものなり而して日本後紀類聚三代格月を異にすると雖要するに同意の制なり故に今其一を掲ぐ

大同元年八月廿五日太政官符

合四箇條事節三

一 氏氏祖墓及百姓栽樹爲林等事、

右件案太政官、今年閏六月八日、下五畿内七道諸國符傳、氏氏祖墓及百姓宅邊栽樹爲林等、所許步數具存明文者、去慶雲三年三月十四日詔旨傳、氏氏祖墓及百姓宅邊栽樹爲林并周二三十許步不在禁限者、又去延曆十七年十二月八日格傳、元來相傳加功成林非民要地者量主貴賤五町已下作差許之墓地牧地不在制限、但牧無馬者亦從收還若以島爲牧者除草之外勿妨民業、又入公并聽許等地數具錄申官符所謂明文更無有疑、

一 原野事

右件依同前符、公私可共案和銅四年十二月六日詔旨稱、親主以下及豪強之家多占山野妨百姓業、自今以後嚴加禁制、但有應墾開空地者宜經國司然後聽官處分、然則除及要地之外不要原野空地者、須聽官處分偏不可拘無用之土、

一 漆菓事

右同前符傳漆菓之樹觸用亦勿事須蕃茂並勿伐損其菓實者復宜相共者夫桑漆三色依例載朝集帳一戶三百根已上宜任戶内若有剩餘亦相共之、但宅邊近元來加功栽粟爲林者准上條量貴賤許之務從折中(格

逸○類聚三代格)

平城天皇大同五年二月山城大和河内攝津等の諸國に令して年魚を捕獲するの期限を立たり

大同五年二月乙巳勅、水陸之利公私所俱捕之不時物無繁育、如今百姓爲捕小年魚雖所獲多於物無用

宜仰山城大和河内攝津近江等諸國令加禁斷、唯四月以後不在禁限、(類聚國史)

嵯峨天皇弘仁三年九月東大寺四面二里の間殺生を禁するの制あり

弘仁三年九月乙亥勅、依天平勝寶格、東大寺四面二里之内不聽殺生、今年序稍遠禁妨彌薄宜令使經國司相立標榜、如有國師不檢即以違勅論者、而今无職之徒不畏朝憲國師講師禁制亦緩遂使奈苑之邊還作漁獲之地、禁牢之下不畏屠宰之場宜禁止有犯科罪(類聚國史)

桓武天皇の時山野池沼の利を壟斷して百姓を害するものを禁制するの勅あり然れとも此弊猶止まず仁明天皇嘉祥三年再勅を發して之を禁制す且之より嚮き山野に於て鶉雉を獵することを禁せられたと雖單に草木を伐採するは自由に之を許したるものゝ如し

嘉祥三年四月癸酉宜詔、山野之禁本爲鶉雉至於草木非有所制、如聞所司熟事意矯峻法禁奪人斧斤捕人牛馬絕其往還之跡妨其樵蘇之業爲人之患莫此之甚、宜早下知莫令更然、又聞豪貴之家非有宮符妄占山野多妨民利如斯之類、並早禁斷其江河池沼之類同亦准此、莫致人愁勝示路頭普令知見、(文德實

錄)

請和天皇貞觀中屢殺生に關して使用を制限せられ凡諸國の禁野鷹鷄の類を以て遊獵すること禁し且賣龜中禁せられし如く六齋日及寺邊二里内に於て殺生することを禁したまへり

太政官符

應重禁斷自六齋日、并寺邊二里内殺生事、中略

貞觀四年十二月十一日

應制狩諸國禁野事、中略

貞觀二年十月廿一日

禁制國司并諸人養鷹鷄及令狩禁野事、中略

貞觀五年三月十五日(類聚三代格)

陽成天元慶六年權僧正遍照の奏狀に因て毒を流して魚を捕ることを禁せらる是亦浮屠氏より出たることにして別に論するに足らず

太政官符

一應禁流毒捕魚事二箇條内

右權僧正法印大和尚位遍照奏狀備、今聞諸國百姓每至夏節、剝取諸毒木皮搗碎散於河上、在其下流者魚虫大小舉種共死、尋其元謀可要在魚至于響介無用於人、而徒非其要其委銀沙人之不仁淫殺至此夫、先皇至德永遣放生之仁、御主深仁蓋除流毒之害、伏望自今以後特禁一時之毒殺、將群虫之徒死者、以前條事如件右大臣宣奉 勅依奏

元慶六年六月三日(類聚三代格)

延喜四年水邊山林の樹木を斫損することを禁したり之れ水理を慮りて其河涯を損んことを豫防したるものなり

一應禁制斫損水邊山林事中略

延喜五年二月三日(類聚三代格)

崇徳天皇大治五年諸國より進る所の羅網を燒棄して鵜鷹犬の類悉く殺生關することを禁せらる

六月廿一日、紀伊國所進魚網於院御門前燒弃、此外諸國所進之羅網五千餘帖被弃之、又除神領御供之外永停所々網、宇治柱鵜皆被弃、鷹犬之類皆以如此此兩三年殊可被禁殺生也、(百鍊抄)

寺家所領の莊園に於ては往々殺生の禁を設けて人民一般の使用を制限せし所なるか今又僧文覺か川關の鮎漁を防止せんとして桂供御人等の解狀を捧げて訴へしてを文覺其事實に非るを答辨せし文書に付

ても寺學所領の莊内には殺生を禁せしや然かなり

柱供御人等解狀畏以給預候了抑吉富莊自後白何院令寄進神護寺候之時爲御并於莊内鵜飼者可令停止之由蒙仰候て令制止鵜飼候也川關は國領に候仍不能制止候供御人等寄事於左右猥令訴事候歟任後白河院御宣旨莊内飼場許は令加制止候也其外國中飼場文覺か不能進止候也且可有御遠遠候也以此趣可令奏達給候恐惶謹言

五月一日

文覺 (京都神護寺藏)

貞永式目追加中用水山野使用のことを規定す

一用水山野草木事

法意には山野藪澤は私共に利すとて自領他領をいはす先例によりて用水をもひく草木の樵蘇をもする也武家も此儀なり但地頭の立野在林には奇付かす

鎌倉氏式目中別に使用に關することを定めたることなし然り而して室町氏の末戰國の時に至り往々諸民家法中無益の殺生を禁する等の詞あり思ふに之れ當時武士らして逍遙日を消し徒に遊惰に流れんことを戒めたるものにあらずんば浮屠氏の教戒を守り所謂六尺の丈夫佛を見て拜するの類なからんか今奥津古文書より今川了俊家法中其一例を掲載す

今川了俊同名仲秋制詞條々

一好鶴鷹道遙樂無益殺生事

長曾我部元親百箇條中土地の使用を制限したるものあり

一於所々田を畠屋敷仕候事曲事也然上は所務水田同前可召上事

徳川氏治世に至り古代より因襲せる殺生の禁盛に行れ爲めに河水の使用を制限するの例證は之れを各藩の記録類に求めは其數多くして實に煩に堪へず今尙之を父老に訂せは歷々其事を吾人に談すへし凡殺生の禁を發するや日を限りて之を禁するものと所に關して永久之れを禁するものとあり而して多くは領主祖先の遠忌或は喪にあたりてこの禁令を發し或は實淨附屬地に關して之れを禁する等其理由多し然れとも之れを要するに又是れ淨圖氏の教戒より出たるに過ぎざるなり然り而して山林の如きも御留場など稱して河水と同じく禁令を發することあり

樹木の蔭影に關し他人の使用權を妨害するは農夫間常に起る所の爭論なり故に間敷を定めて樹枝を伐採せしむるの規則を立たり

一在邊田畑蔭切者古來及爭論事なり右大將家之定められし定法爰に附録す南は並木より貳拾間東は拾貳間西は拾間繩を除き大木枝を卸候事右之積を以可申付事(徳川禁令考)

樹木の蔭影に關し又二ヶの制を立たるを見たり而して殊に山村の農家に付ては之れか規定をなすに新山古山等の區別を立たり而して嚴に之れか制裁を加へたるものゝ如し

一農民於耕土不許構屋敷四壁の竹木生覆時は爲諸作之害新山古山之爭訴出るときは其林之内目通有及圍三尺は古山たるへし不及三尺は可爲新山不殘伐拂はせ非分之者百日閉居可申付事
一在之一ヶ村屋敷位之處其境に大木枝茂り鄰家穀子の障年貢上納之妨とならば先洗枝或はきり拂はせ總て陰拂年々可申付事(成憲考異)

評定所目安御裁許御記録魚獵採藻及河水寄地の境界に關することを定む

魚獵海川境論取捌

一川は附寄次第流に隨ひ中央可爲境事

一魚獵藻草中央限取之

又官中秘策によれば

一川附寄之事

大水にて自然と川瀬遠高外之新田地又は見取場小物成場秣河野原地等の無高之地所は付寄次第也然れとも川除等之仕形によりて分け手段を以川瀬遠候類は附寄之例と不用儀も有之事に候依之新提築

出し等其村之次第にまかせ川中へ仕出し候事制禁たり勿論高内之分は附寄の不及沙汰川向の附寄地を飛地に進退申付候定法也

秣場原野山林等の使用に關し田園類説に載する所左の如し

一秣場原野山林等入會の場所には何れも地元有之儀に候地元は野山年貢不出候も有之事に候入會の儀は古例次第の事に候何れも先は證據無之事に候地元村たりとも新開立出等は不爲仕定法に候中國四國の鹽田地方に於ては迅に採鹽濫製の害を防んか爲半持法關鎖法等の方法ありと雖予未た其實を知らず伊豫人藤田鶯溪子に囑して其詳なるを得たり依て其寄する所の文を左に掲くと云ふ

半持法及關鎖法

聞くか如くんは鹽田休地の事に關しては幕政中代の頃に於て鹽業衰落せるに臨み鹽業に熟練なる田中藤六等始めて交換半持の法を講出せり然れとも當時此法を以て管に減鹽貴價の策と爲し諸藩之れを容れず甚しきに至ては藤六等を禁錮したりしか當時の執政松平越中守(定信)親しく藤六等を太坂に召し就きて其所見を聞き始めて有益の理を了り其禁錮を解き遂に半持の法を認許せり此交換の業たる鹽田の半地を休業するものにして語を換へて之れを云へは半地營業の法なれば外觀上或は收獲の半を減する嫌ひなき能はずと雖其實日光を活用して人力を減するか故に收獲も亦殆んど全地營業

に下らす然れとも當時の執政は需用者に害を與るなきやを憂へ關拔の法なるものを規定し鹽價の騰貴を檢制し若し供給不足せは收獲遞減を顧みず鹽業者をして勞力を倍し採鹽を爲さしむる救濟法を設けしか此半持法の結果は大に殖産費を減するに留り聯かも需用者に缺乏を感せしめすかの豫防の關拔法も遂に必要なきに至れり予は當時の政策如何は措て論せずと雖需用者を害せずして生産上の衰落を救濟したるは較著の事實たるを見るに足れり

第六編 土地に關する訴訟及沒收

第一章 土地に關する訴訟法

訴訟のことたるや尤も煩雜にして律令以來未だ明かに訴訟法を定めたるものなし故に今動産と不動産との訴訟を分つは尤も困難にして到底其區別を立ること能はざるなり然れとも苦辛經營して法令諸史百家の書中に散見するものを集めて略訴訟法の沿革を叙することを得たり讀者幸に其組織の粗大を笑すして其苦辛を察せば編者の幸と云ふへし

裁判の初めて史に顯れたるは應神天皇の朝甘美内宿稱か其兄建内宿稱を糺するに當り湯を採て其曲直を決するに淵源するものとす而して皇德天皇大化元年秋八月丙申朔庚子詔して鐘匱を朝に設け民の寂枉を訴へしむ之れ訴訟の道を開くの初めなり

是日設鐘匱於朝詔曰、若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏、有尊長者、其尊長先勘當而奏、若其伴造尊長不審所訴、收牒納匱、以其罪々之、其收牒者味且執牒奏於内裏、朕題年月、便示群卿或懈怠不理、或阿黨有曲訴者、可以撞鐘、田是懸鐘置匱於朝、天下之民咸知朕意、(日本書紀)

文武天皇大寶二年二月朔始めて新律を天下に頒ち給ふに及んで訴訟の事又明にいたすことを得たり

凡訴訟皆從下始、(謂告冤曰訴、爭財曰訟、從下始言從郡司始也)各經前人本司本屬、若路遠及事礙者經隨近官司斷之、斷訖訶人不服欲上訴者請不理狀以次上陳、若經三日內不給聽訴人錄不給官司姓名以訴、官司准其訴狀即下推不給所由然後斷決、至太政官不理者得上表、(公式令)

凡訴訟(謂財物良賤譜第之類、事非侵害應待時申訴者也)起十月一日至三月卅日檢校、以外不合若交相侵奪者不在此例、(雜令)

右の律令に付て之れを指するときは公式令に於ては訴訟に關する受理の方法を指示し且上訴に關するの法を明に規定したり而して又雜令を指するに凡訴訟起す十月一日より始て翌年二月卅日までを以て訴訟を受理するの期限とせり

稱德天皇天平神護二年吉備朝臣眞備訴柱を中壬生門に樹るの奏言あり以て幾分か人權を保護したるを見るへし

天平神護二年五月戊午、大納言正三位吉備朝臣眞備、奏樹二柱於中壬生門西、其一題曰凡被官司抑屈者宜至此下申訴、其一曰百姓有冤枉者宜至此下申訴、並令彈正臺受其訴狀、(續日本記)

又同年九月使を七道に遣して前後交替の訟を判斷せしむ

天平神護二年九月丙子、以從四位下阿倍朝臣毛人為五畿內巡察使、從五位下紀朝臣廣名為東海道使、正五位上談海真人三船為東山道使、從五位上毛野真人出雲為北陸道使、從五位上安倍朝臣御縣為山陰道使、上五位下藤原朝臣雄田麻呂為山陽道使、從五位下高向朝臣家主為南海道使、採得百姓疲若判斷前後交替之訟并檢所損得、其西海道使者令大宰府勘檢(續日本紀)

而して聖武天皇天平以來國郡の圖を造り之を官衙に收め他日訴訟の起るときは圖に照して其境界面積等を檢點して判決するの制度なり田圖に關しては史中往々其事を載す而して圖帳は民部省の司る所にして職原抄之れか解を載せて曰く

民部省 周禮地官大司徒之職也、邦國土地之圖戶口人民之數此官之所知也、本朝又如此天下之戶口皆掌之、又有圖帳國郡之示載以明白謂之民部省圖帳、

又百鍊抄百寮訓要抄等の文を載せて田圖の訴訟法に關係したるの一物たるを示んとす

嘉祿二年九月十一日、盜人切穿民部省文庫盜取文書等了、諸國圖帳少々紛失、(百鍊抄)

民部省の圖帳とて日本國の指圖境などを定めたる數百卷此省には昔より傳りて日本國の重寶にて侍りしなり近頃はうせて侍りしにやいたく見をよひ侍らす諸國の境相論などは時は此圖帳にて考へられしかは明鏡にてそ侍りし(百寮訓要抄)

宇多天皇寬平八年諸院諸宮の主臣百姓に代て田宅資財を争訟するを禁したり思ふに之れよりさき王臣の勢を頼て百姓等の爲めに訴訟をなし暴利を傳する健訟の風漸く盛なるを以て遂にこの禁制を發するに至りたるものなからんか

太政官符

應禁斷諸院諸宮王臣家相代百姓争訟之宅資財事

右間山城國民若使正位下守左中辨平朝臣季長奏狀稱、得諸郡司解狀稱、諸院諸宮及諸王臣之或争百姓戸之或奪掠銀財物、不據國宰無牒鄉卿闖入部内遞相壓罪檀娘權不解理非之園因斯荒發財產爲之空竭望請使裁早被停止者、伏檢案内、訴訟皆從下始若有越訴法設科條有愚昧百姓不悟此理、告人囑請申官而乘成前人媚託乙家以扶勢國郡官司無力禁止、望請自今以後相争財物之宅雖事、假勢王臣不由國郡者不限土浪不論蔭贖決杖一百所争之物皆悉沒官、諸院諸宮王臣家許容者別當并家司科違勅罪如此則究民再蘇勢家弭害、謹勸申間伏請處分者、大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳民部鄉陸奥出羽指察使源朝臣能有宣、奉 勅依請諸國准此、

寬平八年四月二日(類聚三代格)

延喜五年十一月三日參河國の解により前文に掲げ來たりし寬平八年四月三日太政官符に云る如く諸院

諸宮王臣等の擅に百姓の訴訟に干渉することを禁制せらる又延喜十四年春二月三日善行の意見封事を上るや諸國吏民の越訴を停んことを請ふの箇條あり是れに因て之れを觀れば國司の治政に關し人民の越訴を朝になすもの多きや知るべきなり

其八請停諸國吏民越訴、以牧宰之重與吏賤民比肩受鞠雖事得白威權已廢知恥之士誰冀爲吏望、盡拘以文法除叛逆外不發朝使、(日本政記約文)

花山天皇永祚元年尾張の國民國司藤原朝臣元命か不法の祖稅徵收を憤り卅一箇條の愁狀を朝廷に捧て遂に國司を交替するを得たり事は載せて尾張眞福寺所藏尾張國解文にあり今其全文を掲んとす欲すれとも紙數甚た多きを以て單に愁狀の箇條を抜抄して該訴訟の一斑を窺ふの使に供す余は元尾張人讀て解文に至る毎に感嘆漏を移すと云ふ

尾張國解文

尾張國郡司百姓等解 申請官裁事請被裁斷當國守藤原朝臣元命三箇年内責取非法官物并濫行橫法卅一箇條愁狀

- 一請被裁斷例舉外三箇年内收納加徵正稅卅二萬二百四十八束息利十二萬□□百七十四束四把一分事
- 一請被任官府旨裁斷不別祖稅地子田偏准祖稅田附加徵官物事

- 一請被裁斷官物外任意加徵祖穀段別三斗六升事
- 一請被裁斷守元命朝臣正稅利稻外率徵無由稻事
- 一請被裁斷例數官法外加徵段別祖稅地子准額十三束事
- 一請被裁斷所進調絹減直并精好生糸事
- 一請被裁斷號交易詎取絹手作布信濃布麻布漆油苧茜綿等事
- 一請被裁斷代々國宰分附新古絹布并米類類等自郡司百姓烟責取事
- 一請被裁定守元命朝臣三箇年間每月號借絹詎取諸郡絹千二百十二疋并使々副取土毛事
- 一請被裁恤每年不下行物實立用官帳在路救民三箇年新糶百五十石事
- 一請被裁斷不宛行諸驛傳食并驛子口分田百五十六町直米事
- 一請被裁斷不下行三箇年所驛家雜用准六千七百九十束事
- 一請被裁斷不宛行三箇年池溝并救餘新稻萬三千餘束事
- 一請被裁斷不放調絹旬法符隔五六日面々使々放入部内令勘徵事
- 一請被裁斷守元命朝臣號田直代所部上中下徵納麥事
- 一請被裁斷令入部雜使等所責取雜物事

- 一請被裁斷以舊年用殘稻穀令春運京宅事
- 一請被停止號有樂人所召例貢進外加徵漆拾餘石事
- 一請被裁定依無馬津渡船以所部小船并津邊人令渡煩事
- 一請被裁定三分以下品官已上國司等公廩俵邊稻不下行事
- 一請被裁糺不下行書生并雜色人等每日食糶事
- 一請被裁斷以不法賃令運上市宅白米糶黑米并雜物等事
- 一請被裁斷非舊例用雜色人并部內人民等差負夫馬市郡朝妻兩所令運送雜物事
- 一請被裁斷不下行國分尼寺修理新稻萬八千束事
- 一請被裁斷不下行講讀師衣供并僧尼等每年施稻萬二千餘束事
- 一請被裁定守元命朝臣依無應務難通郡司百姓愁事
- 一請被裁斷守元命朝臣子弟郎等自郡司百姓手乞雜物事
- 一請被裁斷守元命朝臣息男賴方國內宛負數疋夫駄其功物以絹色強責取事
- 一請被永停止守元命朝臣子弟并郎等每郡司百姓令訖作姓數百町佃獲稻事
- 一請被裁斷守元命朝臣自京下向每度引率有官散位從類同不善糶事

一請被裁許以去寬和三年三月七日諸國被下給九箇條官符內三箇條令放知六箇條不令下知事

久安三年所領の讓與に關する訴狀并に建久七年相續に關する關白家政所下文あり今參考の爲め之を左に掲ぐ(古文書抄)

前椽建部宿禰親助謹言

言上稱寢院司清貞訴申爲薩摩國所部穎娃郡住人忠家等另母領以去六月卅日令押入事

右件稱寢院侯者親助父故賴親之所領也而賴親存生之時所讓與親助也仍賴去天永三年四月十八日死去之後任處分親助物領之刻賴親負累官物并旁負物蒙其責之日并依無術計副相本公驗於新券沾渡於伯父賴清畢以何證文忠家可令領知哉雖賴親之娘不預處分何況另其子忠家等之妨非道也仍任道理陳狀如件以解

久安三年七月十五日

前椽建部宿禰 花押

(香取古文書)

關白前太政大官家政所下 香取社神官等

可令早任親大稱宜惟房讓狀以男實員爲大稱宜職勤仕有限神事等事

右彼實員解狀云謹檢案内云鹿島馥取兩社者爲氏御祖神日往昔以降爲神主并大禰宜之輩任相傳譜代之

現成賜政所御下文者承前不易之例也就中至于大禰宜職者嫡々相承敢無有異議爰實員既爲惟房家督專堪社務之器量兼又相傳私領葛原牧小野織幡金丸丸散在神田等同任親父讓狀將令領掌勤仕神事早成賜政所御下文欲改不限之御祈禱矣者早任親父惟房讓狀以件實員宜令爲大稱宜職勤仕神之狀所仰如件神宮等承知不可違失故下

建久七年十一月廿日 案主中務錄中原

令中宮大屬大江朝臣 知家事內藏少允紀

別當大皇太后宮亮源朝臣 西市佑中原

內藏頭兼播磨守高階朝臣 太政官夫生中原

大宰權小貳兼對馬守中原朝臣

中宮亮藤原朝臣

右馬權頭源朝臣

修理大宮城使左中辯藤原朝臣(以下官名省之)

北條氏の政權をとるや貞永元年に至り式目五十條を作りて天下に頒つ所謂貞永式目之れなり而して此法略源右府以來の舊慣に據りたるものにして刑法の書にあらざるなり刑法は猶大寶の律を用ひたるこ

とは當時金玉掌中法曹至抄等の行れたるを以て知るへし

貞永式目土地の境界に關する訴訟法を制定し實檢使を遣して本跡を糺明し以て判定せしむ又諸國地頭年貢抑留の事及び國司領家成敗に關する訴訟の事を定む

一 改舊境致相論事、右或越往昔之境、構新儀案妨之、或掠近年三例、捧古文書論之、雖不預裁許、無損損之故、猛惡之輩動企謀誣、成敗之處非無其煩、自今以後、道實檢使糺明本跡、爲非據之訴訟者、相計滅境成論之分限、割分訴人領地之内、可被付論人之方也、

一 諸國地頭令抑留年貢所當事

右抑留年貢之訴訟者、即遂結解可請勘定、犯用之條若無所辨者任員數可辨償之、但於爲小分者早速可致沙汰、至過分者三箇年中可辨濟也、猶背此旨令難溢者可被改所職也、

一 國司領家成敗不及關東御口入事

右國衙莊園神社佛寺爲本所進止於沙汰來者、今更不及御口入、若雖有申旨敢不能叙用、次不帶本所舉狀致越訴者、諸國莊園并神社佛寺領以本所舉狀可經訴訟之處、不帶其狀者既背道理歟、自今以後不及成敗、

一 依無道理不蒙裁許之輩爲奉行人偏頗之由訴申事、右依無其理不關裁許之輩爲奉行之偏頗之由構申

之條太以濫吹也、自今以後構出不實企濫訴者可被收公所領三分一、無所帶者可被追却、若又奉行人有其誤者永不可召仕、

貞永式目追加廿箇年以後訴訟の事并に評定の時退座すべきものを定め而して訴訟の對決の時懸物を進めることを禁す

一 諸人訴訟對決進懸物狀事 仁治二八廿八

右甲乙之輩訴訟之時、遂對問之處或未預裁許之族、爲散鬱憤稱懸物捧押書或所申爲非據者以論人之所領可宛給敵人之由、相平載其狀之間各任貪欲之心彌好喧嘩之論歟、自今以後進懸物之狀之時於致濫訴者、早以不載懸物之所領可宛給他人之旨可令書載也、

一 廿箇年以後訴訟之事

右如式目者當知行之後、過廿年者任右大將家之例不論理非不能改替、而或稱謀書押領由訴之或掠領御下文知行、自今以後雖有文證紙繆守式目之趣、過廿箇年者不顧理非就知行之年紀可有御成敗、

一 評定之時可退座事

右祖父母、々々、子孫、兄弟、舅、伯叔父、甥、小舅、從父兄弟、夫、
一 評定之時可退座分限事

祖父母、養父母、子孫、養子、兄弟、姊妹、甥、姊妹、孫甥、伯叔父、甥、姪、又從兄弟、小舅、又畿内諸近國并に西國の國境爭論は國司の成敗に任し莊園は領家の沙汰を以て聖斷を仰きたるもの、如し

畿内近國并に西國の國境相論事、其以爲公領者尤可爲國司成敗、於莊園者爲領家沙汰經奏聞可爲聖斷之由被定、真以此趣被仰六波羅(東鑑)

寛元五年十二月雜人訴訟の事を定む

寛元五年丁未十二月廿三日丘寅今日雜人訴訟事被定其法其事書様一雜人訴訟事

百姓等與地頭相論之事、時有其調者於妻子所從以下盜財作毛等可被糺明也、田地齊令安堵其身事可爲地頭進止歟、(東鏡)

寶治元年十二月訴訟人の座籍を定む

有評定以其便就諸國地頭務有被定法事、所謂縱押領以後雖過廿箇年不可依年紀、本地頭任先例新地頭者守率法可致沙汰之由云々今日被定訴訟人參候所其狀云、

一 訴訟人座籍事

侍客人坐 奉行人召外不可參後座

郎等廣庇 召外不可參南廣庇、但陸奥沙汰之時者隨

召可參、郡郷沙汰人者依時儀可參小縁、

新人大庭 不應召外、相摸武藏雜人等不可參人南坪、
右若定奉行人召問兩方之後、一方致難澁送日數自數自對決三日過廿箇日者、不願理非任訴人申狀可有御成敗者、

寶治元年十二月十二日(東鑑)

建長二年四月雜人の訴訟法を定るや諸國の舉狀を帶ひ鎌倉中は地主吹舉に就て申出へき旨を定めて直訴することを禁したり

建長二年四月廿九日甲子、雜人訴訟事諸國者可帶所地頭舉狀、鎌倉中者就地主吹舉可申子細、無其儀者不可用直訴之由、今日被仰遣問注所政所是爲被禁直訴之族也、(東鑑)

新篇式目追加中所謂御下文を得て土地を賣買するものは年紀を論せずして御下文を得ざるものは廿箇年以物本物を辨することを定め而して證文に關するの制を發したり

一 沽却地事

於不載國名字於證文之地者、糺返本錢可令進退地主也、

一 永年買地事 附買券所取流所領事 文永四十二廿六評

於賜御下知及御下文所々者、不論年紀遠近可停止本主濫妨、不帶御下文等所々者廿箇年以後辨本物直可請取歟、

右弘長元年十二月廿七日

相摸守 左京權大夫

建武式目追加質券賣買地期經過のことを載す

一 質券賣買地事 文永五七四

給御下文者不及子細、雖不給御下文過廿箇年不及沙汰、

一 質券賣買地事 正安二

或成給御文并下知狀或知行過廿箇年者不論公私領、今更不可有相違、

予は又文永年中より元亨年中に至る間の訴狀并に下知狀を臚列して鎌倉氏封建代訴訟の狀を講究せんとす今日存する所の諸書一も當時訴訟の實狀を載するものなし故に止を得ず古文を探求して挿入する所以なり

(香取古文書)

關白前左大臣家政所下 香取社神官等

可早停止惟實新儀濫妨任手繼證文道理以大中臣氏號龜若女令進退領掌社頭三角田參段上分田參段

屋敷等事

右彼氏女訴狀云件屋敷名田等手繼相傳之證文顯然也而惟實乍知此等之子細致新儀濫妨之條猛惡之至何事如之哉就中對論本主子孫之條所被停止也云々者早任代々相傳證文道理以大中臣氏女可令進退領掌件名田屋敷之狀所仰如件神官等宜承知不可違失故下

文永八年三月日

案主 中原

別當右中辨兼皇后宮亮藤原朝臣

大從彈正少忠惟完

(東寺百合古文書)

東寺見住借僧雜掌僧賴尊謹言

欲早被申下入御室令旨被經 奏聞座主一邊停止執行大僧都藤伊濫妨任藤原氏女寄進狀并御室令旨長者下知行可有相違由被仰下當西院御影堂領水田五反半間事

副進

一通藤原氏女寄進狀案 正安四年三月八日

一通當勸修僧都沾却狀案 一通永仁四年六月廿九日
一通同年八月七日

一通御室令旨案 正安四年九月五日

一通長者執行寺下知案 乾元二年二月十七日

右件水田土者爲寺領代々執行傳領無相違而當執行僧都任雅意令沾却甲乙人之間往古寺領忽令他散之條悲歎之餘氏女勸隨分之微力以直錢百五十貫文買留之永令寄進當寺西院御影堂長日理趣三昧之供之畢其志趣奉爲金輪聖皇天長地久云具趣見于寄進狀且依存先例爲備永代之證驗所申下御室令旨也而者正安年中宗祐執行補任之刻就寺領興行之院宣雖申子細於件水田者已令寄進當寺御影堂長日御願之所之上者自然相叶與隆之勅裁之間領知不可有相違之旨貫首重被成敗畢加之往古勤仕之寺役亦以互退轉令勤仕之者也然者則云往古之所役云當時之興隆抽隨分之忠節之處當執行不領自身之放券不忍貫首之成敗容事於院宣盜致押妨之條所存之念無理之至也何況於件院宣着可任正安之勅裁之由所見歎然者爭今更可令致濫妨哉早任氏女寄進并御宣令旨長者下知等御影堂領所不可有相違之旨爲蒙勅裁粗言上如件

德治三年五月日

(香取古文書)

香取藏人三郎實衡申下總國香取郡金丸丸兩名田畠屋敷等事

右田畠者實衡爲重代相傳私領帶代々御下文處叙父實成并從父兄弟實春致濫妨之由實衡依訴申尋下訖

如實成去八月十九日實春同九月十日請文者代々御下文御外題等漁相違之上者止違亂候云々就之可令停止向後濫妨之由預御下知者不可殘訴訟之可殘訴訟之旨實衡捧申狀也此上不及至儀任彼狀自今以後不可有異論者依鎌倉殿仰下知如件

元亨三年十日廿七日

相摸守平朝臣 花押

修理權大夫平朝臣 花押

後醍醐天皇中興の際郁芳門外に決斷所を置き卿相を以て頭人として雜訴を總理せしめ大事は則記録所に於て親ら之を決斷し給ひ貞永の式目に據りて建武式目ら制せしむ然れとも因襲の久しき公平を保つを得ず女謁内奏行はれ政刑又紊亂す而して予は又當時雜訴決斷所に於て判決せし所の古文を掲く讀者頗く就て觀るへし

(東寺百合古文書)

雜訴決斷所

建武三年六月一日評定

多聞丸并多聞丸松夜乃丸與快乘道行相論山城國葛原莊并菊朱貞宗事

件相論事多聞丸者捧元弘三年七月三日繪旨同十一月廿七日 勅裁右馬寮施行同度々下知狀前寮務令

出川前左大臣家下文等菊朱貞宗兩名者多聞丸管領無相違之處號原葛原新莊領主快乘道行所押領構城廓令仰留年貢之由訴申之處又號多聞丸得地下沙汰人道行之語背契狀再請取狀業秀滿壽丸等搆出無體多聞丸之名字成敵對之旨爭申之剩松夜乃丸訴申云葛原莊事任貞應寄附永仁勅裁正中紀錄所勘狀可致寄得快乘道行領知云々爰快乘道行備加曆三年十一月一日繪旨嘉元院宣貞應嘉錄寬喜嘉復關東六波羅下知等去嘉曆重々有其沙汰須 聖斷之後無他妨之處多聞丸以下知行之他號左馬寮掠賜安堵繪旨及謀訴之剩又號多聞丸支申之處松夜乃丸方之及濫妨之上者任嘉曆勅裁可致寄置之旨申之間就致四方之相論可遂一決之對問之旨度々出廻文畢而兩人之多聞丸并松夜乃丸訴爲人難濫之間雖立使者猶以遁避之條依無盡胡以違背之篇可致裁許道行快乘等之旨有其沙汰之處多聞丸之申狀具書同筆也搆出内通表衰之謀訴以右知行之地掠賜安堵繪旨剩作出無體之多聞丸致自答之相論軒曲靈顯之間恐自科不出對難濫之上者國管被寄置謀訴尋彼多聞丸并乘秀等之在所召捕其身可被處罪科也次松夜乃丸難濫之上前々致寄附畢旁非沙汰之限然者快乘道行等帶度々勅裁以下文契上者止方之妨可全領掌之旨可致裁許哉

章有

正成

信運

康基
覺民
道日

雜訴決斷所下

快乘道行等所

山城國葛原莊事 在評定文

右任今月一日評定又止方之妨可全領掌之狀下知件

建武二年二月十六日

權少外紀兼左衛門尉清原判

從一位藤原造東大寺次官主殿頭兼左太夫小槻宿禰

中納言兼左衛門督藤原朝臣判

圖書頭兼大藏小輔土佐守藤原朝臣從二位藤原朝臣

修理大宮城使左中辨春宮亮藤原朝臣

式部權大輔藤原朝臣判

大膳大夫藤原朝臣

建武年間記より訴訟法に關するものを抜抄して之れを左に掲ぐ

一 塚相事

打越他領之條糾決之日無所遁者任所見被直定牒示之後、押領之年紀一倍以所打越之町段可被付押領

輩知行地於訴人、但於新給人者兩方裁斷以後猶違犯者其科同前、

離訴決斷所

一 沙汰刻限事

者夏自辰刻至 秋冬巳刻至自
午刻自 午未刻

決斷所條々 建武二年二月日

一 依訴陳難溢、并參決遁避裁許事

本訴縱雖有其理不可聽越訴、但其罪不可及嗣、

鎌倉氏に代て室町氏の政權を握るや猶貞永式目建武式目に據り其條目を追加す所謂貞永式目追加建武式目追加之れなり而して應仁以來天下喪亂群雄割據各地法律を異にし所在に刑罰を擅にす故に不動産に關する訴訟の如き更に定制ある事なし

貞永式目追加中證書の効力に關することを載せ證書并に保證人なきときは之れに起請文を以てするの制を立たり

一 諸人相論事

右證文顯然之時者不及子細、若證文不分明者可被叙用證申狀也、又證文顯然之時者證人申狀不能叙

用歟、又證文與證人共以不分明者可及起請文歟、證文證人顯然之時者不及起請文也（群書類從第四百卷）

建武式目追加文書紛失に關する訴訟法を定め且刈田狼藉に關する處分法制定したり

一文書紛失輩訴訟事 貞和二年九月廿七評定

可爲内談方所務之由先日雖有其沙汰於建武三年已前分者無事出之間委細之旨趣無據糺明歟、任先例尋問當知行之實否、於有證人等須成賜紛失安堵御下文、至同年已來分者守舊規於事出在所思實方安堵方問注所可有其沙汰焉次不知行地子於内談方且相尋當之領主糺明證跡可是非子細同前、

一 刈田狼藉事 貞和

爲檢斷方沙汰堅可被嚴制所犯治定者、可被召所領五分一焉、

諸國狼藉條々 貞和二十 二十三 沙汰

亂入他人所領、致非分押領輩事、

不帶補任裁判公驗不待使節之兼行無左右致亂入狼藉之條造意之企太以無道也不可不誠向後堂可停止

此儀若有違犯之挨者之本人與力人可收公所領三分一無可帶者可處流刑也、云々（建武式目追加庭中篇目）

土地の境界に關する訴訟には地圖に付て判決をなすの例は室町氏の時に於ても行れたるもの、如し今

夢窓國師か文書に付て考ふるに豫め爭論の起んことを恐れ地圖を製して定め置けるは蓋し又訴訟に關係をなすのを以てならんか

臨川寺領大井郷界畊繪圖

當寺管領之分與天龍寺及他人管領之地相雜故恐有諍論而難決仍以繪圖所定置也

貞和三年仲冬

開山夢窓 印章花押

（天龍寺古文書）

應永中訴訟に關する左の數項を規定す

一 諸人訴訟事 應永廿九廿廿六

於或年紀馳過或不帶公驗者、不可有御裁許焉、

一 諸人安堵事

就當知行被下安堵御判者普通之儀也、望申御施行之條、以次構私曲歟儘可被停止也

一 紛失安堵事

雖帶文書案文於年紀馳過者、不可有御許容、至捧當知行并年紀未滿文旨案文者非制限焉、（建武式目追加）

又應永中謀書の訴訟に關し裁斷を下したるものあり

美濃國東山口在極樂寺事英文西堂出帶之檢狀爲謀書之旨正覺庵門徒租得等就難申之有其沙汰糺明之處實書之段無相違之旨者早却押領人任智堅西堂安堵之御判如元可沙汰付文西堂難掌之由所被仰下也仍執達如件

應永廿一年七月八日

沙彌 花押

高土左入道殿

(古簡雜纂)

管領政所壁書中論人出對の事を定む

一論人出對事 正長十一

就訴狀觸遣之處、當知行之輩令難澁之條、且無理歟、且造意歟、共以非正儀早奉書到來之後、支狀出帶日數可爲十箇日、次論人奉行請取陳狀證文催促之時十箇日間可出帶之彼是不可過廿箇日、於其內者不及沙汰送過此日限者不謂理非直可被裁許、訴人至在國旋者隨國遠近宜有沙汰焉
永享より長享に至る間訴訟に關して規定したるもの左の如し

一 訴論人文書事 永享二八廿一

共以載目錄加判形可令備進矣。

一就諸人訴論僧女

付比 長享二五六
丘尼 右筆飯尾宗勝

口入事

如近日者得訴論人語不謂尊卑、或執申之或口入之條不可然、任先例向後彌可裁停止之、若背此旨於執申仁者可被召所領、無所帶者可被處流刑、至訴論人者縱雖爲理運永可被弃置之矣、

被仰出條々 文明八廿四

諸人訴訟事、兼難被定歟、且隨證文之理非、且依年序遠近、可有御用捨事乎、

尾洲代

條々 永正六

一口入事

權貴并女性被律僧口入依先例可被停止矣。

雜筆往來中訴訟に關する詞あり簡明にして當時訴訟法の如何を知るに足れり故に之を左に載す
糺決眞僞可承伏事歟、道理至極誰謂非據哉、無文書証認者可及奏聞、於構謀計者不可達上聽、重代相繼私領也、寧可致競望哉、手繼相傳全不合牢籠披見券契者、不及推量儀理非分明也、更不能對問文理顯然也、敢不可及覆勘證據明鏡也、何無許客哉理非懸隔也、不及對決不當謀書也、

戰國の時に至ては群雄割據し各政令を立て、幕府の命令に従はず擅に人民を支配せしを以て此際一に

制度の見るべきものなし方今に至ては僅に武田長曾我部氏等の家法を存するに過ぎず今二氏百箇條中稍訴訟に關するものを摘載して戰國中制度の一斑を窺ふのみ

山野之地就打起四至傍示論境者糺明本跡可定之、若又依舊境不及分別者可爲中分、此上尙有爭論之族者可付別人、(武田信玄百箇條)

一 堺論之事如何様にも驗地帳次第たるへし雙方共遂言上沙汰分明上非分者には爲過怠五百貫文可出之但雙方申分於不聞分者論所之地可召上事

一 田畠相判之事年號曰付可爲前後次第事

一 公領名田訴訟停止之事、付買地判形前德政右同前、判形無之地有可依奉公之忠事、

一 買地之事雖爲永代證文本米十俵不相當者可爲本物、又歷然雖爲永地證文無之者可爲本物雖爲本物證文無之者可爲年毛、右者從先規相定也、壹俵分壹反之借狀仕候共三年之作過候者本半不返辨本主可返付、又永地又本物共買主絶候者本主へ可相付十箇年より内召置候者買主右買地可返、十箇年過候者不及沙汰買主可知行事并借爲已下も可爲同前也、又賣主相絶候者永地本物年毛共悉判前之外者直可召上事、

徳川氏の制度は規模を貞永建武式目にとり儘慶長以前武家の慣習を酌量したるものなり今天和御式目

寶永新令を按するに私領百姓の訴訟は其領主の處分に任せ他領に關するときは兩所の會議に付し其決し難きものは評定所の裁決を請しむべきことを定めたり

一 私領百姓の訴訟は其領主の裁斷たるべき事若し他領に係るに於ては或は兩地の領主互に相通し或は支配の頭人各相會して議定すへし事猶一決し難きに於ては評定所に就て裁決を請はしむべき事

(寶永新令○寶永七年武家諸法度)

享保年間に至り質地年期に關する訴訟法四條を定め且土地の境界或は質地等に關し非理の訴を起すものを制するの令を發す

享保元年以來季明の質地は自今年季明より十年を過ぎ訴るとも受理せず金有るに隨ひ請返すへき旨證文に記載せる質地は十年を過て訴るとも亦受理せず(牧民金鑑)

一年季過て受戻さす候は、直に流地致すへき證文并に年季明し候へは子々孫々まで構ひなく金主進退致すへく或すへく或は此證文を以て永く支配致すへく又は名田に致すへきなどの文言の事は是れは年季明け期月より二箇月迄の内訴へ出るに於ては吟味の上受戻させ二箇月過て訴へ出たる分は取上さるゝことなり

一字位なく或は名主の加印なく又は宛所なく年號等もなく御定の外長年季證文の事は是れは何れも不

埒證文に付訴へ出るとも取上す質地に入れたることを名主存知ながら加印せざるときは名主は過科一質地年季御定の事は前々は年季の限りはなく拾五ヶ年にても廿箇年にても雙方相對にて極めたる處享保六丑年以來年期は拾箇年に限り夫より内の年季は勝手次第拾年以上の長年季は御停止に成り拾箇年以上の年季證文を以て訴へ出るとも取上す尤其品により吟味の上夫々答を申付(田制篇)

一郡境村境山野之論又質地等の義其外奉行所へ訴候事に付證據無之非分之義をも何角申紛し又證據有之義も年經候へは其事を申掠及出訴相手村分の難儀に及はせ其上雙方村々困窮みへに成不屈に候條向後如斯之筋不可訴出候先此類の事實の事訴出僉儀の上巧之譯相知候は、其答可申付候事以上(憲法部類卷七享保九辰年四月廿二日)

元文二年質地に關する觸書あり以て當書の證書に關する効力如何を見るに足る

元文二巳年質地之儀に付觸

覺

- 一名主加判無之質地證文之事
- 一名主置候質地は相名主又は組頭等之役人加判無之證文之事
- 一拾ヶ年季を越候質地證文之事

右三ヶ條之儀并田畑永代賣買又は地主より年貢諸役を勤金主は年貢諸役を不動質地之類は前々御停止に而村方五人組帳に書記有之處右の通の不埒之證支を以訴出候も有之は自今五人組帳名主莊屋等より大小之百姓等へ度々爲讀聞不致忘却様可仕候

一享保元申年以來年季明候質地は自今月季明十ヶ年過訴出候は、取上無之事

一金子有合次第可請返旨證文有之質地者質入之年より十ヶ年過訴出候は、取上無之事

右二ヶ條自今十ヶ年之内訴出候は、取上裁斷有之候右年數過候分は取上無之事

右之通村々に而可相心得者也(徳川禁令考)

凡國郡境界の爭論あるときは原被兩造作る所の繪圖を官衙に於て備る所の繪圖に照してこれを裁判し尙決しかたきものは鎌倉氏の時の如く檢使を發して之を處分す其裁決の繪圖には所謂三奉行(寺社奉行勘定奉行町奉行)の連印と老中の加判とを要す

裁許繪圖裏書加印之事

一國境郡境裁許繪圖御老中加印三奉行連印但右之外繪圖裏書を以裁許之分は三奉行連印論所見分并改遣候事

一論所之事國境郡境までも雙方立會繪圖と御國繪大概の相違於無之は不及檢使裁許可有之候入組不

申儀も猥りに檢使差遣申聞敷事 元文五年極

一田畑山林等出入繪圖書付等にて難分地改不致候ては不相決候は、不及伺最寄の御代官手代差遣地改爲仕可申事 追加享保七年極

論所見分伺書繪圖等に書載候品々之事

一論所之町歩反別は勿論證據に引候諸帳面證文之文言之内其事之員數等書出し可申候繪圖面にて極候義は右繪圖入用之處計りて小繪圖に仕可差出候 享保十一年極

繪圖面論外之分は不致粉色名所を附訴訟方相手方と肩書仕可差出事 元文五年寛保二年極（以上寛保百箇條）

要政集質地に關する加判人のことを載す之れ又訴訟に關係するを以て之を左に掲ぐ

一十年季を越候長年季之質并名主加判無之勿論各主置地は相名主組頭等の役人加判無之は無取上是は名主加判無之百姓相對にて依金或は永代賣頼納賣等に准し不法之質地引取候に付前々より停止也刑名副律中地所書入證券の偽造に係る判決の伺書を得たれば之を左に掲ぐ蓋し又訴訟に關係するものなればなり

書入致置候地面を質地に可取ため證文拵候もの御仕置之事

寛保三年亥年八月
御仕置之例

武州栗原郡

伊兵衛半吾

此半吾儀同村金藏方より熊次郎方へ田畑書入之積りにて金七兩内借致候處右田畑半吾望に付熊次郎方之返金致させ候積に金藏と相對致し右書入假證文は以前之積に質地論文拵正金十二兩三分可相渡約束之事而金七兩三分相渡殘金は半吾方より預證文可申旨申合右手附金藏請取證文迄拵遣段不届に付重追放申付哉相伺

御差圖

半吾所持之田畑有之候は、取上可申候得共無之候は、親伊兵衛所持之田畑相應に取上所拂

安永五年溝渠に關する訴訟取扱の方法を議定するものあり

用惡水川除等之出入取計方申合書付

用惡水川除之出入者趣意を考時宜に隨ひ或は定例之通熟談申渡不相調旨申出候節雙方地頭家來并訴訟方呼出地頭家來場所へ相越相手村方へも爲申聞水置等見届致目論見三ヶ年五ヶ年も相様し水旱損之様子も相考委細申聞候條於評定所申渡目論見も不調旨申出候節目安裏判差出雙方吟味之上地役差遣し目論見譜致し候上又々様に可申渡候（法曹後鑑安永五年十一月十一日）

安永十年質地作徳出入に關する評義あり又評定所目安御裁許御記録によるに質田地取扱に關し訴訟期限を定めたるものあり

質地作徳出入

作徳計相願候節并質地元證文小作證文共相糺字位反別水帳に不引合或は認無之候共加判之名主御定の通過料之上作徳仕借金之利足に准し濟方申付質地元金者濟方に不及沙汰候へ共右體不埒證文に付相對之上識文可仕直せ可申筈(法曹集 安永十丑三月四日一座評議極る)

質田畑取捌之事

一 質地滯日限 金五兩 米五石 以下卅日限 五兩 五石 以上 十兩 十石 迄六十日限 十兩 十石 以上 五十兩 五十石 迄百日限 百兩 百石 以上十ヶ月限 二百兩 二百石 以上拾三ヶ月限

一 御朱印地面質地に置候者重追放又請取候者遠島

又法曹後鑑を按するに大坂訴訟取扱の定日并に身代限に關する事を載す

(七十八) 大坂公事方取計一件

訴訟日 二日 十三日 廿二日

公事日 六日 十六日 廿七日

右公事訴訟日左之通相改申候

公事訴訟日

二日 六日 三十日 十八日 廿一日 廿七日

一 借金銀賣掛出入之事 一 訴出候日より三十日日差日に裏書せ候事

一 差日に病氣斷申出候得者又三十日日差出に申遣以上病氣斷二度迄承届三度目は代人を以成共對決申付候

一 對決之上濟方日限十貫以下六十日限十貫目より五十貫目まで百五十日限五十貫目以上三百六十日限

右日限に不相濟候得は三十日押込申付但兩御番所にては六十日目に不相濟相手方出候得者村預け當人病氣に付代りのもの差出候得は病氣見届に差遣候上押込被仰付御代官所にて奉行所同斷取計一日限之内過半濟候得は又初之日限程日限被仰付候

一 右押込之内不相濟候得は身代限被仰付候事

一 但身代限申渡候節者雙方村役人并用達下代立會之上申渡す

一 妻子之道具者除候而家財家屋敷田畑迄身代限りに申付

一書入證書類は地所相渡

一同居致居候者は其人の衣類道具計身代限に申付

一家屋敷田畑等質地に入有之候得は其分賣拂元利質取主へ相渡賣出之分身代限受取候者へ相渡す

徳川氏治世主年々發せし法令の如き一々之れを求めて網羅すれば却て讀者をして其煩に堪す殆と五里霧中に彷徨せしむるの恐あり故に幕政中訴訟に關する原則の如きものゝみを彙纂して其大略を知るの便を圖ると云ふ

第二章 土地の沒收

田宅資財を沒收するは一の制裁にして我國古來より行れたるものゝ如し大寶律令中贓贖司の官衙ありて配沒の事を司りし之れ其例證なり本書中賣買典質等に關し制令を犯したる爲め其土地を沒官するの制裁を加へたるは既に讀者の看了せし所ならん而して鎌倉室町の封建代に至ても式目中沒收のことを規定し盛に行ひしものゝ如し降て徳川氏に至り又嚴に沒收を施行せり讀者沒收の何者たるを詳にせんと欲せば請ふ附録刑名一覽表を見よ

清和天皇貞觀年中私に鑄錢するものゝ田宅資財を沒收するの令あり

應沒私鑄者田宅資財事

右檢非違使起請條、謹案法條無可沒入私鑄錢者財物、而使等至分沒其舍宅資財難非法意行來成例望請編之 朝章嚴遏其奸者、右大臣宜奉勅依請、

貞觀十六年十二月廿六日(類聚三代格)

右に擧げたるは格文は中古沒收を施したる一例にして一々史上より抜抄し來るときは爲めに數葉を填するに足ると雖嚮きに陳へたる如く讀者は既に賣買典質等の章に於て沒收の制裁を施したるの數例を見たるを以て今又重ねて之れをこゝに掲るときは徒らに其煩を増すのみこゝを以て編者は勉めを省略をなすと云ふ讀者幸に彼此を參觀せよ

北條義時の大權を握るや仁科盛遠の上皇に仕へしを憤り其所領を沒收したるか如きは所謂承久の亂を醸したる一原素となりしものにして義時の無道固より論するに足らざるなり

信濃國の住人仁科次郎盛遠と云ふ者あり十四五になる子二人持ちたり上皇熊野參詣の道にて參り合ひ即ち見參に入り奉り云々と申しければ則西面に參るへき由仰せ下されけり悦びて成し父盛遠も參る義時傳へ聞きて關東御恩の者か義時に案内を經すして左右なく京家奉公の條甚た以て奇怪なりとて盛遠か所領五百餘町沒收しけり盛遠此の由を上皇に申しければ返へし付く可き由義時に院宣を下

さる御請け文には返すへき由申しなから則地領を居えけり(田令圖解抄引八條家本承久記)
土地を沒收することは鎌倉封建代に至て盛に行れたるの、如し今御成敗式目を按するに守護人の事由
なくして擅に土地を役收するを禁するの文ありて當時幾分か人權を保護したるを見るに足れり

御成敗式目 貞永元年八月十日

一同守護人不申事由沒收罪科跡事

右重犯之輩出來時者須申子細隨左右之處、不決實否不糺輕重恣稱罪科之跡、私令沒收之條理不盡之
沙汰甚自由之奸謀也、早注進其旨宜令蒙裁斷猶以違犯者可被處罪科次犯科人田畠在家并妻子資財事、
於重科之輩者雖召渡守護所至田宅妻子雜具者不及付渡、兼又同類事縱雖載白狀無財物者更非沙汰之
限、

一依夫罪科妻女所領被沒收否事

右於謀叛殺害、并山賊夜討強盜等重科者可懸夫咎也、但依當座之自論若及及傷殺害者不可懸之、

又沒收の一例を擧げは

以田地所領爲雙六賭事 文曆二

右博戲之科禁制惟重、而近年非管背制符、剩以田地賭之由世間自今以後可從停止、若猶今違犯者早

被處重科可被沒收其賭也、(式目新篇追加)

元德三年殺人罪を犯したる筑前八郎の土地を沒收したる古文書を得たれば之を左に掲ぐ

沒收言上大袋殺害以下條々罪科犯人筑前八郎跡田畠等事

田畠等事

合

一田地

壹段 前田作人觀音〇〇

壹段 四郎宮掌作

一段 小馬渡〇堀田
〇三郎作

一段 北垣内付四
大世古次郎作

半 牛庭作人藤次郎

一畠地

壹段 屋敷付東

二丈 北畠作人石若次郎

壹段 鳥帽子形
作人石若次郎

壹段半 四十田作人小法師

二丈半 十妙前付北

一段 南萬町辻
作人物忘作

壹段 石橋
作人〇〇次郎〇〇

二段半 屋敷後
大垣内

壹段 〇坊〇〇内田〇〇〇在之
作人岩淵鶴大夫

壹段 慈音前

壹段 大垣内

西垣内作人〇〇

三丈 久志本作人箕曲三郎太夫

三丈 久志本禪師太夫作

鹽濱三丈

山一所尾上寺東坂所分止中分之

右件事任被仰下之旨所令沒收言上也仍狀如件

紀景實列

元德三年三月十日

使檢非違使新家判

(光明寺古文書)

降て室町氏の時に至り沒收の事又盛に行れたるものゝ如し

貞治二年南方正平十八年正月南山の帝住吉より吉野に還りぬと云々去年二月修理大夫道朝入道四男治部大輔義將執事職たるのあひた父道朝人道天下成敗を意にまかするのあまり我意の沙汰多し就中越前國河口莊は南都の所領たるの所去年より沒收家中等にあて行ふ河口莊は當等維摩會要脚たりこと一寺の學徒是を以朝に一の資を得餐霞のうへをやむ然るに彼押領によつて諸事の要脚ことたく闕如しぬ又是一寺滅亡の基たるか(七卷冊子)

應永二十二年四月廿五日鎌倉政府所にて御評定のとき犬懸の家人常陸國住人越幡六郎某科ありて所帯を沒收せらるゝ禪秀さしたる罪にあらず不便のよし扶持せらるゝ間以の外に御氣色を蒙りける禪秀は道の道たる事をいさめす法外の御政道に隨ひ奉りて職にゐて何の益かあらんと述懐して同五月二日管領職を上表申されしかはかやうの事彌上意を奉令輕と御腹立あり則收上表畢(鎌倉大草紙)闕所とは沒收と名を異にすれとも其實に至ては同一にして田宅資財を沒官するを云ふ室町氏に至ても猶この言を用ひたるなり

一諸國闕所事 正長元十十一

訴人就理申雖被充行、或稱本主或號新給支申之輩繁多也、所詮闕所之段土貢員數相尋守護人依左右可有其沙汰、若注進之日數過廿箇日者以訴人差申在所可被給御下文矣、(侍所沙汰篇)

酒屋土倉闕所事 永享二年二廿

若有如此闕所者可被付納錢方焉

借錢事以巨多要脚令借用之輩、寄事於窮困最小分致沙汰可被借書之旨及強談云々、結構之趣置科惟重請人堅被制禁者也、請文請人同前將、又稱有借書或寄進寺社或請人及譴責之輩近年繁多也、於向後者致訴訟可仰御成敗、若背此旨者可被處其科矣、(式目新篇追目)

闕所家御定法之事

自侍所爲彼役於山口中所彼闕所之家事、縦雖爲其領主以私之儀不可有成敗也、自今以後經上裁可被定是非之由所被仰出也、此旨請人可被存知之旨壁書如件、

文明十九年二月廿二日

左衛門尉弘康(大内家壁書)

又信玄家法を按するに恣に罪科と稱して沒收すへからざる旨を載す當時沒收の盛に行れたるや知るへきなり

一國中之地頭人不申子細、恣稱罪科之跡、私令沒收之條、其自由之至也若犯科人爲晴信被官者、不可有地頭之綺、田畑之事者、加下知可書、別人年貢諸役等地頭へ連可辨償、至恩地者、不及書載、次在家并妻子資財之事者如定法職へ可渡之、

室町氏より以來武士の采地などを沒收するは一の制裁と云ふよりは寧ろ喜怒の私情に任せて行ひしものと云ふへし豊太閤の小田原を征するや徳川氏の臣植村正勝箱根足柄を守り居たりしに太閤の召しに應し婦人大勢(淀君等を云ふ)足柄の關を通んとす年勝軍令を守りて許さゝりしかは太閤怒りて家康に告げ采地を沒收せられし(寛政重修譜)如き其例なり如此類を史に付て求めは其數甚多しと雖予は一々之れを擧げす進て徳川氏に至り所謂闕所と稱する田地資財を沒收することを説んとす凡闕所と

なるへきものは重罪遠島重追放等の罪を犯したるものにして輕追放以下に至ては或は田畑を闕所となして家財を許すことあり或は闕所に及はざるものあり而して妻の所持せし財貨并に田畑は妻の名義を付したるものは闕所すへき例外とす然り而して闕所の田畑等は地頭へ取上るの特權を與へたるものなり

御仕置に相成候者闕所之事

一磔 一火罪 一獄門 一死罪 一遠島 一重追放

右御仕置申付候者は田畑家屋敷家財共闕所可申付中追放田家屋敷輕追放は田畑計闕所申付家財に中輕共不及闕所吟味之内病死致し候共吟味詰御仕置可申付者に決置候上病死致し候は、伺に可成筋之

御仕置之者は窺之上闕所可申付事 追加従前の例
延享二年極

一御扶持人にも重追放以上は闕所仕形右同斷中追放輕追放は家屋敷計闕所家財不及闕所

一夫御仕置可成闕所之節妻持參金并所持之田畑家屋敷者可致之所事但妻の名付にて有之分不及闕所

事

一私領百姓公儀御仕置に成田畑家とも闕所の節は地頭へ取上可申旨可申渡候事 元文五年極(徳川禁令

考)

徳川氏の銳意土地の賣買を禁するや犯者を處するに嚴刑を以てす固より武斷專政の時代にして法律なきは怪むに足らずと雖今日より其狀を考察するときは刑を一身に止めずして無辜の子孫を罰するか如きは轉た讀者をして戰慄せしむるに足れり

田畑永代賣御仕置の事

一賣主牢舎の上追放本人死候時は子同罪

一買主過怠牢舎本人死候時は子同罪

但買候田地賣主の代官又は地頭に取上へし

追放百姓跡式の事

一追放の百姓田畑屋敷諸道具是迄闕所になりし所向後は家諸道具丈は構ひなき旨享保二酉年六月廿九日相定る(地方落穂集)

地方問答書追拂仕置等の處分を受け闕所となりたるもの、質地に關する制度を記載し又逃亡人の田地處分のことを載せたり逃亡人の田地處分のこととは俗に上り田地と稱して沒收とや、性質を異にするものなり然れとも古來はすへてこれ等をも地頭へ取上たるの制度なりと云ふ後の地方凡例録の文を讀て其詳なるを知るへし

地方問答書追拂又は仕置に成百姓闕所申付候百姓田地の事實地に入置候分は入札申付候て質借金より入札申付候て質借金より入札直段高く候へは貸金程相渡殘分は取置候若入札直段下直に候くは田地を流地に渡候法にて候

一逐電欠落百姓の田地は取上候法にて拂田地には不致村總作に申付置候何之無料身體不成候て逐電欠落仕候者は咎無之候事故後日立歸候節田地爲取候事も有之故總作に申付置候事

地方凡例録闕所并に上り田地の事を記載す甚た精確なり故に其文に就て看了すれば闕所と上り田地との區別をも明かにするを得へし今該書中より緊要のもの左に掲ぐ

闕所田地と云は重罪の田畑家屋敷家財等まで一式欠所に成又は田畑計闕所に成もあり之れを入札を以て相拂ひ代金を地頭へ納む

又不埒の質地或は科の品によりて闕所と云程にもなく田地を取上になること等幾許もあり之を取上地と云ふ是又入札を以て相拂ひ代は公儀地頭へ納む尤も其時の様子により入札いたす者もなく村引受などに申付ても直段格別下流に當れば拂にいたさす村々の總作に申付ることもあり

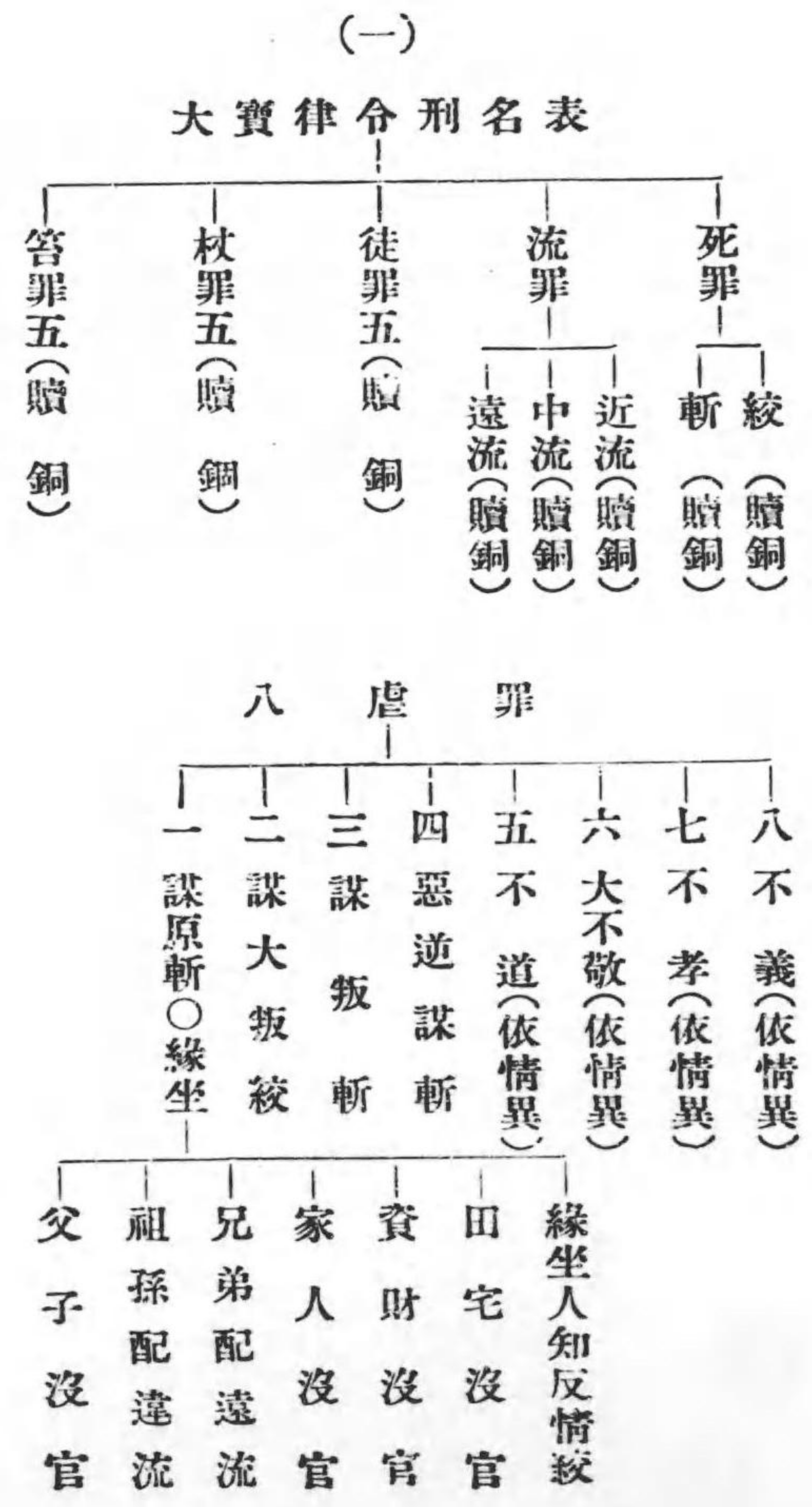
一上り田地と云は欠落逐電百姓の田地を云ふ古來は科の有無に拘らす總て取上に致し村總作に成る法なりしか近來は借金等相嵩み身上取續かたくして是非なく欠落致し科なければ田畑取上に相成ら

す子孫の者相續いたし獨身者か或は妻子を引連れ出奔致し跡株相續人もなき節は親類の内身近の者引請年貢諸役相勤め親類なき者は縁者好身の者を吟味の上引受さするといへとも好身の者もなく跡株引受人なければ據なく上り田地に致し年貢未進等ある分は田畑入札を以て未進丈は相拂年貢償残りの田畑は村々の總作に申付置きて後年に至り本人立歸りたるとき科のなきものなれば之を歸し渡す爲めに拂にはいたさるる法なり

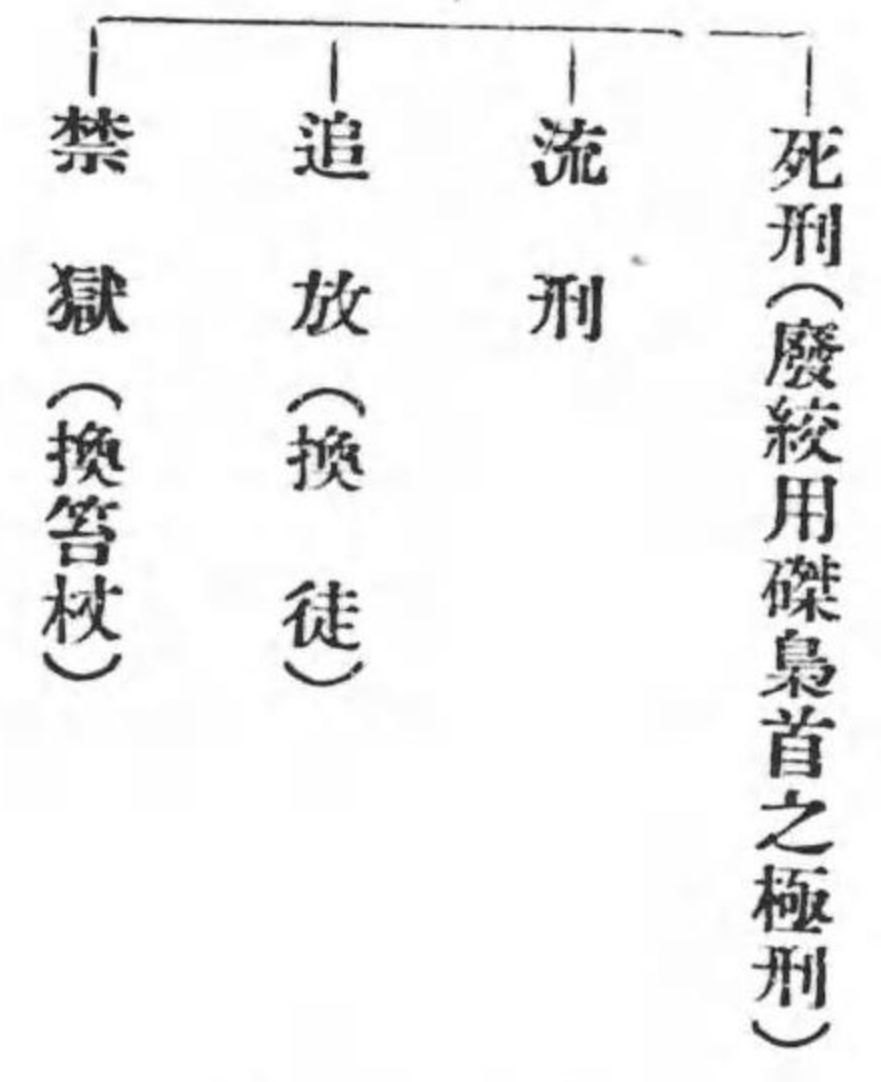
一欠所取上田地上り田地とも拂ひになるとき質地に入置きたる分は入札申付賃金高直なれば賃金丈取主へ相返し田地は落札人へ相渡殘金は公儀地頭へ取若札開の上賃金高より下直なれば年季に拘らす流地に致し質取主へ田畑を渡す法なり

徳川氏の時代に至ては闕所を以て一の附加刑(追放以上の刑に屬す)とみ罪の輕重に従ひ田宅財産を沒收し或は田宅のして官に沒收す而して土族の所領を沒收するは改易切腹の場合にして改易は除名沒官にて土族の藉を除て其采地を官に沒收す切腹は賜盡にして罪の輕重に従ひ采地を沒收するあり或は子孫に給するあり又時としては其幾分を減して給することありと云ふ予今筆を擱するに臨み刑名表を作りて閱覽の便に供す讀者幸に參照して了する所あれ

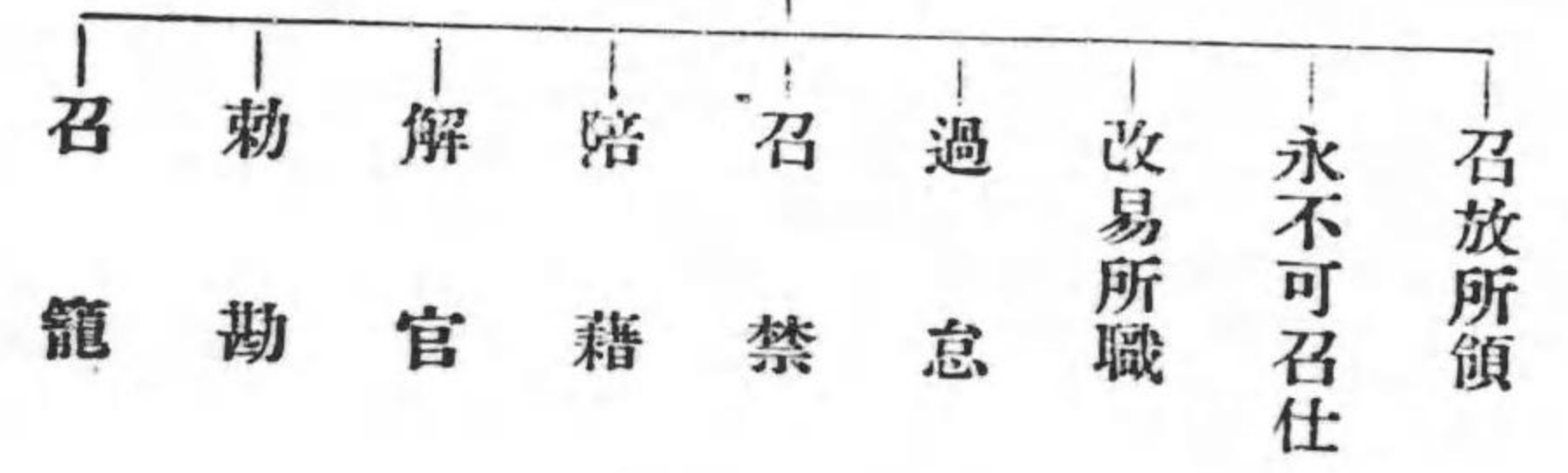
附錄 刑名一覽表



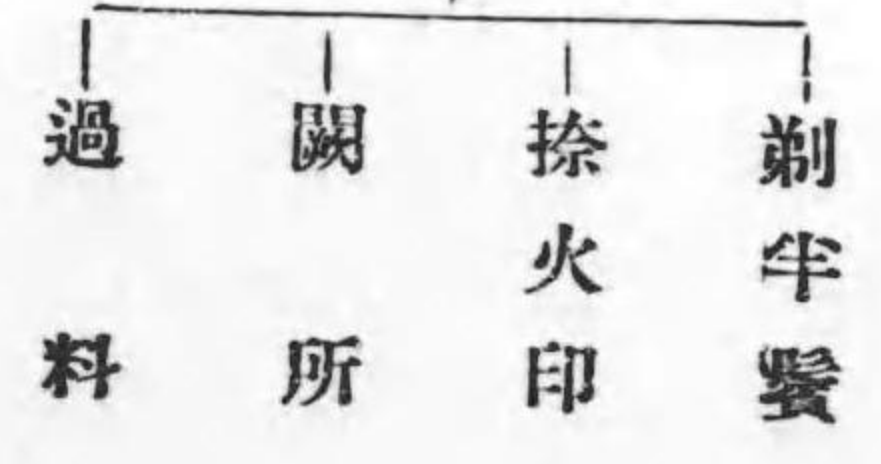
(二) 鎌倉氏封建代刑名
正刑



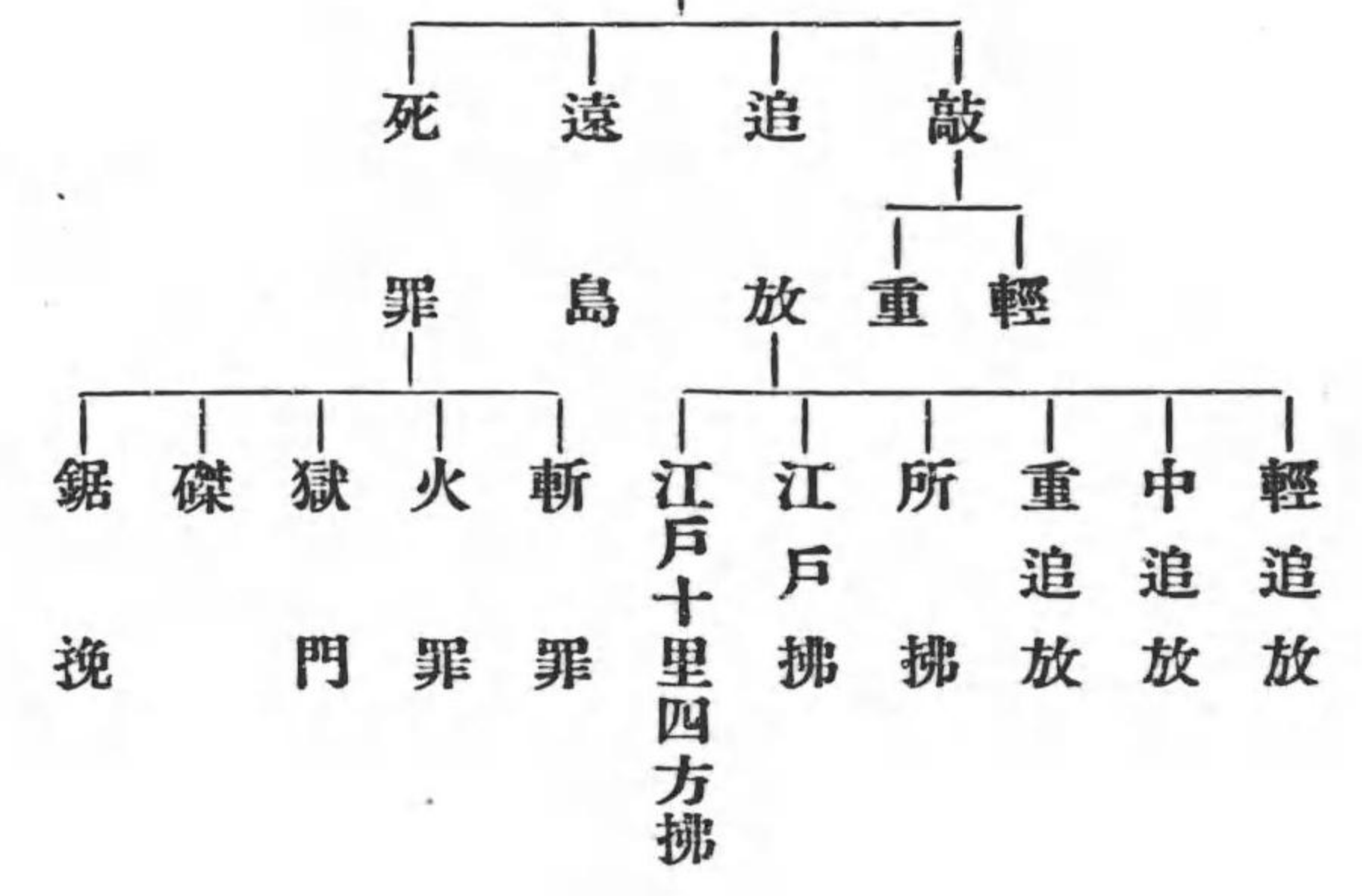
閏刑一
(武家)



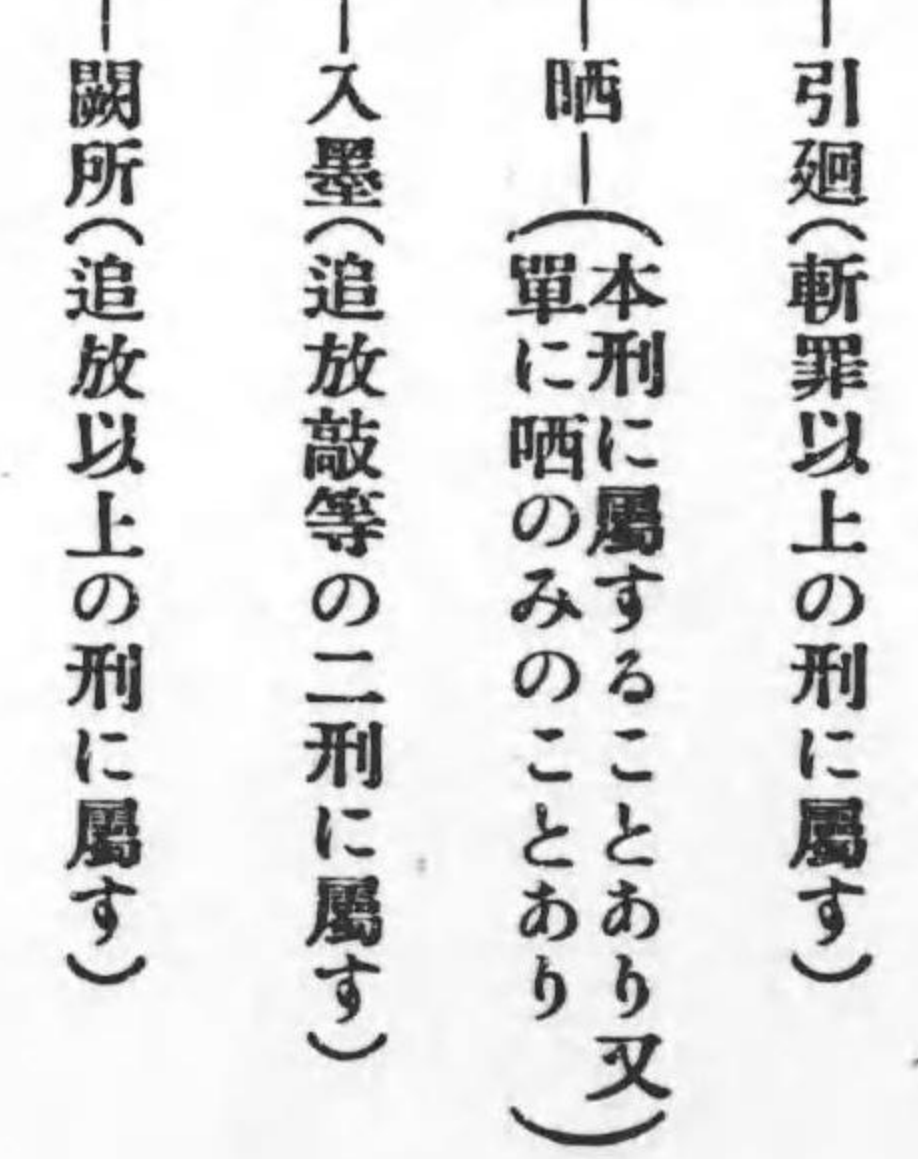
閏刑二
(庶人)

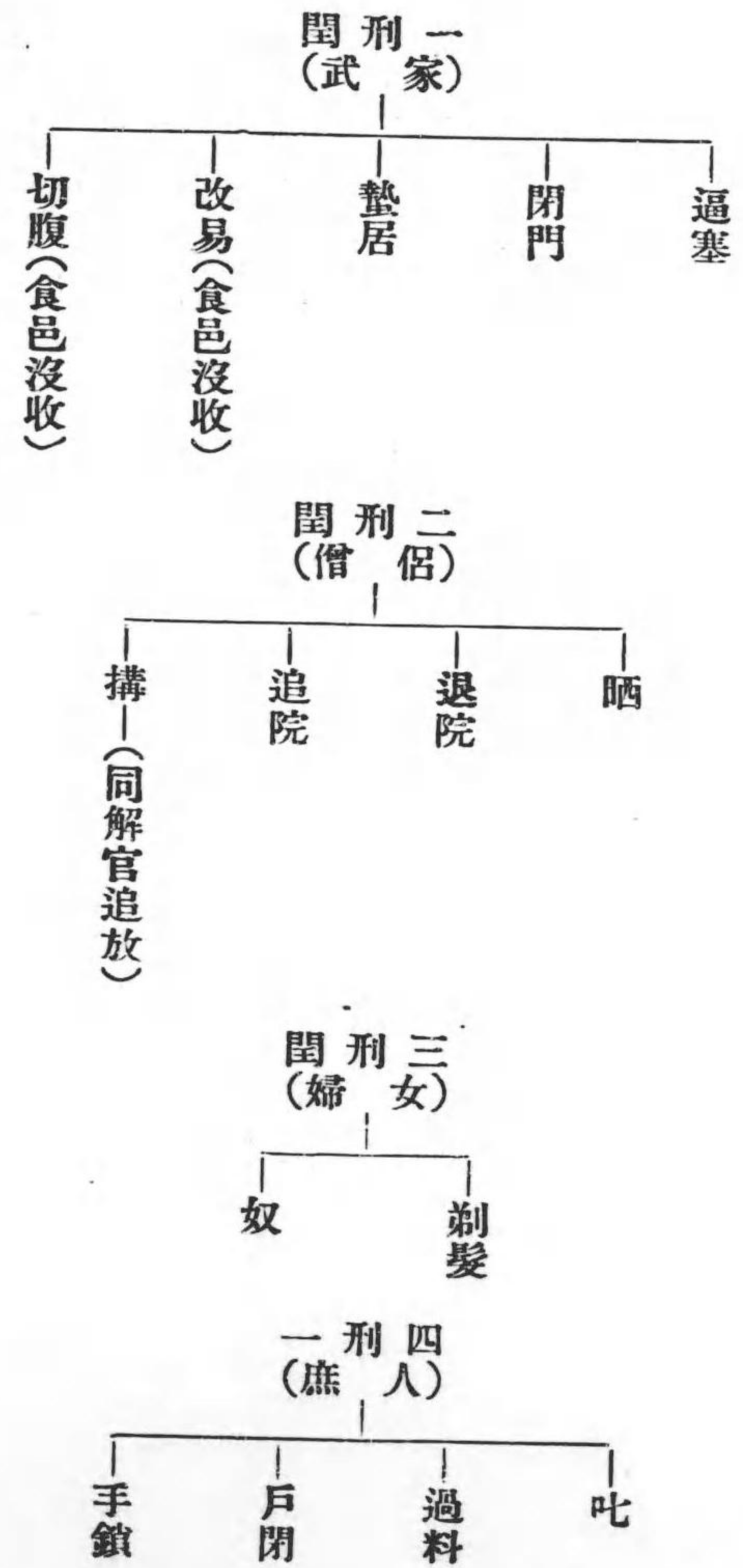


(三) 德川氏封建代刑名
(正刑)



附加刑





引用書目

- 日本書紀
- 日本後紀
- 文德實錄
- 古事記
- 扶桑略記
- 日本略紀
- 倭姬命世記
- 憲法十七箇條
- 延喜式
- 弘仁式
- 皇太神宮儀式帳
- 令義解
- 律

第六編 第二章 土地の沒收

- 續日本紀
- 續日本後紀
- 三代實錄
- 古語拾遺
- 日本逸史
- 類聚國史
- 上宮聖德法王帝說
- 神皇正統記
- 貞觀健式
- 類聚三代格
- 古史徵
- 令集解
- 律疏殘篇

- 格逸
- 法曹至要抄
- 裁判至要抄
- 後妙華寺殿令聞書
- 增鏡
- 大鏡
- 百鍊抄
- 玉海
- 口遊
- 公事根渡抄
- 拾芥抄
- 政事要略
- 法隆寺流記
- 出雲風土記
- 律裏書
- 金玉掌中抄
- 法曹類林
- 令後成恩寺段御抄
- 水鏡
- 東鑑
- 愚管抄
- 簾中步
- 名目抄
- 禁秘抄
- 朝野群載
- 桃華藥葉
- 祝詞考
- 常陸風土記

- 播磨風土記
- 職原抄
- 濫觴抄
- 萬葉集
- 新抄
- 貞永式目
- 貞永式目追加
- 新篇式目追加
- 侍所沙汰篇
- 雜筆往來
- 古事談
- 西大寺藏京北三條班田圖
- 東大寺正倉院成卷文書
- 東大寺文書影考館本
- 豐後風土記
- 本朝文粹
- 土佐日記
- 十六夜日記
- 江家次第
- 建武式目
- 建武式目追加
- 新御式目
- 政所壁書
- 尺素往來
- 和名類聚抄
- 條里圖帳考
- 續修東大寺正倉院文書
- 東大寺小櫃文書

- 太神宮古文書
- 嚴島古文書
- 香取古文書
- 尾張國解文
- 阿蘇社文書
- 鹿島大稱宜文書
- 法隆寺古文書
- 勢州社家文書
- 天龍寺古文書
- 勢州妙高寺古文書
- 古文抄
- 水戸石川家古文書
- 古京遺文
- 但馬國大田文
- 東寺百合古文書
- 光明寺古文
- 尾張妙興寺古文書
- 尾張真福寺古文書
- 金剛寺古文書
- 奧津古文書
- 天王寺古文書
- 觀心寺古文書
- 神護寺古文書
- 集古文書
- 徵古雜抄
- 三河妙源寺古文書
- 朽木所藏古文書
- 常陸國作田惣勘文

- 鎌倉分限帳
- 太閤御世分限帳
- 百察訓要抄
- 源平盛衰記
- 太平記
- 梅松論
- 建武年間記
- 室町殿日記
- 大内家壁書
- 武田信玄百箇條
- 天和御式目
- 法曹集
- 刑名副律
- 食貨志
- 小田原衆所領役帳
- 攝津親秀讓狀
- 平家物語
- 鎌倉管領九代記
- 西國太平記
- 承久記
- 建武年中行事
- 鎌倉大草紙
- 長曾我部元親百箇條
- 德川家康百箇條
- 幕府掟書
- 法曹後鑑
- 評定所目安御裁許御記錄
- 長曾我部元親式目

田令圖解抄
 老翁物語
 東鑑脫漏
 勘仲記
 新抄格勅符抄
 七卷冊子
 玉音抄
 好古小錄
 庭訓往來
 大日本史
 續日本史
 群書類從
 和訓栞
 下學集

制地圖解抄
 田政租法
 島津家東本鑑纂
 河海抄
 古簡雜纂
 塵塚物語
 松隣夜話
 莊園考
 和漢三才圖繪
 日本野史
 群書一覽
 續群書類從
 和訓類林
 饅頭屋本節用集

官職考

田令疏證

古今田改通考

政談

白石遺稿

田法大意

折たく柴の記

鹽尻

田制考證

農政坐右

農鑑

武家評林

寛保百箇條

玉露叢

伊呂波字類集

制度通

貸借篇

鳩巢先生秘錄

讀史餘論

田法大意附錄物價通考

藩翰譜

大正記

分田備考

寛政重修譜

農政本論

武家嚴秘錄

佐野氏筆記

日本賦稅

當代記

官中秘策

國家萬葉記

大日本武家勸懲記

寶永新令

成憲考異

田園類稅

牧民金鑑

憲法部類

張州府志

天保改高

質田地論

大政紀要

農政垂統紀

地方全書

地方問答集

地方落穂集

續地方落穂集

地方凡例錄

地方三秘集

地方細論集

制度沿革略史

刑法志略

刑法志

刑法沿革志

檢地留書

皇國度制考

大日本租稅志

公裁錄

憲法志科

通議

日本政記

通語

國史略

讀史翼

和漢年契

德川禁令考

德川禁令考後聚

田制篇

農政問答

正德年中評定所御書付

成形圖說

田制私考

食貨志略

鹽田開書

史徵墨寶考證

撫養鹽田誌

園藝考

横井時冬著

第一編 檀原朝以來奈良朝の末に至る迄の

作庭を叙す

園藝の美術たるや、屋制と常に關係を保つものなるか故に、園藝の事を論ずるには、先づ屋制より論せざるを御す、太古の事は今姑く之を措き、檀原朝以來の制を考ふるに、史上詳ならずと雖も、之を要するに、遷都屢ありて經營の違なく、一定の制度あらざりしものゝ如し應神帝の御宇に當り、攝津の難波に高臺を構造するに至て、始て新羅の工人を猪名に置き、韓様の建築法を用ゐたまへり、又雄略帝の内裏に高樓を造營し給へるや、猪名部の工人を役す、之より韓様の建築法行なる、皇極帝の大極殿を造營し給へるや、支那の建築法を用ゐ、この後は韓様唐様並ひ用ひらるゝ事となりて、建築術

大に進歩したるに似たり、奈良の朝に至ては、盛に支那より造寺の法を傳へ給ひ、建築法に影響を及したる事も明かなり、今日現存する唐招提寺の金堂古建物を見ても、かの朝集堂の制甚美なりしことを知るへし、然れども一般庶民に至ては、いまた外邦の建築法を用ゐず、板屋草舎に住みたるものゝ如し、故を以て聖武帝神龜元年冬十一月太政官奏上す「京師帝王之居萬國所朝、自非壯麗何以示威、板屋草舎中古遺制、難營易破空彈民財、請命有司、令五位以上及庶人力堪營辦者、以瓦葺屋塗爲丹堊奏可」とあり、この御世より漸く瓦を以て葺くことゝなれり、如此屋制一定せざるか故に庭園も亦別に方式あることなかりき。

紀に顯宗帝三年三月幸後苑、設曲水宴とあるによれば、庭園の趣あるに似たりと雖も、如何なるさまに作りなしたる禁苑なりしやさたかならず、推古帝二十年春正月辛巳の條に「是歲自百濟國有化來者、其面身皆班白若、有白癩者乎、惡其異於人、欲棄海中島、然其人曰若惡臣之班皮者、白班牛馬不可畜於國中、亦臣有小才、能構山岳之形、其留臣而用則爲國有利、何空之棄海島耶、於是聽其辭以不棄、仍令構須彌山形及吳橋於南庭、時人號其人曰路子工」とあり、この後齊明帝三年秋七月丁亥の條同六年夏五月辛丑の條にも須彌山を作ること見ゆ、諸書この須彌山を作りしことを引て、假山を造るの始とするものは太しき非なり、こは全く浮屠者流のをしへより出たることにて

かの法隆寺聖德太子建立の五重塔中にも須彌山を作りたるか如く決して庭園を作るの意にはあらざるなり、唯庭園を作りたることの見えたるは、推古帝三十四年夏五月戊子馬子のことを記したる條に、「性有武畧亦弁才以恭敬三寶、家於飛鳥河之傍、庭中開小池、仍興小島於池中、故時人曰島大臣」とありて、馬子か飛鳥河の庭中に池を堀り、中島を造りたることあるのみ、其後聖武帝天平十二年五月右大臣橘諸兄か相樂の別業へ行幸ありしこと見え、又この大臣は井手の里に山吹を植ゑて愛せられしこと、鴨長明文字鏤に見ゆる如く、や、別業など營むことゝなりたり、宮中に於ても種々の御苑も出來たり、聖武帝の松林苑南苑廢帝の西南池の如く何れも其上の名苑と覺ゆ、萬葉にも大監物御方王の屬目山齋の歌に「乎之能須牟、伎美我許乃之麻、家布美禮婆、安之婢乃波奈毛、左伎爾家留可母」とあるにても、此頃已に庭中に島を築きて愛したること、疑ふへうもあらざるなり、

此頃の園藝發達せざりしとおほゆるは、山水を愛すること深きか故に、自ら眞の山水を弄し、己か庭園の中に山水を移して弄ふこと少かりしに因るならむ、山水を愛することは、齊明帝以來屢吉野の離宮へ行幸ありて、清河内を賞感し給ひしことは、萬葉集中笠朝臣金村柿本人麿其他の人々の歌詞にて知るへし、人麿の歌に「八隅知之、吾大王之、所聞食、天下爾、國者思毛澤二雖有、山川之、清河内跡、御心乎、吉野乃國之、花散相、秋津乃野邊爾、宮柱太敷座波、百磯城乃、大宮人者、船並氏、且

川渡カワワタリ、舟競フネキホヒ、夕河渡ユフカハワタリ、此川乃コノカハノ、絶事奈久タユルコトナク、此山乃コノヤマノ彌高良之イヤタカカラシ、珠水激スズミヅ、瀧之宮子波タケノミヤコハ、見禮跡不飽可聞ミレトアカサモ、
 などあるにて、當時吉野の山水を愛せられしありさま思ひやるへし、以上陳へ來りたる如く、奈良の朝は文物燦然として、美術發達したる時代にはあれと、庭園の美術は未だ發達せざるものゝ如し、庭園のやゝ發達したる事は桓武帝平安定鼎以後のことゝ知るべきなり。

第二編 桓武帝平安定鼎以來鎌倉幕府の末に至る迄の作庭を叙す

第一章 宮闕并に諸離宮に關する作庭を叙す

桓武帝の都を山城の宇多に遷し、平安城を築き給ふや、東西一千五百八丈南北一千七百五十三丈なり而して其内裏の大略を擧ぐれば、紫宸殿、仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿は、南に起て北に行く、春興殿、宣陽殿、綾綺殿、溫明殿、麗景殿、宣耀殿は、東南に起て北に行く、安福殿、校書殿、清涼殿、後涼殿、弘徽殿、登花殿は、西南に起て北面に行く、昭陽舍梨壺、淑景舍桐壺、飛香舍藤壺、凝花舍梅壺、襲芳舍雷鳴壺は、南に起て北に行く、是を禁中の殿舎と云ふ、大極殿は一に唐國の風に擬し壯麗を極む、其前に兩樓あり、東を栖鳳樓西を翔鸞樓と云ふ、入れは又東西に兩堂あり、東を東朝集堂と云ひ、西を西朝集堂と云ふ、百官之に集聚し、堂より出て大極殿に入る、大極殿の前に昌福堂、舍章堂、承光堂、明禮堂、延休堂、全嘉堂、顯章堂、延祿堂、脩式堂、永寧堂、暉章堂、康樂堂の十二堂あり、

之を朝堂院と云ふ、皇族及百官の入て侍する所なり、大極殿は朝堂院の正殿なり、これを稱して大内裏と云ふ、宮闕殿宇の規模大に備り、本邦に於て建築法の盛なる此に至て極る、

如此建築の法完備したるか故に、定めて禁苑も壯觀を識したるものなるへけれども、史の以て徴すべきものなきはいと口惜しきことなり、只南殿櫻御階橘吳竹臺等のこと見ゆるのみ、禁秘抄に「有紫宸殿巽角、是大略自草創一樹也、貞觀此樹枯自根纒萌、坂上瀧守奉勅守之、樹葉再盛、」又番記録に「村上御宇天德三年十二月七日、南殿坤角新栽一橘樹一本、件樹正尹親王東二條家樹也。依勅言奉之」の事あると、禁腋秘抄に「石はいの間の前に河竹の臺あり、仁壽殿の西のむまの北に、くれ竹の臺あり、みかは水みきりをなかれ、萩の戸のまへに小萩をうゑたり」とあるのみにて、兼好法師の徒然草に「吳竹は葉ほそく、河竹は葉ひろし、御溝にちかきは河竹、仁壽殿の方に植られたるは吳竹なり」と云ひしも、この吳竹臺河竹臺のことにて、この外前栽など植る給ひしことは、諸書に見ゆると雖も、別に禁苑のありさまものに見えず、

前に陳へたる如く、宮中御苑のありさまはものにみえずと雖も、平安城定鼎の後、神泉苑を作り屢臨御し給ひしこと、史上最も多く見ゆる所なり、而してこの神泉苑は當時専ら支那風の行れしことなれば、恐くは其制を摸せられたるにはあらざる歟、其後に至りては雲林院、粟田院、嵯峨院、淳和院、

亭子院、冷泉院、白河殿、鳥羽殿、伏見殿等の如く、代々離宮を設け給ひき、就中盛なりしは、白河鳥羽の間に在りて、園藝美術の進歩したるは疑ふへうもなきことなり、故に予は神泉苑の事より諸離宮の大略を左に陳んとす、

神泉苑は、そのかみ桓武帝の大内裏を始めて造營し給ふや、周文王の靈囿に准して、方八町に作らしめ給ふ所にして、則二條の南三條の北の西壬生の東に在り、代々天子遊覽し給ふ所とす、其正殿を乾臨閣と號し、巨勢金岡石を疊むと云ふ、其盛なることは中古の國史を繙くもの、必ず其名の屢出ることとを記憶したるへし、故に今詳に之を述むはこと煩しければ、其大略を擧げんに、觀花の宴より觀魚放鷹觀射相撲靈會など屢行はれし所にして、特に靈會の節は苑の西門を開き、貴賤の差別なく縦覽せしめ給ひしとか、この苑に臨御し給ふや、毎に文人を召して詩賦し文を作らしめ給ひしか故に當時文華の發する源とこそなれ、本朝文粹源順か冬日於神泉苑同賦葉古風枝疎の詞に、「神泉苑者禁苑之其一也、紅林地廣吞楚夢於曾中、綠池水高縮吳江於眼下、戶部省侍郎以下、偷取暇豫于其間、蓋亦禁漁釣不禁吟詠也、」又内裏式九月九日菊花宴式「先是女樂預、候於東瀧殿、盃一兩行、乘舟渡就閣前幄、奉樂訖、」など見えたるにて、苑中の廣大なることを知るへし、嗚呼かの神泉苑は、宮闕と盛衰を共にする靈地にや、大内裏の屢祝融に罹り、其規模を縮小し給ふに及て、この苑も漸々衰へたるに似たり、

高山寺所藏神泉苑の古圖を見るに、鎌倉時代に至ては、雨こひの爲に祈禱を爲す設けと見えたる護摩堂などのみにて、古の乾臨閣瀧殿やうのものあることなし、東寺古文書中に載する所のその圖に至ては、苑中已に田を作るに至れり、そもく此苑は空海法師か祈雨の修法を行ひしより代々其宗門の關する所となりて猶その時々祈雨の修法をなししからに足利氏の頃に及ては専ら浮屠氏の手落ち、すへてこの苑の支配は東寺にてなしたるもの、如し、そは永享四年六月九日東寺執行日記に、六月九日より同十一日まで、神泉苑池島拂除、年預融覺僧都とあるにて知るへし、然れとも其日記の指圖を見るに猷島中には八島崎八入江など書入見えたり、其後に至ては、次第に封境も縮小したるや疑ひなし、郡名所圖繪に、「神泉苑は御池通大宮の西にあり、眞言宗にて東寺菩提院に屬し、善女龍王は池の中島にあり、例祭は八月朔日なり、二重壇は大日如來を本尊とす」とありて、今は全く一小寺等たるに過ぎざるなり。

雲林院は紫野に在り、淳和帝の離宮にして類聚國史に「天長九年夏四月癸酉、鸞駕幸紫野院御釣臺、院司獻物、命倍從文人、賦詩御製亦成賜祿、擇院名以爲雲林亭」とあるもの是れなり、仁明帝も屢行幸ありて宴を群臣に賜ふ、其後皇子常康親王にたまひて殿宮とす、帝登遐の後親王落餞して遂に之を僧正遍昭に付して精舎とし、帝の冥福を祈り給ひき、本朝文粹菅相國扈從雲林院、不勝感

歎聊叙所觀、の文に「雲林院者昔之離宮、今爲佛地、聖主玄覽之次、不忍過門、成功德也、侍臣五六輩、翫風流而隨喜、院主一雨僧、掃苔辭以恭敬、供奉無物、唯花色與鳥聲、拜謝有誠、唯至心與稽首而已」とあるにて、もはや此頃佛地となりて衰へたること思ひやらるゝ也、この院に櫻楓等多く植ゑられ、古の名區たりしことは、詞文に其名を残せたり、本朝文粹江以言冬日遊雲林院西洞、玩紅葉の文に「雲林院西洞者、天下之名區也、近世事踐其兆域之者、每至花春葉秋、莫非雲龍風虎、於是左親衛員外次將、請暇霜杖、乘興風情、來遊此間、蓋有以矣、」又紀貫之の歌に「木のもとにおらぬにしきのつもれるは雲の林の紅葉なりけり」などあるにて春の花秋の紅葉の盛なりし事も明けし、鎌倉の未つ頃まで猷櫻花の名區たりしにや、玄惠法印の庭訓往來、に「抑醍醐雲林院、花濃香芬々匂已盛也、嵯峨吉野山櫻開落交、條其梢繁、難默止者此節也、爭徒然而送光陰哉」とあるにて知るへし、然るに今はこのほとりの郷名を留めて舊跡僅に残れるのみなり、

又嵯峨院淳和院もその頃の名苑と覺ゆ、三代實錄貞觀十七年二月廿五日の條に「淳和太后請以嵯峨院爲大覺寺、曰嵯峨院者、太上天皇昔日閑散之地也、昇霰之後涉日既深、階庭不披臺榭亦壞、如今頗修葺僅避風、雨尋想宿昔之餘哀、欲守終焉」とあるを見れば、嵯峨院は淳和帝の離宮たりしや明けし、また本朝文粹源順二月盡遊大覺院、同賦紫藤花落鳥關々の詞に「嵯峨院者、我先祖太上天皇之仙

洞也、松風蘿月、偕老於煙巖之阿、怪木奇花、雜插於水石之地、自龍昇漢口一人控胡髯、草樹皆告風露之恩、樓殿空爲僧侶之室、」とあるにても、名苑の終に佛地に變して衰へしさま見るに足るへし、中古名苑を變して佛地となす風習は、佛法の氣焰熾んなる爲なるへきにや、なほ藤原氏の盛なるころ、臣下に於ても屢この例を見る、淳和院も亦橘太后の別業にして、當時の名苑と覺ゆ、本朝文粹源順か晚秋遊淳和院、同賦波動水中山、の詞に「淳和院者、橘太后之別宮也、太后落飴入道之日、一掃椒庭之塵、長住蓮臺之月、爾來人事雖訛、地勢如舊、軒檻重重、碧波亭之構不異、池塘渺々、青草湖之様相同、雖彼峴閩、何以加之、」とあるにて明かなり、

粟田院も亦其かみの名苑にして、清和帝の離宮なりしことは、三代實錄元慶五年三月十三日の條に「勅曰、山城國愛宕郡粟田院、是太政大臣藤原朝臣之山莊也、太上天皇趁其清閑、暫駐仙蹕、遂於此地出家落飴仍爲道場、額曰圓覺寺、」又菅原在良無題詩云、「今來圓覺勝形境、念佛遙期九品蓮、」とあり、今は粟田口の北字を圓覺寺といふを以て、古の勝地を追想せしむるのみ、

享子院は宇多帝の離宮にして、帝自ら庭作し給ひしといへる名苑にて、屢文人を召して詞華を献せしめ給ひし所なり、本朝文粹菅淳茂、八月十五日夜侍享子院、同賦月影滿秋池、應太上天皇製の詞に「洛陽城内、有二離宮、竹樹泉石、如仙洞爾、蓋世之所謂享子院焉、太上天皇雖入三密之道、出萬乘

之家、猶未捨此地風流、以助彼岸寂靜、」とあるにて、其一班を想見すへし、中納言長谷雄享子院賜酒記にも、「延喜十一年歲次辛未夏六月十五日、太上天皇開水閣排風亭、別換大戸、賜以醇酒、蓋禪觀之暇法慮之餘、遣避暑之情、助送閑之趣也、」などあり、屢文人を召して、風流に幽邃の情を弄し給ひしこと、當時文人の詞華にて之を知るに足れり、この外朱雀院冷泉院等も又名苑と聞えたり、本朝文粹菅公九日後朝、侍朱雀院、同賦閑居樂秋水、應太上天皇製の詞に「閑居屬於誰人、紫宸殿之本主也、秋水見於何處、朱雀院之新家也、非智者不樂之、故得我后之歡、脫履、非玄談不說之、故過我居之逐、虛舟、觀夫月浦蕭々、分鏡水而繞離下、砂崖爛々、縮松江而導階前、」とあり、又菅三品暮春侍宴冷泉院池亭、同賦花光水上浮、應製の詞に「冷泉院者、萬葉之仙宮、百花之一洞也、草趣幽奇、煙霞勝絕、聖上暫出紫闈、近幸綺閣以來、供奉無暇者、瑞霞薰風、扈從猶留者、詩情詞思及至春輝漸闌、物色可愛、人間之芳菲欲盡、象外之風煙猶濃、」などあるにて思ひやるへし、

白河帝この方、離宮を營み給ふこと屢ものに見えたり、就中有名なるは白河離宮、鳥羽殿、龜山殿、伏見殿、水無瀬離宮等なり、白河離宮は岡村にあり、元は忠仁公の別業にして其子孫世々、之を傳領し、皇太后多くこゝに住み給ひて、仙院と稱せし所なり、然るを承元中、白河帝法勝寺を建て離宮とし給ふ、都林泉名所圖繪に、今尙地名に白河の北殿南殿築山下御所等の字のあることを示せり、又園

大曆に、承久五年五月二日白河阿彌陀堂の瀧殿に幸すとあるなと思ひ合すれば、其かみ苑中の廣大なりしこと明らけし

鳥羽離宮の規模廣大なりしことは、榮花物語の文にて思ひやるへし、紫野の卷に「殿はいみしきろふともつくらせ給へり、八幡行幸つこもりかたにありてかへるさに、かの鳥羽院へおはしまさせ給ふ、十餘町をこめてつくらせ給ふ、十町はかりは池にて、はるくよもの海のけしきにて、御船うかへなとしたるいとめてたし」とあるにて、其境域の廣きこと知るへし、又増鏡おとろのしたの卷に、水無瀬の離宮のさまを記して云ふ「鳥羽殿白河殿なとしゆりせさせ給て、つねにわたりすませ給へと尙又みなせといふ所にえもいはずおもしろき院つくり、しはくかよひおはしまして、春秋のはなもみちにつけても、御心ゆくかきり世をひかしてあそひのみそしたもふ、所からもはるくと、川口にのそめてうほうおもしろくなん」云々又「かやふきのらうわた殿など、はるくとえんにおかしうせさせ給へり、御まへの山よりたきおとされたる、石のたすまひこけふかきみやま木の枝さしかはしたる、庭のこ松もけにく千世をこめたるかすみのほらなり、せんさいつくりはせ給へるころ、人々あまためて御あそひなどありけるころ、定家の中納言いまた下らうなりしとき、たてまつられける、「君か代にせきいる、庭をゆく水のいはこすかすは千代も見えけり、」又公條卿の高野日記に、「信

實朝臣の水無瀬殿の四季の四卷詞かき同筆、御製などのあるなるあたりに御筆も加へられたり、尾上殿田上のいなは殿川にのそめるかやふきのわた殿、所々の岩木の色あひ水は心はへ、其をりくのけしきをかきわけられし、今もめにつきたるやうに侍る云云、「又龜山殿伏見等もその頃の離宮にて、なほ増鏡おりある雲の卷に「またさかの龜山のふもと、大井川のきたのきしに、あたりゆしき院をつくらせ給へるを、をくらの山の木すゑ、となせの瀧もさながら御墻のうちに見えて、わさとつくりはぬせんさいも、おのつからなさけを加へたる所から、いみしきるといふとも筆およひかたし、」又老波の卷に「建治三年正月廿二日、朝親行幸龜山殿なりしかは、上達部殿上人、例の色々しり下襲をり殿うちものめてたくゆしかりき、御前の大井川に龍頭鶴首うかへらる、夜に入て鶺鴒ともめして篝火ともしてのせらる」などありて屢行幸ありしこと見ゆ、又同卷伏見殿のことを記るせる中に「兩院ひとつ御車にて伏見殿へ御幸なる、秋山のけしき御覽せさせんとなりけり、上達部殿上人かなたこなたおしあはせて、色々狩衣すりたきくもみちこきませてうちむれたる、見どころおほかるへし、野山のけしき色付わたるに、伏見山田面につくうちの川浪、はるくと見わたされたるなど、いとえむ、なるをわかき人々と身にしむはかり思へるなり」などある如く後鳥羽帝以來盛に離宮を設け給ひ大権の武門に歸するを忘れ給ひしはいと口惜しきことにこそ

第二章 寢殿式の作庭を叙す

平安城の成るや、宮闕堂宇の制大に備り、専ら唐の風を擬せられしよりこのかた、縉紳の第宅も亦其經營觀美を競ふこととなり、遂に四阿造となれり、四阿は唐令に宮殿皆四阿と注し、後世の所謂宮殿造りにして、本邦の遺制にあらず、當時寢殿造と稱へしもこれなり、

寢殿造とは、一家一構の内中央に正殿あり、南面し、其東西若くは北に對屋と稱するものあり、正殿は主人常住の所、對屋は家内眷屬の居る所なり、而して正殿の前數十歩に、池を湛へ中島を築き橋をかく、又東西の對屋より南へ通ふ廊あり、其廊の中程に各小門あり、廊の内を切通にして扉なし、是を兩中門と云ふ、こは所謂廻廊にて、かの渡殿細殿など云ふこれなり、廻廊の廻れる内をさして中庭といふ、其庭よりつゞきて池島あり、廊の内には家司所従の役所等あること、殆ど一定せり、

如此家屋の制度一定したるより、庭園の作り方も一定し、前に陳へたる如く中島を置き、小山を設け遣水を流し、池を堀る等、皆一定の方式あること、見えたり、池の事に關しては、新古今集紫式部か歌のはしかきに「若き人々さそひ出て池の舟にのせて中島の松蔭さしまはす、」又狹衣に「わらはべなと池の舟に乗てこきかへりあそふ」などあり、すへて池を堀ることは儀式の節龍頭鷓首を浮て樂を奏

するか爲めなり、龍頭鷓首の事は源氏物語胡蝶の卷に「東の釣殿に出て若き人々あつめさせたまふ、龍頭鷓首を唐のよそひにしつらひてかちとり棹さすわらはへみなみつらゆひて、もろこしたゞせて、さる大きな池の中にさし出たれば、まことにしらぬ國にきたらんこゝちして、あはれにおもしろく見なれぬ女房などはおもふなる、島の入江の岩かけにさしよせて見れば、はかなき石のたゞすまひもたゞ繪にかきたらむやう也、」又榮花物語はつ花の卷に「神無月のつこもりの事となん、かくてこたみのれうとてつくらせ給へるふねともよせて御らんす、龍頭鷓首のいけるかたち思ひやらせてあさやかにうるはし、行幸は寅時とあれば、よるよりやすくもあらずけさうしさわく、上達部の御座はにしのたいなれば、此たひは東のたい人はすこし心のとかにおもふへし」又増鏡老の波の卷龜山殿へ行幸の條にも、御前の大井川に龍頭鷓首うかへらる、夜に入て鶺鴒を召して篝火ともしてのせらる、」などあるにても離宮、若くは大臣方の第宅へ行幸の時、龍頭鷓首を池中に浮へ、樂を奏したることは中古の儀式と知られたり、

島とは中島を云ふことにて、榮花物語玉村菊の卷長和五年七月廿日の條に「この殿の山中島などの大木とも、つたかゝりたりつる松など、おほかたひと木のこらす成ぬ、あさまじうことさらにすともいとかくこそはやけめといみしうありかたけなり、いみしき屋といふともつくりいてゝむ、しろかねこ

かねの御寶物ともはおのつからいてきまうけさせ給てん、この木ともありさまおほきさなとをそ世にくちをしきことに思しなげかせ給ふ」とあるにても、中島には木など植ゑることに老木は愛せられたるものと見ゆ、又増鏡北の雪の巻に「中島に樂屋はかさられたれば、橋のうへを樂へつらねてまい程、院の上もいてさせ給て傳供に立くはらせおはします御さま、いとかたしけなくめてたし、同書老の波の巻に「中島の御舟さしとめて見れば、舊苔としふりたる松の枝さしかはせる、岩のたすひいとくらかりたるに、池の水波心のとかに見えて、名もしらぬ小鳥ともみたれ飛ふけしき、何となくをかし」などありて、中島には樂屋をしつらひしものによ

築山立石など云ふことも、庭園には缺くへからさるものにて、今昔物語に百濟川成と云ふ繪師あり、世に並なき者なり、瀧殿の石もこの川成か疊みたるなりと見ゆ、又拾芥抄に神泉苑の乾臨閣の石に、巨勢金岡之を疊むとあり、閑院(冬嗣)の庭も金岡か石を疊みしこと、京の水に見え、古へは石を疊むことも畫人の設計に出てしものによ、源氏物語桐壺の巻にも「さとの殿はすりしきたくみつかさに宣旨くたりて、になうあらため造らせ給ふ、もとの木立のたすまひおもしろき所なるを、池のこゝろひろくしなして、めてたう造りのしる」又赤石の巻に「所のさまをはさらにもいはず、つくりなしたる心はへ、木立たて石前栽などの有様、えもいはぬ入江の水など、ゑにかは心のいたりすくなか

らん」又續世繼雲井の巻に、「上東門院にとしのはしめのみゆきありて、朝觀の御はいせさせたまひき、つねの所よりも、御すまゐありさま、いとほしく、からゑなどのやうに、山のいろ、水のみとり、こたちたていしなど、いとおもしろし、」など、あるにて築山立石のありさま思ひやるへし

この外本朝文粹源順か夏日與王子子過貞上人禪房、翫庭前水右叙に「夫貞上人者、我師也、王子子者、我友也、尋師結友、寔有緣哉、干時有一流水、横于庭中、疑是長風浦之玄孫乎、爲當明月池之赤子歟、其庭鏡微、沙石不能穢之、其聲琴清、詠歌不能和之、况上人之引此水也、心匠擇地、神仙讓水、臨則洗六根之塵、聽亦散五醉之氣、濡筆柱而聊記、歸紙窓而豈忘、云爾、」又續世繼しきしまのうちきゝの條に「ちかくおはせし、よかはの座主の坊に、琳賢といひて、心たくみにて、石たてかさりくるまの風流なとするもの侍き、うたへ申ことありて、藏人殿にて雅實中納言のおはしける時、かの家にいたり侍けるに、大原のたきの歌こそ、いとおかしきこへしかと侍けるに、うれへ申ことはいかても侍なん、このおほせこそ身にしてみて、うれしく侍れとてなん、限りなくよろこひていてける、」又續古事談に「侍賢門院、法金剛院作りて始て御幸ありけるに、人々こゝかしこ見興しけり、立石は徳大寺法印せられたり、林賢法師瀧の石立て其傍に札に書て立たりける、衣にてなつれとつきぬ石の上に萬代を經よ瀧のしらいと、人々見て或は興し或は無益なりなどいひあへる程に、二條師長實

和せられたり、しれもの、よしなしよとをする法師つひにひとやにゐるところきけ、人々わらひ旬りて止にけり、」などあるを見れば、立石の事専ら浮屠氏にてなしたるもの、如し、又江談抄致忠買石事の條に「備後守致忠買三閑院爲家、欲施三泉石之風流、未得三立石、則以三金一兩買石一件事、風聞三洛中、件事爲業之者、傳聞三此事、運載三奇巖怪石、以至三其家、欲賣爰致忠答云、今者不買云々、賣石之人則抛三門前云々、然後撰三其有風流者立之」とあるを見れば、浮屠氏のみならず一般に當時庭園に、石を用ゐることの流行したるにはあらざるか

遣水を置くことも、又庭園に趣を添ふる一にして、伊勢物語にも「山科の禪師のみよおはします、その山しなの宮にたきおとし水はしらせなとして、おもしろくつくられたり、」又源氏物語帚木の巻に、きのかみにてしたしくつかうまつる人の、中河のわたりなる家なん、この比水せき入れてすしきかけに侍るときこゆ、いとよかなり、なやましきにうしなからひきいれつへからん所をとの給ふ、」とありこの外榮花物語月宴の巻にも「繪所の方には、洲濱を繪きて種々の花、おひたるにまさりてかきたり、遣水岩ほ皆かきて、白かねをませのかたにして、萬の虫ともをすませ、大井に逍遙したるかたを書て鶉舟に火ともしたるかたを書て、虫の側に歌はかきたり、」などありて遣水を設けたること明けし、又所からによりては、瀧など設けたたるものと見え、榮花物語晚待星の巻に「一の宮は女院のおはし

ます寢殿のひんかしおもて、そなたの廊かけておはします、東の對はこのたひはなく、山河なかれ瀧水のきはひおちたるはとなと、いみしうをかし、」又根あはせの巻にも「この寢殿とて、又いとをかしくてさしならひ、山はまとおくやまとみえ、瀧くらき中よりおち、池のおもてはるかにすみわたるり」などあり、又増鏡おとろのしたの巻、みなせ院のことを書たる條にも「御まへの山よりたきおとされたる石のたすまひ、こけふかきみやま木に、枝さしかはしたる庭のこ松も、けに／＼千世をこめたるかすみのほらなり、」この外信實朝臣の北野縁起、法然上人行狀繪詞等に、遣水瀧などの圖あり併せ見るへし、

前栽てふ詞の、ものに見えたるは、中古よりの事にして、壺に栽うへき草をは、直に前栽とは云ふなり、されとこは一轉したる詞にて、實は草木の類を植たるありさまの名なれとも、うちまかせてかくいへるなり、さて壺とは廣き庭にはあらで、中庭の局まりたるを云ふ、されはかの昭陽舎を梨壺といひ、淑景舎を桐壺といひ、飛香舎を藤壺といひ、凝華舎を梅壺と云ふか如く、皆所狭き御庭に植立たる樹木の名によりて、命せたまひしものなりけん、こは禁秘抄に「桐壺桐近年不見、但荒廢之間、每庭有桐云云」とあるにても、壺の名の起りたるを知るへし、

寛平この方、宮中若くは縉紳の家にて、種々の草花を合せて翫ふこと一種の遊興となれり、則寛平菊

合、延喜前栽合、朱雀院女郎花合、天曆康保前栽合、上東門院菊合、東三條院瞿麥花合、永承葛蒲合、後冷泉院根合、郁芳門院根合、同前前栽、烏羽殿前栽合、康和二年備中守仲實朝臣女根合、(扶桑略記、百練抄、榮花物語、今鏡、帝王編年記、伴草紙、古今著聞集、西宮記、八雲御抄、群書類從、鏡物名彙、其他古)今集、新古今集、拾遺集、後拾遺集、金葉集、詞花集、續詞花集、夫木集、後葉集、玉葉集、萬代集、等に據る) などあるを見て、其前栽を翫ふことの盛なりしを知るに足れり、

この外清少納言の枕草紙に「御まへはつほなれば、前栽なとうゑさせ給ひていとをかし」とあり、又源氏物語にも桐壺の卷に「御まへの壺前栽のいとおもしろきさかりなるを、」又箒木の卷に「ゐなか家たつしはかきして、前栽などこゝろとめてうゑたり、」又榮花物語着裳の條「大宮の御前に、前栽をうゑさせ給て、上達部殿上人まいり給て、歌うたひつゝたてまつらせ給、」御賀の條に「春秋の花のほひ、其盛ならねと、心々の前栽の霜かれ、山のもみち色をつくしたるも、ことさらめき、わさとつくりたてさせたまへらんやうにみえたり、」衣珠の條に例はみやくの前栽ほり花見る人おほかれはこそおのつからをかしき事もあれ」などあるを見れば前栽とは強ち壺に植うへき草花をのみ云ふにはあらず、時としては庭の間に在る草花をもいひしものゝ如し、猶思ふに、こはかの中古の建築法に、寢殿對屋造など云ふつくりさまの庭は、前にも云へる如く、中島遣水などの心もちるもありて、おこそかなれば、殿舎つゝきの中庭あと云ふあたりには、この前栽はものして、或は秋野のけしき、或は今い

ふ植こみなどいふうちとけさまのわさとめかさぬおもむきをうつしたるにや

鎌倉幕府の頃に至ても猶前栽を愛したるものと見え、東鑑に「文治二年九月九日壬子、迎三重陽節、藤判官邦通献_二菊花、則移_二南縣之流、被_レ栽_二北面之壺、」又禁秘御抄「前栽者、昔瀧口承_レ之植_二萩戸、萩草無_二沙汰、有_二根樹忌_二方角、但上古無_二其沙汰、如何、菊合前栽合時植_レ之云々、」増鏡建治三年正月廿三日の條「御壺わかたせ給て前栽合ありいとをかし」とあればこのころほひ迄も、宮中などにてはかくも行はせ給ひしものと見ゆ、又作庭記に遣水のほとりの野筋には、おほきにはひこる前栽をうゝへからす、桔梗女郎花われもかうきほうしなどのものをうゝへし又亥惠法印の庭訓往來に「後園樹木四壁竹前栽茶園同可_二調植_一也」とあり、思ひ合すへし、

足利氏幕府の時代に至ても、猶前栽てふ詞を用ゐたるものあり、則後成恩寺關白兼良公の尺素往來に「先爲_二庭上之景、莊嚴_二前栽_一仕候、春花者庭櫻庭柳、紫藤、金錢、金態、玉態、躑躅、凝冬、葦菜、春菊、牡丹、杜若、沈丁花、花鬘花、水仙花、鵝尾花、白梅、紅梅、緋桃、碧桃、糸柳、玉柳、一重櫻、八重櫻、梨花、杏花、李花、山茶花、海棠花等」などあるにて知るへし、

かきも亦庭園には闕くへからざるものにして、上古以來竹木を組て牆垣となすもの種々あり、和名抄に垣牆を賀岐とよみ、新撰字鏡に牆と書す、籬末加岐一云末世以_レ柴作_レ之、言_二疎離_一又築牆、都以加

岐、また豆以比知とあるを見れば、この頃はや垣籬の種類ありたるや明けし、其後板垣鱗板透垣などの名稱ものに見ゆ、古書に八重の組板、八重の韓垣などあるを始とし、檜垣小檜垣綾杉などいふ類、皆組板の名なり、韓垣は韓國の制をまねひたるものなるへし、春日權現記法然上人四十八卷傳などに種々の垣籬あり参考すへし、玄惠法印の庭訓往來にも、唐垣透塙柴垣築塙檜塙などあり、

第三章 緋紳家第宅の作庭を叙す

大臣の邸宅も、宮闕の完備したると共に、古代朴質の風漸く變じて、華美となりたるは疑ふへうもなきことなり、されと前にも陳へたる如く、寢殿造には畧一定の方式ありて、四十丈を限りとする事なる故に、庭園の位置も亦自ら一定の方式に出たるや明けし、しかしながら源融公其他藤原氏の權勢を弄し、侈靡を極むるものに至ては、往々この制限を破るに至れり、

そのかみ緋紳家庭園のありさまは、史に付て詳にするを得すと雖も、今其大畧を掲げば、藤原良房東京染殿藤原良相西京百花亭の事、仁壽貞觀の間に顯る、文德實錄仁壽元年三月壬午の條「右大臣藤原朝臣良房、於東都第延屈知行名僧、奉爲先皇講法華經、往年先皇有聞大臣家園櫻樹甚美、戲許大臣以明年之春有翫其花、俄而仙駕化去不遂遊賞、屬春來花發、右大臣恨曰、先皇所期之春今日

是也、」又文德實錄仁壽三年閏三月兩午朔の條「鸞輿幸太政大臣東京染殿第觀櫻花、この後屢良房東京の第へありしこと見ゆ、又「貞觀八年二月廿三日己亥、鸞輿幸右大臣藤原朝臣良相西京第觀櫻花、喚文人賦百花亭詩、」などあるを見れば、染殿百花亭には許多の櫻花を植られたるさまおもひやるへし、

藤原基經、堀川院は廣大なりしものなるに、猶かやの院はこれにも勝りたるものとおもはる、大鏡に「ほり川院は地形のいといみしき也、大甕のをり殿はらの御車のたちやうなとよ、尊者の御車は川よりひんかしにたて、うしはみはしのひらきはしらにひきつなき、ことかたちめの車をに、川より西にたてたるか、めてたきことは尊者の御車のへちにことに見ゆる事は、こと所は侍らぬものをや、と見給ふるに、このかやう院殿にこそおされにてはへるめれ、ほう四町にて四面おほなる京中の家は冷泉院のみとこそ思さふらひつれ、よのするなるまゝにまさる事のみこそいてましてくめれ」とあるによれば、はや方式を破りたるもの、如し、又源融公に至ては最も侈靡を極めたるものにして、其第宅川原院を東六條に作るや、(河原院舊跡は五條橋通萬里小路の東八町四方にあり鴨川は此殿舎の庭中を流ると見えたり)臺閣水石華麗を盡し、山を築きて四時の花を栽る、池を穿ちて水を湛へ、毎日難波湖二十斛を汲せ、鹽を煮て陸奥鹽竈の勝概、模す、世呼て河原左大臣と云ふ、薨するに及て其家これを宇多法皇に献す、往々河原院を別業となすものあり

と雖も、こは全く甲第なりしなり、されは藤惟成、秋日於河原院、同賦山晴秋望多の詞にも、昔乃是相府之甲第とありて本邸なりしこと明かなり、又大臣薨去の後、河原院の事を記したる文のあとに付て猶推測すへし、扶柔略記延長四年七月四日宇多法皇の融公の爲め、七ヶ寺に於て修理せられたる文に云ふ、「右奉仰云、河原院者故左大臣源朝臣之舊宅也、林泉ト隣喧囂隔境擇也、而構雖在東部之東、入門以居如通北山之北、是以年來尋風煙之幽趣爲禪定之閑接、云々」などあるにて知るへし、今はこのあと東本願寺の別業に屬し、世これを枳殻邸と云ふ、又町を鹽竈町と云ふも昔に縁ある名なるへし。

藤原兼家攝政となるや、又修靡を極む、兼家の第は東三條に在り、其西方にこれに對する殿を造る、其建築の法専ら清涼殿に擬す、時人以て僭上となす、兼家又二條京極に第を築く、其成るや大宴を張る、東宮大弐源賴光馬三千匹を贈り、以て賓客に頒つ、宴集の盛なるいまた曾て有らざる所なり、其庭園のさまものに見えずと雖も、其美を盡せるや知るへき也、

寛仁中藤原道長京極の第を焼亡するや、新に之を造るに當り、意を建築に用ひたり元來臣下の第宅は規模高からざるに、道長高くこれを造る、爾來縉紳の第宅皆これに倣る、建築の風一變す、又道長富豪のさまは、小右記に云ふ、「寛仁二年六月十九日、土御門殿長道寢殿以一間（始自南此至北此之間也、實子高欄相加）配諸

受領（不_レ論_二新舊_一撰_二堪_レ事者_一）令營、云々、未聞之事也、造作過差万倍往昔、又伊豫守賴光、家中雜具皆悉獻之、又廿六日丁巳、日來東西南北曳石之愁、京内取煩愁苦无極、又止養田之水、強壅入家中、嗟乎々不念_二稻苗死_一歎、可_レ咏文集雜興詩、尤爲鑒戒、とあるにて其さまを知るへし、

藤原氏の盛なるや、諸國に莊園を置き、不輸租の土地を占有して奢侈を極めたるは、愚管抄に「諸國七道の所領の宣旨官符もなくして、公田をかすむる事、一天四海の巨害ありときこしめしつめて有けるは、則宇治殿の時一の所の御領云々とのみひて、莊園諸國にみちて、受領のつとめたへかたしなと云ふを、聞食もちたりけるにこそ」などあるにて、莊園の諸國にみち富有にてありし事明かなり、道長頼通の如き尤も權勢を擅にしたるものにして、其第宅庭園の盛なるや疑ふへうもなきこと也、平氏の盛なるや、六波羅西八條に廣大なる第宅を構へ、土木を窮極したること、諸書に見ゆると雖も其庭園のさま絶てものに見えず、されは今に至て考へかたしと雖も、恐くは寢殿式作庭にはあらざる歟、

第四章 縉紳家別業の作庭を叙す

前に陳へたる如く、親王大臣と雖も、屋制略一定の式あるか故に、庭園も自ら方式ありて、侈靡詭麗

を極むるの餘地なしと雖も、中古このかた山水明媚の地を撰ひて、別業を設ること行れ、種々の美術を盡すことゝなれり、これも諸國に莊園を置き、牧地を領し富豪をなすに因れり、延暦弘仁の間に藤原朝臣繼繩葛葉野の別業、彈正尹明日香親王宇治の別業等の名顯る、ことに藤原乙叡は許多の別業を置かれしものゝ如し、公卿補任に「炷頑驕好妾、而綠山晴水多置別業、信宿之。」とあり、其他天長中務大輔清原真人瀧雄、雙丘山莊、左大臣藤原冬嗣深草別業等あることを知る、又左大臣清原真人夏野の別業には、百花を植られしかは、時人花園左大臣と呼ひしといふ、惟喬親王の小野の別業の如きも、時々在原業平紀有文等を召して風流に遊び給ひし所なり、

河原左大臣源幅は、六條に窮極華麗の第宅を構へ、猶別業を宇治に置き、又山莊を嵯峨に創し、棲霞觀といふ、清和帝脱屣の後、嘗て遷御し給ひし所なり、今日宇治の平等院と稱するもの、融の別業にして、陽成宇多朱雀三帝屢行幸し給ひしを以て、其名ことに著るし、後攝政道長これを領したりしか子頼通に至て廢して寺となすと云ふ、そは本朝文粹江以言か七言秋陪三左府宇治別業一即事に「雍州上腹、洛城南面、有三勝境、蓋乃左府之別業矣、長河經其前、洩湖尾、今漸海口、四山廻其畔、疊西葱、今峙東萊、云々」とあるにて其一斑を知るへし

延喜帝の皇子小倉宮、龜山の山莊のことは菟裘賦にありて、其悲莊の情今猶人をして悚然たらしむ、

賦の序にいふ「余龜山之下、聊卜幽居、欲辭官休身、終老於此、逮草堂漸成、爲執政者、枉被陷矣、君昏臣諛、無處于愬命矣天也、」とこの外藤原忠平北白川の別業、藤原公任長谷川の山莊などもに見ゆ、

白河帝の頃に至ては、別業を置くこと最も盛に行はれたるか如し、則頼通か高陽院平等院、白河帝の鳥羽殿修理頭俊綱か伏見の別業の如きはことに著るし、續世繼ふしみの雪のあしたの條に、「白河院一におもしろき所はいつこかあるとゝはせ給ひければ、一にはいしたこそ侍れ、つきにはとおほせられければ、高陽院に候はんと申に第三に鳥羽ありなんやとおほせられければ、とは殿は君のかくしなさせ給ひたればこそ侍れ、地形眺望なといなき所なり、第三には俊綱かふしみや候はんとそ申されける、こと人ならばと申にくきことなりかし、高陽院にはあらて平等院と申人もあり、ふしみには山みちをつくりて、しかるへきをりふしにはたひ人をしてゝとほされければ、さるおもしろきことなりけり」とあることく、上も下もふしみふけらかすなといひて、別業を營み心を山水に委ねたるものゝ如し、増鏡うちの雪の條にも、藤原公綱か北山の別業を營むか爲め、松枝莊とその土地をかへたること見ゆ、則「北山のほとりに世にしらすゆゝしき御堂をたてゝ、名をは西園寺といふなり、この所は伯三位すけなかの領なりしを、をはりの國松枝といふ莊にかへ給てけり、もとは田はたけなとおほ

くて、ひたふるにゐななめきたりしを、さらにうちかくしくつして、えむなるそのにつくりなし、山のたすまひ木ふかく、池の心ゆたかに、わたつ海をたへ、峰よりおつるたきのひきも、けに涙もよほしぬへく、心はせふかき所のさまなり」とあるなど、前の續世繼と合せ見るへし、

白河法皇の皇子、輔仁親王の花園山亭には、多く花を植ゑ給ひたり、又東六條祭主三位輔親六條の別業には、其庭中へ天橋立の風景を寫し弄せしと云ふ、この外平相國福原別業 寛僧都鹿谷山莊黃門定家小倉山莊など人のいひはやす所なり、又攬雲記に云ふ、元弘二年藤原師賢下總千葉に配流せらるゝとて、粟田口の山莊を過くるとき、「此里に御幸せし世の面影も今日は涙と共にさきたつ」と詠せられし歌に付ておもへは、この頃まで猶別業を置き、山水明媚を弄するの風なりしや明けし、

第五章 鎌倉式の作庭を叙す

源頼朝の覇府を鎌倉に建るや、建築の法舊制に倣はず、東國の大名の此地に邸宅を營むものも、亦一定の方式によらず、其私法に出るものゝ如し、されと東鑑「建久二年七月廿八日甲戌、寢殿、對屋、御廐等、造畢之間、今日御移徙之儀也、乃亥尅自藤丸郎盛長甘繩家、入御新御亭」とあるを見れば、頼朝の第は京師奈良あたりの工人を召して、畧京師の寢殿造を學ひつるにや、又時代はや、後の事な

れと、玄惠法印の庭訓往來に、「御館造作事、不可有各別之作事、奉行早四方構大堀、其内可用意築地、棟門唐門者有斟酌之儀、於平門上土門藥醫門之間可相計之、寢殿者厚葺、板庇廊中門渡殿者裏板葺、侍御廐會所圍爐裏之間學問所公文所政所膳所臺所贊殿局部屋四阿屋棧敷アツサヤ捷兒所者コンダイトコモ蘆葺葺可支度也」とありて、その未つ頃まで屋制の方式變ることなし、しかしながら鎌倉武士は、大抵質朴にしてかの最明寺の母公、手つから明障子の切張をなし、泰時か頼經將軍に執權たりし時、御物語のついで泰時か家の齧板、破れて見ると聞しめしたることにて知るへし、當時武人の第宅のあらましは、先門あり、門の左右に櫓あり、門に入れば又中門あり、中門の傍に廊あり、是を遠侍といふ、客を引く者の居る所なり、中門より入て直に殿に昇るこれを客殿といふ、

後京極攝政良經公は、建仁中の人にして、其著書作庭記に云ふ所は、多く寢殿式の作庭に關すると雖も、往々禁忌など云ふことあるを見れば、浮屠氏輩の唱ふる立石法の混したるや明けし、そは作庭記の未文に、「石を立るあいたの事、年來聞及ふに従ひて、善惡を論せず記置所也、延圓阿闍梨は石を立ること、相傳を悉たる人也、予又その文書を傳えたり、如此あひいとなみて、大旨を心得たり」とあるにて知るへし、

一池はかめもしは鶴のすかたにほるへし、水はうつはものにしたかひて、その形をなすものなり、

鋤鋒鉞形池ならひに河の汀の白濱は、すすきさきのこととかり、くはかたの如くえり入へきなり、此すかたをなす時は、石をは打あかりて立へし、

島を置くことは、所のありさまにしたかひ、池寛狭によるへし、但しかるへき所ならば、法として島のさきを寢殿のなかはにあて、うしろに樂屋あらしめんこと、用意あるへし、樂屋は七八丈におよぶ事なれば、島はかまへて廣くおかまほしけれと池によるへきことなれば、ひきさかりたる島などをおきて、かりいたしきをしきつゝくへきなり、かりいたしきをしくをは、島のせはきゆるなり、

一島姿の様々を云ふ事

山島 野島 杜島 磯島 雲形 霞形 洲濱形 片流 子渦 松皮
瀧の落る様々のことを云ふ事

向落 片落 傳落 離落 稜取 布落 絲落 重落 左右落 横落

一先水のみなかの方角を定むへし、經云東より南へむかへて、西へなかすを順流とす、西より東へ流すを逆流とす、爲れば東は西へ流す常の事也、

一南庭へ出すやり水、多くは透渡殿の下より出て、西へ向へて流す事なり、又小對よりいれて、二棟の屋のしたを經て、透渡殿のしたより出す水、中門の前より池へいる、常事なり、

一遣水の石を立るには、底石水切の石、つゝめ石横石水こしの石有へし、是等は皆根をふかくいるへ

たつへきなり、又池はなくて、遣水はかりあらは、南庭に野筋をあらせて、それをたよりにて石を立へし、

又山も野筋もなくて、平地に石を立る常事也、但池なき所の遣水は、事外にひろくなくして、庭のおもてをよくくうすくなくして、水のせゝらき流をたより見すへきなり、

一地形により池の姿に従ひて、よりくる所々に風情をめぐらし、生得の山水をおもはへて、その所にはさこそありしかとおもひよせたつへきなり、

一むかしの上手のたて置きたるありさまをあとゝして、家主の意趣を心にかけて我風情をめぐらしてたつへきなり、

一國々の名所をおもひめぐらして、おもしろき所々をわかものになして、おほかたをそのところ／＼になすらへてやはらけたつへき也、

一池をほり石をたてん所には、先地形をみてたよりはしたかひて、池のすかたをほり、島々をつくり池へいる水落、并に池のはしりをいたすへき方角を定むへきなり、

一池もなく遣水もなき所に、石をたつること之を枯山水となつく、その枯山水の様は、片山のきし或

は野筋などをつくりいて、それに取付て石をたつる也又ひとへに山里などをつくりいて、それに取付て石をたつるなり、

又ひとへに山里などのやうに、面白せんとおもは、たかき山を屋ちかく設けて、其山のいたゞきよりすそさまへ石をせうくたててくたして、此家をつくらむと、山のかたに川をくつし、地をひきたる間おのつからほりあらはれたる、石の底ふかき常滑にてほりのくへくもなく、其うへもしは石のかたかとなんとに、つかいしらをも切かけたるていにすへきなり、

又江ならひに鳥石をたてむには、當時水をまかせてみんことかなひかたくは、水はかりをすゑしめてつり殿のすのこしたけたと池のおもとの間、四五寸あらんほとをはからひて、所々にみきりしるしをたておきて、石のそこへいり、水にかくれんほと、水のおもてより出んほとをあひはからふへきなり一石を立るには様々あるへし

大海のやう 大河のやう 山河のやう

沼池のやう 蘆手のやう

又鎌倉にても立石の行れたることは東鑑に往々見ゆる所にして、「建久三年八月廿七日丁卯將軍家、渡御三階堂、召阿波阿闍梨靜空第子僧靜玄堂前、池立石事、被仰合云々、巖石數十果、自所々被召

寄之、積而成高岡云々、」又「建久三年九月十一日庚辰、靜玄立堂前池石、將軍家、自昨日、御逗留行政宅、爲覽此事也、汀野埋石、金沼汀野筋鴉會石島等石、悉以今日立終之、至沼石并形石等者、一丈許也、以靜玄訓、島山次郎重忠、一人捧持之、渡行池中心、立置之、觀者、莫不感其力云々、」又「正治二年六月十六日庚子、大官令亭後山麓、構新造屋、有山水、有立石、納涼逍遙之地也、」又「建長二年八月七日庚子、幕府北小庭、可被立石之由、有其沙汰、今日阿彌陀堂、加藤法印定清、依召參入、所被仰合也、武藤左衛門尉景頼爲奉行云々、」などあり、靜玄定清はこの道に長したるものと見ゆ、鴨長明の無名抄に「たとへは山水を作るに、松をうへき所には岩をたて、池をほり花をさかすへき地には山を築き眺望をなすか如し、」とひきたるにても、假山水の行れたるを知るへし、其他春日權現記法然上人四十八卷傳等の繪卷物を見るに庭園の全部を寫し出したるものなしと雖も、前栽のありさまなど見るに足れり、只四十八卷傳中小山の萩薄なとしけれるもとに、兎遊ひ居り、泉殿とも云ふへき所より池にのそみて、あまたの小鳥の浮ひ居るさまを描けるものあり、參考とすへし、又玄惠法印の庭訓往來にも「泉水立石築山遣水任眺望隨方角無禁忌之様可相計之」とあり、前の後京極攝政の作庭記中禁忌方角の事あるに思合すへし

第三編 足利氏幕府時代の作庭を叙す

第一章 室町式の作庭を叙す

屋制中、玄關書院造りなどの風、武人の家屋に用ゐらるゝ事に至りては、庭園にも亦關する所少からされは、先其大略を陳んに、玄關造りは建仁中僧榮西、源頼家の命を受けて、建仁寺を京帥に造營するや、支那佛寺の風を摸して玄關を造るに始る、玄關は客殿に入るの門なり、其門は則二扇門にして、門内に瓦を敷く、門に入て敷瓦を過ぎ、履を脱し小階を昇り、客殿に至る制なり、然れども玄關を造る事は、獨禪刹のみに止れり、家屋雄考に因るに、大抵書院の造り方は、梁間を長くし明障子を用ゐて節格子を用ゐず、敷居鴨居にして皆遣戸なり、こは元學生をつとへて書を讀ましむべき爲の造り方なれば、かくの如く造り設けて、明りを取りしものと見ゆ、この書院造の事は、法然上人四十八卷傳に、書院床の圖あれば、鎌倉の頃よりはやくこの造り方ありしものゝ如し、鹽尻に「書院玄關の構は我國古へはなかりし、室町公方家の時、五山僧書院玄關を建つ時君好み柳營に寫し造られしより、今専ら武家のかまへとなる」とあれども、全く書院造りの事は、鎌倉氏の頃に其端を發し、足利氏に至

て盛に行はるゝに至れり、而してこの書院造りといふは、玄關廣間書院客座敷居間奥の屋など云ふ造りかたにて、中古武士の第宅とも異なるものにして、足利氏の末より漸く押し移りて用ゐらるゝことゝなりたり、義昭の權を失ひ、信長の權を握るに及て、第宅建築の制を改め、門の左右に櫓を起す其用ゐるものは、唯玄關と書院とのみ、是に於て建築の法又一變す、

足利氏に至ても、鎌倉氏の如く立石の術傳りて行はれたる上に、僧疎石(夢窓國師)作庭を好み禪味を應用して、更に一機軸を出したるより、大に發達したり、疎石か作庭を好みしことは、山科道庵か槐記に「澤庵はあまり賛物多きか故、賛澤庵と云し由なり、歌の賛別して多し、歌い烏丸光廣の弟子にて、餘程の修行なりとそ、光廣の異見にて、ひらに歌よむ事をやめられよ、禪にいらぬことなりと云遣して返事の奥に、「夢窓有庭之癖、雪舟有書之癖、愚有和歌癖」とありし如く、疎石は作庭の癖ありしことは、今に人のもてはやす所なり、予思ふに、足利氏園藝美術の發達したるは疎石の力にして、兼良の尺素往來、中院康平の山水秘傳抄の如きは、皆中古作庭の法を受けたるものに過ぎず、相阿彌に至ては、茶事に通し、繪畫に長するの手を以て、名苑を造り出し、大に見るべきものあり、夢窓相阿彌の作りたる名苑には多く樹木を刈込たるを見る、心なきもの之を見て、一概に俗なりとなして排斥するは誤れり、槐記に云ふ「龍安寺の庭は相阿彌か作にて、虎のこ渡しとやらん名高きながら、私てい

の見ては好悪の論は及かたし、一向上のことにや、又金閣寺九川八海庭とは各別にて、巧を盡したるものとは見えなから、堅きものなり申上ければ、御前にも兩所とも一覽あり、大徳寺中にも相阿彌か作の庭あり、今日にては合點のいかぬものなれとも、それにもいかう法のあることの由なり、昔照高院の道暲親王の、獅子吼院へ御嘶に、淀の眞齋の作庭は世にもいやなるものと存せしか、今度峰入を致して始て覺悟いたせしことの侍りき、大ていの奥山にはなきことなり、今一峯を分て深山に入たる時、谷の樹木の體今の手に入れて作りたる樹に少しもちかはす、わさと丸くも方にも作りたるやうなり、此を見彼を見れば、昔の入の深山の深山を心に寢す心にて致したる物にやと仰らる、すれは龍安寺金閣寺にも尤こと侍るにやと仰らる、拙畏りてさて、御尤の事なり、拙先年阿古君の御供にて木曾路を經、寢覺の床を見侍りしに、岩石のたゝみたる體、全く石庭に異ならず、すれはかれも却て幽谷の幽谷を見て作りたる物にやと申上ければ、されは、先年泰隨か寢覺の床は、今の石庭の自然なるものなり、これにてはしかられもせずと申したりしか、なる程にも尤なりと仰らる」と云るにて樹木を或は丸く或は方に苴こむは、深山の景色を寫したるものにして、或は廬山となり或は寢覺の床となるは、いと面白き事にして、後世辨へざる庭園師の心なくして、樹木を刈込ものと目を同じくして語るへからざる也。

今中古の庭作法に關したる書物を求むるに、世に傳はるもの、僅に後成恩寺兼良の尺素往來、中院康平の山水秘傳抄、(奥書云、應永二年八月廿二日中院中納言康平撰之、文明七年三月七日四條院權中納言藤原爲明前從三位重範公より借之、寫之也)にあるのみ、

假山水者、海様、河様、池様、泉様、遣水様、岩井様、細谷川様、枯山水様、山形、野形、洲濱形、葦手形等、立石者、海川石、野山石、流波石、水分石、逃石、追石、添石、離石、起石、臥石、鷓鴣羽千石、鴛鴦並居石、三尊形、品文字等、(以上尺素往來)一立石異名、鴛鴦石、水禦、瀧副、虎溪、豹隱石、山路にあり、遊山石、盃帶石、硯路、又島に有り、用石、筆茄石、怒濤石、是は水先にある石なり、虎溪、豹隱は谷にある石也、鴛鴦石は水中水きは水禦は河すそ垂釣石岸にある石なり

一左右方奥の高山に、山頂石、山腰石、或は嶺脚石、慶雲石、霧隱石、晴月石、月陰石など有り、月吞石とも云へり、亦山路に道居石、行路石、可然の石の類なり、亦月陰石は吞影石とも云へり、是は西の山に有り、吐景石是は東の山頂にある石也、山水の石の多少は、眞草行に依て不定なり、又山の間に二島に、上座石有り、木の本にあり別て秘石なり、(以上山水秘傳抄)

一山水島の名の事、吹上の島、波寄の島、打寄濱、中島、客人島、主人島、大概なり、
一中島蓬萊の形ならば橋をかくへからず、海中に有島なるか故なり、

一吹上島、流淵、鹽濱の意なる所に、其石不打又苔ふせず、砂の流れあかりたる體たるゆゑなり、

一山水の兩の端に二島あり、端近くある島を客人島と云たり、此島に容拜石、對面石、履脱の石、此等の石也、亦鷗宿石、水鳥岩あり、(以上山水)
(秘傳抄)

瀧落者、絲落、布落、離落、傳落、單落、重落等、(尺素)
(往來)

山水秘傳抄には、三忌五禍、二祥三吉、一草二木、四石四花、本所離別、立石陰陽、呂律の石の立様、眞の山水佛并配當居への事、山水地水火風雲の五大配當のことなど、専ら浮屠者流の語を記し、參考となすへき箇條少し、されとも當時のかたはしは窺ふべきものならん、

足利氏に至ては、鎌倉氏朴質の風に據らず、幕府を京師に置き、邸宅器具一に縉紳の例に倣ひ、大に奢侈を極めたり、故に尾大掉はず、文弱に流れて、尙武の氣を失ひ、遂に其業を墜すに至れり、就中義滿義政の如き、其最なるものなり、義滿の金閣義政の銀閣の如き、今尙當時を想見せしむ、嘉吉以來屢徳政の名を假て暴政を施し、人々産業に安んずること能はず、恨を足利氏に抱くもの多し、其狀を知らんと欲せば、建武式目追加、徳政方、室町殿日記、應仁記、東寺古文書等を見れば、思半に過くるものあらん、ことに喜山氏の如きは、高倉第の土木を興し、晩年東山に東求堂を建るや、書を朝鮮國に遣し、大明國勘合の印を請ひ、名書を求め、古器を蓄へ、芳茗を喫して以て世を遣る、こゝに於て英雄各地に割據し、四海鼎沸又治むへからず、所謂戰國の世を顯出せり、賴襄嘗て云へることあり、

り、「史稱義政驕逸、其在續窮極奢靡、至花享之薨費六十萬緡、高倉第之障子值二萬錢、其他稱之、上下相倣、競以侈靡相尙、是以民賦日倍、檢斂苛征、戶耗田蕪、故事借富商金者、義滿時、歲四次、義教歲十二次、至於義政、月八九次、又舉稱貸不償之令、號曰徳政、」又應仁記を讀むに、「義政將軍の御代君臣上下奢侈最甚しく、諸家の第宅を廣めて飲食にふけり、文正元年二月花見の御遊には、百味を以て百菓を作り、御相伴衆の箸をは黄金を以て是をのへ、御供衆中の箸をは沈を以て是を削ると見え、其費いくらと云ふ數をしらず」とあるによれば、其奢侈を極め民を虐けたるか如き、固より治政の上にては論するに足らざるなり、然れども足利氏の奢侈は、以て本邦の美術を發達したるものなきにあらず、ことに足利氏の近侍同朋の如きは、當時才藝の淵藪たりしも實に明かなる事實なりとす、繪畫の如き、猿樂の如き、茶道の如き、香道の如き、園藝の如き、漆工金工の如き、この時より盛んなるはなし、則繪畫には小栗宗丹、狩野正信、狩野元信、眞能(能阿彌、號)眞藝(雲阿彌、號)眞相(相阿彌、號)あり茶道には、珠光、紹鷗、眞能、眞藝、眞相あり、香道には志野道耳あり、園藝には眞相あり、猿樂には觀阿彌、世阿彌、音阿彌、觀世、今春、保生、金剛あり、漆工には泰阿彌、清阿彌あり、金工には後藤祐乘の如きあり、ことに眞能眞藝眞相の同朋の如きは、繪畫を能くし、茶道に通して、園藝の美術に長ず、故に水石の配置、畫山水より得來て而も茶禪幽邃の情を寫す、其工妙の非凡なる後世

の企て及ふ所にあらざるなり。

予か前に陳述したる如く、鎌倉氏より漸々足利氏の頃に至ては園藝の美術大に進歩したる時期にして其法二派あるものゝ如し、則鎌倉時代浮屠氏流の唱へし立石法を傳ふるものと、夢窓の如き禪意を應用して、閑雅の情を寫すもの是れなり、而して足利氏幕府に至りては、珠光の如き茶道に長したる人物を入れ、専ら禪味を弄することゝなり、遂に相阿彌の如きものを出し、別然一種の庭作法を案出するに至れり、庭作に關しては、普請奉行庭奉行の事を監し、庭園に力を盡したるに、蓋し足利氏より外之れなかるへし、故に庭奉行並に同朋の事を陳んに、幕府の土功建築の役を起すや、普請奉行之を司り兼て庭奉行の事をなす、當時土工ある毎に、諸將に賦課し其事を執らしむ、名て普請衆と曰ふ、文明十年幕府の庭苑を修むるや、諸將に普請衆を課し役に従ふ、伊勢氏に三十人を課し、三上蜷川堤和田高岡五氏並に普請奉行となる如き、その例なり、庭奉行は洒掃及土木の事を掌り、又其下に庭者あり、庭奉行に屬して庭苑洒掃し、木石を装置する事に供す、

同朋或は童坊といふ、其初めは淨宗の僧を用ゐて、點茶の役に供す、後妻を蓄へ仕藉に入る、仍僧服を着て營中に給事す、細川頼之管領たりし時、將軍義滿を輔て政を執るや、將士を戒飭して廉節を獎勵す、僧徒六人を撰ひ、奇服帶劍の俳優如し、呼て童坊又佞坊といふ、某阿彌と稱せしむ、阿彌は則阿彌陀佛を略したる語にして、諧謔歌舞營中に徘徊せしめ、諸將士の爲めに侮弄せらる、士大夫其行爲に類するものあれば、士童坊といふて之を辱しむ、士風大に革る、之れより世々同朋を營中に置くことにて、後には眞藝真相の如き、才藝に長したるものを用ゐることゝなれり、

第二章 足利氏第宅并に別業の作庭を叙す

足利氏第宅庭園の事を記したるもの甚少し、然れども義詮万里小路の第、義滿室町の第、義政高倉第の如き、其一斑を窺ふに足るものあり、義詮將軍三條坊門萬里小路に於て、新に第宅の經營あるや、諸將に命して一殿一閣を分營せしめ、日を刻して落成を急かれし事、當時の記録ともに見ゆ、義滿の三條室町の第宅に至ては、方四町鎌倉の舊例に據らす、公家攝關の制に基き、寢殿對屋釣殿などあること見ゆ、又義滿室町の第宅には、多く花を栽られしと見え、京都將軍家譜および、翰林蒔蘆集にも見えたり「永和四年、移三花亭、號曰三室町、其新亭多種名花、故時人稱百花御所」と、又さかゆく花に「らくやうしやうの北、一のせう地あり、近頃この所しんらくせらる、はんみむ力をついやさすふしちになれること、かのれいせうにことならず、くわつすい池にたゝへかさむにはをめぐれり、しつしうのかけ、みたうのゝそみも、これにはすきしとおほゆる水のおもて一町にもあまりて、まことのかい

せんを見るか如し、透渡殿のくわいらうつり殿など、御所のつくりめをおとろかさすといふことなし
 しかも河をさて入られたれば、たきの岩ねよりも透渡殿のしたよりも、おちあふ水音松風もひとつに
 きこえて、いとおもしろし、しん殿の三葉四はのむねとも、あたらしくつくられ、まことにとみくさの
 名もあらはれ、おひさきもりてゆくするの思ひなし、まことにめてたし、えかたきは時なりといへる、
 今の御さかえ古しへにもためしすくなくこそ」とあるによれば、寢殿造にして庭園の假山池水の廣大
 なりしこと思ひやらる、又永享九年十月廿一日、室町殿行幸紀(將軍義 秋の時)を見るに、前と同じく寢殿造
 りにして、庭園の廣大なるさま思ひやられぬ、則其文にいふ「夜に入て詩歌營絃三舟の御遊あり、寢
 殿の南の廂、東の妻戸より出御、御船舎への道の程、掃部寮筵道をしき、殿上人脂燭を取りて、前行
 宰相中將一人御劔に候せられ、關白前攝政兼良公也室町殿以下御後に立て供奉し給ふ、主上和歌の御船に
 めさる、樓船上に二鳳を造り、白玉二箇各臺に居て、軸先を飭らる、詩の舟は龍頭、管絃の舟は鷓首
 なり、桂男おのこ唐冠を着る、御池渚中島皆所々に箒をたく、又西の馬道の軒に、魚腦の桃燈あまた
 かけられ、御供の上臈女房本所の女房達、御臺所をはしめ、南面の廣廂に出て御覽あり」と、又義政
 の高倉第は、障子の直萬錢と史に見ゆれば、其豪奢を極めたることはこの一事にて推し測らると雖も
 しかしながら其造營庭園のさまものにみえず、季瓊日録に「高倉御所亭子之名、西亭子曰晴月、東亭

曰涼土、此名己定之由被仰出也。」とあるにて、僅に其亭名を知るのみ、

義滿應永四年西園寺家の領を得て、山莊を衣笠山の麓に建つ、足利治亂記に據るに「應永十五年北山
 の處に新殿十三處かまへ、天子御遊の殿をは八棟に作りて、八龍を立て金色に彩りたり。御殿の西北
 の二方に早咲の櫻を竝樹に植させ、其間の庭には五色の砂を鱗形にしきたり」とあり、又成恩寺關白
 經嗣公の北山殿行幸記に「此とし月たま鏡とみかゝれたるうへに、なほつくりとゝのへられたれば、
 めもかゝやくはかりなり、もとの木たち山のたゝすまひもおのれと石を疊みたるに、花の木ともをも
 うゑそへられて、そう門のうち一町あまりのはゝには、西東にわりてひまなくひしとうゑならへたる
 櫻、八重ひとへこきませて、今を盛とこの御幸を待かけたるも、心ありかほ也」とあるに思ひ合すへ
 し、何人の手に成るを知らずと雖も、金閣の庭園は規模廣大にして、水深く池を鏡湖と稱し、あまた
 の中島を置き、九山八海の如き名石を立、其背後の山には銀河泉龍門瀑などある上に、衣笠山の如き
 天然の山を庭園の中へ入れたるは、まことに趣あるものなり、而して金閣とは三重にして第一の法水觀
 と云ひ、第二を潮音閣と云ひ、第三を究竟頂と云ふ、則釋宜竹か翰林葫蘆集に、築黄金臺、鐵鳳翔
 干上。架横北樓、長虹横千空、と云ふものこれなり、後義滿の遺命により鹿苑寺となし、夢窓國師を以
 て開基たらしむ、今俗に金閣寺といふ、雍州府志に所謂八景とは、法水觀、潮音閣、究竟頂、鏡湖池、

龍門瀑、安民澤、岩下水、銀河泉をいふなり、
 文明十一年十一月、義政職を義尙に譲り、東山の慈昭寺中に銀閣を建つ、蓋し義滿の金閣に擬したるものにして、上を心空殿下の潮音閣と云ふ閣前に橋あり、分界橋、迎仙橋、濯錦橋、臥雲橋と號す、巽の方に飛泉あり、洗月泉と稱し、流下の橋を龍背橋といふ、仙袖橋、仙桂橋は東求堂の前にあり、落照岡には躑躅を植ゑて夕陽を止む、向月臺、錦沙灘には白沙を鋪きて落月を惜む、細川石、山名石、畠山石は皆管領織より献るところなり、浮石、坐禪石は池中にあり、龍蟠石、蹲虎石、臥牛石、伏虎石、點頭石、布袋石、天柱峯、回肩峯、香爐峯は、其石の形によりて名けしものなり、又北斗石、落星石、壽星石、濯纓石、謝公塢は、故事を以て名とす、爛柯石、釣月臺、仙人洲、白鶴島、臨湖臺、仙草壇等あり、東の月待山といふ、以上列擧したる石の名稱の如きは、後人の附會したるものもありて、固より信するに足らずと雖もこの庭園は相阿彌か作にして、其石組密にして俗ならず、本殿の前に向月臺、錦沙灘を置きたるか如きは、畫山水の疎密法より來り、園藝家の摸本とすへき所也、然とも往々寺僧に變換したるところありて、今は疑を容るへき所なきにあらず、見る人こゝろすへきことなり。

第四編 織田豊臣氏幕府以來徳川氏幕府

時代の作庭を叙す

第一章 數寄屋式の作庭を叙す

數寄屋の事を説くに先て、茶之湯の式の因て起る所を陳んとす、本邦に於て茶を飲用することのものに見えたるは、かの前田夏蔭翁の木の芽の説に擧られたる凌雲集に、冬嗣大將の閑院にみゆきありし時、之を弄ふさま見え、又類聚國史にも嵯峨帝滋賀韓崎あたりへけゆきの時、梵釋寺の永忠大僧都茶を煮て献せられ、それより五畿内近江丹波播磨等の諸國に茶の種を植らるゝ事見ゆ、永忠は延暦の未つ方歸朝したる人故に、唐より茶の種を得て來りしものならん、其後亭子院後白河法皇の御賀の節なとに、茶を用ひ給ひしことあり、諸書に葉上僧上明恵上人、建久二年歸朝のとき、茶の種を携へ來りつくしの背揮山に植ゑたる事を載すると雖も、其誤りなるは夏蔭翁の論ひ置かれしか如し、後醍醐帝の頃ひより盛に茶の會といふ事世にひろかりて、四種十服の茶の品さためして、七十服茶百服茶など

いふ事さへ聞えそめたり。そは十服茶の式によりて、數多くも物することにて、其十服の式といふは茶三種をおの／＼四服に包みて、一服つゝを取て試にすむ、残れる九服をさらに茶一種を加ふ、これを試みぬものなれば、客となつく、合せて四種十服としてたつる也けり、是を三種試の茶ともいひ、貢茶ともいへり、又茶三種を三服に包みて、何れも試みす、更に客一服を加へて十服とし、始にたつるを一とし、次に二三と定め出す式あり、之をつみ、せめとも無試茶ともいひ、又回茶ともいへり、その貢茶回茶といふよしは、顔回は一を聞て十を知り、子貢は一を聞て二を知るてふ詞によれる名なりとぞ、其會のやうは玄惠法印の喫茶往來に、「昨日茶會無光臨之條、無念之至怨恨不少、滿坐之樽望多端、御故障何事、抑彼會所爲體、内容殿懸珠簾、前大庭、舖玉沙、軒牽幕、窓垂帷、好士漸來、會衆既集之後、初水纖酒三獻、次索麵茶一返、然後以山海珍物勸飯、以林園美菓甘哺、其後起坐退席、或對北窓之築山、避暑於松柏之陰、或臨南軒之飛泉、披襟於水風之涼、爰有奇殿、時棧敷於二階、排眺望於四方、是則喫茶之亭、對月之砌也。」又同法印の庭訓往來に建蓋天目、胡盞、饒州茶碗、并木椀、茶器、八入盆一對、茶瓢、茶盞、茶桶、茶巾、茶杓、免足、湯瓶、罐子、糯茶、茶臼などの名ありて、鎌倉氏の頃已に喫茶の式ありたるや明けし、而して足利氏に至り、義政の東山に閑居するや、四疊半の坐敷を建、茶之湯をなす是れ後世數寄屋の濫觴にして、當時南都の僧珠光(本姓村田僧と名りて南都稱名寺)に居る後京師に移り香樂庵と號す) 茶道を能くし、屢東山殿に侍り大にその道を廣む、これより其法を道耳に傳へ、道耳より宗晤に傳へ宗晤より紹鷗に傳ふといふ、(本名仲村和泉界浦の人大黒庵と號す)その後堺の人千宗易、紹鷗の衣鉢を受け、さらにこの道を廣む、宗易初め與四郎と稱し、族を田中といふ、其祖先は室町幕府の同朋にして、千阿彌と稱へしとぞ、宗易年十七、紹鷗より臺子傳を得、其名を知らる、はしめ信長に仕へ、安土に侍る、後秀吉に仕へことに恩遇優渥にして、或は西伐に従ひ、茶を箱崎の松原に點し、或は東征に従ひ茶を小田原陣中に點す、天正十六年後陽成帝の聚樂に御幸あるや、關白秀吉技藝に長するもの數人を擇ひ、奏し請ひて綱位に陞す、宗易固く辭みて受す、請て居士號を稱す、秀吉大德寺の僧古溪に命せて利休居士の第を授けしむ、宗易自ら拋筌齋と號す、この年十月秀吉北野の松原に於て大茶之湯を催し、宗易をしてその事を督せしむ、これより茶事大に興る、則細川忠興古田重能金森長重織田長益等を出す、又古田重能の門より小堀政一片桐貞昌出て、益すその道を廣む、宗易以來數寄屋を建ること専ら流行し、家屋制度中一種のものを生ずるに至れり、茶之湯故實奥儀抄、點茶故實抄等によるに、珠光六疊坐敷を作りしよりこのかた、紹鷗四疊半を作り、宗易三疊大目を作り、古織二疊大目二疊半を作り、宗且二疊を作るか如く、種々の好もいて來れり、數寄屋は茅葺のわひものなれば、庭園も亦これに應して作らざるを得ず、大に庭園に一大變遷を來すことゝはなりぬ、そも數寄屋の庭は、立石

に居る後京師に移り香樂庵と號す) 茶道を能くし、屢東山殿に侍り大にその道を廣む、これより其法を道耳に傳へ、道耳より宗晤に傳へ宗晤より紹鷗に傳ふといふ、(本名仲村和泉界浦の人大黒庵と號す)その後堺の人千宗易、紹鷗の衣鉢を受け、さらにこの道を廣む、宗易初め與四郎と稱し、族を田中といふ、其祖先は室町幕府の同朋にして、千阿彌と稱へしとぞ、宗易年十七、紹鷗より臺子傳を得、其名を知らる、はしめ信長に仕へ、安土に侍る、後秀吉に仕へことに恩遇優渥にして、或は西伐に従ひ、茶を箱崎の松原に點し、或は東征に従ひ茶を小田原陣中に點す、天正十六年後陽成帝の聚樂に御幸あるや、關白秀吉技藝に長するもの數人を擇ひ、奏し請ひて綱位に陞す、宗易固く辭みて受す、請て居士號を稱す、秀吉大德寺の僧古溪に命せて利休居士の第を授けしむ、宗易自ら拋筌齋と號す、この年十月秀吉北野の松原に於て大茶之湯を催し、宗易をしてその事を督せしむ、これより茶事大に興る、則細川忠興古田重能金森長重織田長益等を出す、又古田重能の門より小堀政一片桐貞昌出て、益すその道を廣む、宗易以來數寄屋を建ること専ら流行し、家屋制度中一種のものを生ずるに至れり、茶之湯故實奥儀抄、點茶故實抄等によるに、珠光六疊坐敷を作りしよりこのかた、紹鷗四疊半を作り、宗易三疊大目を作り、古織二疊大目二疊半を作り、宗且二疊を作るか如く、種々の好もいて來れり、數寄屋は茅葺のわひものなれば、庭園も亦これに應して作らざるを得ず、大に庭園に一大變遷を來すことゝはなりぬ、そも數寄屋の庭は、立石

の法を用ゐず、單に樹木の間に石をならへて、幽邃の情を寫すことにて、其妙茶家者流の巧手にあらざればなし能はざるへし。

野史に云ふ「或人造作庭、問風景於宗易、對曰、青苔日厚自無塵、又或問小堀政一、政一對曰、於保呂都幾與、耶彌須許之阿留、巨能未可難、又或問宗且、宗且對曰、許々呂登女天、美禮婆巨楚安麗、阿伎能耶麻、知可夜仁万之類、波奈迺以漏以漏、各以其所好爲風景、宗易以幽邃、政一要閑靜而沈寂、宗且取些景」といへる如く、何れも其嗜好を異にするも、之を要するに前栽などを植ゑて華美なることをなさず、山家田舎の寂寞たるさまを寫すに至ては一なり、花木を植ゑざるは眞に花を愛するの深きか故なり、茶家者流は坐に入て始て花を賞美するゆゑに、路次庭中には花を植うるものなし、宗易か庭の牽牛花をきりて、一輪のみ床にかけたるも之れか爲め也、藤村庸軒の茶話指月集に、「數寄屋は草葺柴戸のおろそかなる、山家をうつし佗たる心を主とし、床には法語繪贊の類、筒にうつろはぬ花さし入爐に松風を煮て自足榮願を茶道す、茶道のあらましかくとやいはん」と云れし如く、禪味より出て風流隱士を學ぶものなればなり、又云ふ「宗易露地の樹は、凡松竹した木には茶莢をうるたり、織部は僧正か谷にて縦のはのものふりたるを見て面白く思ひ、始て庭にうつす」又貞徳文集に、「利休時代迄松竹岩苔ばかり植置く所、近年は縦柏槇多羅葉未聞唐木集め被極候、更に殊勝不存候、佗數寄不以例を陳ん、

候、外路次内路次構可然候、唯禪家山居隱者遁世者住居移由申傳候間、思々相構掃除肝要也、」などいへる如く茶家者流の庭園には、すべて足利氏頃の如く、樹木の刈込をなさず、勉めて天然の美術を寫んとするものゝ如し、

予は元茶家者流にあらざれば、庭石燈籠手水鉢籬等の法則に至ては、詳に論ずるを得ずと雖、今其一例を陳ん、

茶道筌蹄に云ふ「飛石一番石は、石の上へあかりて坐敷の敷石へひさのかゝる高さをよしとす、壁より六寸明き二番石の高さは一番石と三番石との間なり、一番二番との明きは、草履を横に入るゝ程、次第々々に此明きあり、三番石より高さ二寸、但し三番石を定め、高さ二寸なり、二番石を居ゆるに一と三番を見合て、其後に二番を定るなり、」

又堀内鶴叟秘書に云ふ、「一飛石惣高さ三寸五分程、同明き五寸五分位、一刀掛石高さ六寸五分、一鉢置石高さ四寸、一くゞり口踏ぬき高さ敷居上端より一尺二寸下る、一つくはい高さ九寸五分位、但し石の形による、一つくはい水溜り大さ九寸五分、同深さ七寸六分、但し中凹の所にては八寸二分位、一中くゞり内の石高さ敷居上より一尺二寸内外一尺二寸下る一手水鉢水門へ小石を入ること並へたてたるやうに入るは悪し、目を眠りて打込たるかよしと、宗且被申候、小石は川原のまん丸

きは悪し、只常の石の角のなきを用ゆ、又瓦を交て置くもあり、是はさひて面白きことなれども、先は餘り好事か、宗匠の路次には瓦なし、一飛石居る様は、數寄屋の方より腰掛の方へ半分程迄、石の前を數寄屋の方へ向け、中程にて前後ろなき石を二つ三つ居て、それより腰掛まで、腰掛の方へ石前を向て居る也、是れ兩方より石の先向合たるを申にて、前後なき石にて一様に成る也、一疊石は宗且嵯峨の慈尊院に有之を御覽被成候て、路次へ御用る被成候宗且より初る、

燈籠も亦庭園中欠くへからさるものにして、只装飾のみならず、夜中光を取るの便あり、寢殿造の頃には燈籠といへは軒などにつるしたものにして、和名抄に内典云燈爐、唐式云燈籠本朝式云燈樓とあり、又延喜式主殿寮式云、燈樓料紗二疋二丈四尺、又狹衣物語に、「月もれ入て御前のとうろの火ともひるのやうなる火かけに、かたちいとひかりまさりては、しらによりぬて云々」などあるを見て知るへし、然るに茶家者流いてこのかた、神佛刹の燈籠を庭中に移して用ゐること、なり、則太秦、二月堂元興寺、般若寺、大佛、泉涌寺雪見、春日、拔堂、高桐院、形等は皆神刹古刹の燈籠より出づるなり、東山殿の雪のあした、利休の三つ小袖、桂離宮の水螢、修學院離宮利休山寺の燈籠の如き、入口繪炙したる有名の燈籠なり、利休このかた織部細川遠州好なといてきて、今の種類多きことなれり、堀内鶴叟秘書に云ふ、「木燈籠臺は土より臺の上は一尺七寸なり、併し

小き路次などは又ひくう居るなり、見合たるへし、又石にてもする也、只野面の石をも用ゐ、或は橋杭などをも用ゐ、千家に有之長四疊の庭には、石にて柱を四角にして、其上に四角成る石を置たる臺もあるなり、一木燈籠外路次へ用う、待合の手水鉢の脇なり、口の方かや門の方へ向て半月を待合よりみる様に置申候、尤竹の輪を置く常の土器二枚也、一鐵燈籠待合へ用う、尤くさりにて釣るなり、又樂焼をも用う、竹の輪を置く常の土器二枚也、一石燈籠居る様半月表也、數寄屋よりもみゆる様に腰掛よりもみゆるやうに引張居るなり、乍去此通りに居ぬ路次も有之候へとも、此心をもつて何れとも其路次入見合あるへし、

茶家者流の手水鉢は、大抵石を以て造るを常とし、其品種々あり、棗形、圓星宿、方星宿、石水壺、船瓶、寶珠、袈裟、橋杭、伽藍、難波寺、蹲踞等尤も普通の形とす、而して桂離宮鎌形二重樹の如きは、有名のものとす、ことに石を用ゐすして飛石を水中へ入れて、手を洗ふの新意匠は、遠州に始り世之れを桂御所流れの手水鉢と云ふ、

庭園中には垣も装飾の一にして、古くより垣の名見ゆると雖も、就中進歩したるは、鎌倉氏の時にあるか如し、そは前章に陳へ置たるか如く、法然上人四十八卷傳などに、數種の垣あるを見てしるへし、其後足利氏の末葉より茶事起り、又種々の垣を作ることなれり、されば庭園装飾圖には、

廿四種の垣を載せ、秋里翁の石組園生八重垣傳には、三十五種の垣を載す、この中俗氣を帶るもの多きは、茶家者流にあらすして、所謂庭作師流の垣を集めたるは也。

茶家者流の垣にては、建仁寺形、大徳寺形、利休好、宗且好、遠州好、隨流好、如心好、宗左好、鶴叟好、松尾好、穂垣、くろもじ垣、四つ目垣、萩垣なりとす、この中雅俗共に用ゐらるゝは、建仁寺形にして、嬉遊笑覽に、をかしくものせられたるも心ありけに見ゆ、則「竹垣萩垣種々あれと、今江戸にて専らふとき竹を四つ割にして垣とするを建仁寺といふ、近きこと、見えて物にもしるさす、されとも此寺もとりき竹有しと見えて、醒睡突唯有といふ條長岡殿伏見より長老の許へ竿をもらひに使者を遣れし時、狂歌吳竹のふしみにはあらてはる／＼と京迄切のほる棹かな、近頃茶事ますます／＼はやりて、猫の額はかりの庭にもかの青竹のふきをもみ糖などにて磨き、けんしんといふものにわらひ繩もていかめしく結しめ、すんと切とて大木を半より截たるを植、みかけ石のきらめける石燈籠手水鉢の大なるを置飛石とはいへと水石を土の明たる所もなき迄敷並へたるは見るめもいとまし、これたゞ人情野鄙になりて價の高下をもてきたるより、かゝる似つかはしからぬ事にも心つかす、大かたは植木屋ともに任せてさするか故なり、」とありてよく當時の人情を寫したる言と云ふへし、

庭園中に用ゐる門も、いと種類多けれど、茶家者流にては梅軒門、萱門、竹門等なりとす、又折戸に

は、す戸、さる戸、つの戸等を用ゐるを常とす、

茶事に關する書多しと雖、庭作法に至ては、各之を秘して公にせず、僅に其門弟に口授するに過ぎず、况んや後世其流派に従て法則を異にし、一定せざるに於てをや然れとも前に掲たる鶴叟秘書などを讀むときは、茶家者に至り、各其便宜によりて石を居る、敢て庭相吉凶などの法則を主張せざるか故に其意匠益す天然に近づき、大に進歩したるものたること知るへし、茶家者流の石の居る方は、あなからち装飾のみにあらず、例へは蹲踞を置くには右に湯桶石を少しく高く居る、左に手燭石を少しく低く居るか如く、装飾と實用とを兼有したるものなり、蹲踞の如きも、元は山家にて泉を掬するに擬らへたるものにて、其意匠面白し、この他或は井を掘り、(織田有樂如庵千家殘月亭の庭堀
内家長生庵井を置いて装飾とす)或は伽藍の礎を用ゐて路次に居るか如く、もとは廢物などを利用して居るも、今はわざと其形に擬らふるか如く、何れも其源に遡るときは、後世の百金を抛て、鞍馬、加茂川、根府川、白川、御影などの名石を購ひ求むるか如きことはあらざるなり、江戸幕府に至り、昇平永く打續くに及て、名石を弄ふこと流行したるより、天保年中石燈籠石手水鉢庭石等十兩以上のものを賣買するを、禁したること牧民金鑑に見ゆ以て其盛なるを知るへし、

近世庭作の書の刊行なりしは、離島翁の築山庭造傳、石組園生八重垣傳、都林泉名所圖繪、及菱川師

宣の著せる、築山庭作傳、なるへし、この中都林泉名所圖繪は、庭作の例證を示し、作法を示したるにあらずと雖も、其他は作法を論したるものなり、しかしながら何れも中古寢殿造風の作庭の味を知らず、其上茶事に通せざる人の著作なれば、其云ふ所奇怪のこと多し、則二祥三吉、三忌五禍、本所離別、相生相副、など稱し、其法とする所は五行石にして、靈象石、體胴石、心體石、枝形石、寄脚石なり、而して又五行石二つ接十體の傳、三組八相の傳などあり、これ皆松雪齋相阿彌の遺法なりと稱すれども予は容易く信すること能はず、この源は足利氏の頃に發したる(前の山水秘傳抄參觀すへし)には相違なしと雖も、只庭作者の遵奉する法則にして、茶家者流の排斥する所となれり、築山庭作傳も其圖する所中古の繪卷物などに見ゆるものありと雖も、疎にして且意匠に乏しき人の手になりたるか故に、參考とするに足らず。

不世出の英雄豊太閤の起るや、屢大土木を起して人を驚せしか、就中史上有名なるは、聚樂第桃山大坂城なりとす、桃山の如き、世に桃山御殿の遺物と稱して貴重する者山城近江等にと雖も、一概に信し難し、小杉楳村氏云ふ、江の竹生島其他の古刹にも、桃山御殿の遺物なりと稱する者あれど、長押鴨居などの黒漆のぬり方蒔繪の精巧ならざる所あり、又金張附或は彩色模様等の粗末なる、しかも慶長六七年片桐且元奉行する所の建築に多く係れば、思ふに桃山の遺物にはあらで當時桃山御殿の

式に擬したるものならんと鑑定すとさもあるへし、大坂城は境域廣大にして、定めて其中には庭園もありしならん、されともに見えされは省きぬ、さて聚樂第の壯麗を盡したることは、前河内守正虎朝臣天正十六年四月十五日聚樂第行幸記を見て、其一斑を知れば可なり、其文に云ふ「延喜天曆の政にも又をさく讓らず、爰に於て行幸あるへしとて聚樂と號して甲第をかまへ、四方三千歩の石のつかき山の如し、樓門のかためは鐵のはしら鐵の扉、瓊閣金を鏤めてたかく、瓊殿天に連てそひえたり、臺のかさり瓦の縫めには、玉虎風にうそふき金龍雲に吟す、諸の御所は檜皮葺也、御はしの方に御輿よせあり、庭上に舞臺左右の樂屋をたてらる、後宮の局々に至るまで、百工心をくたき、丹をねり手をつくす、その美麗あけて云ふへからず、抑そのかみの行幸いくたひといふことをしらす、此度は北山殿應永十五年、室町殿永享九年の行幸の例とそきこえける、云々とありて、和歌の御會御能などあり、豊公よりは京中の銀子地子五千五百三十兩餘を献し、其他諸公卿諸門跡に至る迄、それく地子などを贈り、其盛なること空前絶後といふへし、又雍州府志に云ふ「天正十三年閏八月、豊臣秀吉公、南北自一條至二條東至堀河西限内野爲城地、築大第自號聚樂、正親町院有行幸、爾后讓斯城於關白秀次公、公亦被催行幸、文祿申午三年、秀吉公別築伏見城而移之、同四年乙未七月十五日、秀次公於紀州高野山有事、後聚樂城樓門離折而移處々、古跡爲民家又爲田疇、天守二丸彼樓

某閣此門某池并山里等名爲三町號又爲三田字」と以てこの第の興廢を知るへし、千利休このかた、古田織田細川桑原遠州宗且などの茶人、各意匠を凝らし、天然の風景を寫すに至れり、今日まで存したるものは、織田有樂の建仁寺中正傳院如庵、遠州の桂離宮、南禪寺中金地院、高臺寺、大徳寺中狐蓬庵、藤村庸軒黒谷西芳院反古庵の庭等なりとす、ことに桂離宮は遠州か畢生の力を出したるものなれば、近世庭園中第一と云ふへし、慶長中片桐且元豊臣氏の命を受けて、江の竹生島叡山の里の坊地藏寺を經營するや、併せて庭園を作る、人之れを且元の作庭と稱す、然れとも其實且元に從ひ指圖したるは于榮寺の宗元なりと云ふ、其庭園刈込の多きは、相阿彌の流亞なるへし、又伏見に朝霧志麻之助なるものあり、専ら庭作を業とす、本願寺客堂の庭の石組之れなり、其風茶家者流にあらず、思ふに當時の庭作師ならん歟。

第二章 京都諸離宮の作庭を叙す 附滴翠園涉成園

いと畏しき事にはあれと、京都宮闕のことを聊かのへんに、御建築のさま寢殿造にして、少しも中古と異なる所なし、故に禁苑のさまも亦別に改りし所なかるへし、則源宗隆かするせる鳳闕見聞圖說并に寛政元年酉の春、宮殿新造あらせらるる折、柴邦彦等かするしたる、御造營記によるに、小御所

の御庭常御殿の御庭には、池築山などありて、ことに小御所の御庭を池の御庭ともいひよし見ゆ、鳳闕見聞圖說に「小御所は清涼殿の東北にあり、前に池ありて景色いはんかたなし、御池に橋五橋有後に築山ありて、樹林茂れり花の春の御遊月の秋の御舟遊ひなど、さなから思出されぬ、御溝水の瀧清らかに流れ落て畫けるか如し、亦此御庭に丹頂の鶴二羽、其外鴨の類ひあまた池にはなされたり、文化六年の秋、南殿小御所對の屋の邊に夜の廻りいたすへき旨仰出され侍りしか、仕丁ともを供して夜の更る頃此御庭に參りしか、いとく月のさえ渡で、御池に移れる鴈のむらたちて行かけまでも、流渡りて見ゆる、今に其興の思ひ出られ歌などよみたらんにはと口をしかりし」とあるにて、其さまおもひやるへし、又常御殿の御庭のさまを記していふ、「御學問所の北に有、主上常に此御殿にましませり、東西の御庭は樹木茂り、わさと作りなせる様にも覺え侍らす、御溝水の清き流れより、小川を作らひ給ひて、南北に流れ、小御所の御池に入りぬ、木は梅柳クハリン櫻橘いと櫻せいの類植られたり、又燕子花菖蒲蓮などさまくあり、南面の御庭には、牡丹を多く植させ給ふ、東北の角に桂木あり、北面には菊紫陽花などさまくあり、」又御造營記に云ふ「小御所此殿内の圖は、年内祭式の圖あり、其北に常御殿あり、是宸居し給ふ所也、内に劔璽の御間あり、東の階下には、石川や蟬の小川を堰入て、舟あり、橋あり、池邊は百千鳥囀り、千種花咲て、四季析々の風流にとむ、四明如意の翠巒

は東につらなりて、庭中の景勝となる、又其北に御涼所あり、こゝは清風奇雅の御間にして、折ふしには茶茗を翫ひ興し給ふとかや」などあるにて、禁苑のさま窺ひ奉ることを得へし、

仙洞御所の宮殿は、嘉永七年炎上るとき、全くうさはてぬれと、御苑は幸に残りてあれば、先づ年拜觀せし時のことなど思ひめぐらすに、加茂川より清き水せき入れ給ひし御池ありて、築山をめぐり、其趣中々云ひ盡しかたし、御池の中島には釣殿跡橋殿跡などあり、又其傍に葭島蓬萊島あり、其前面の山の頂には山神社あり、其下に瀧落ち草紙洗石あり、土佐橋を渡れば御舟留場鑑水の跡あり、鵲橋のほとりには楓多し、悠然臺は只礎のみ残り、醒花亭は御茶屋にて、これより中島を見渡す風景よろし、それより御殿の前へかへれば止々齋(修學院離宮にありしもの)の跡あり、又汀には八つ橋の跡あり、蘇鐵山のあなたより出島あり楓多し、紅葉山といふ、それより六枚橋を渡りて、御本社(のほとり)へ出束橋のあとへ出、今少しゆけば、さゝい山なり、それより又山田屋敷の跡御田社へゆけば、其ほとりに御田ありて、むかしは松か崎村より御田植に参りしとなんいふ、かやうに一の禁苑中さまゝの山水を縮め給ひしかは、其趣あるは云ふ迄もなく、今廢跡の多きを見れば、そのかみは櫛いみしきものなりしにや、

二條城は、永祿十二年織田信長これを經營し、寛永元年徳川家光これを修築して大に面目を改め、寛

永三年九月六日後水尾帝行幸あり、當時の記文に云ふ「行幸の翌日七日朝けより午の刻斗までは、萬の御ことぶきの御捧物しなくさしつとひては隙なし、庭上の舞臺事の如くに樂屋左右に有て、太鼓鉦鼓左右にすゑらる」とありて、鹿苑院以來の故事によられしよし書傳へたるものあれと、家屋雜考にいへるか如く、建築のさまは聚樂も二條も寢殿造にあらすして、所謂武家風の造さまなるへし、その後寛延三年八月廿五日、雷火のために天主臺焼失し、天明八年正月晦日本丸及諸門類焼す、現今存するものは其一部にして、黒書院白書院大廣間等金箔華彩人目を眩せしむ、明治十七年七月廿日離宮となる御庭園は只大廣間の西にあたりて少しの假山水あるのみにて、別に書すべきものなし、

修學院は後水尾帝以來の離宮にして、屢行幸ありし有名の禁苑なり、雍州府志によるに、「元楊州刺史佐伯公行之所建、而爲比叡山之末寺、今寺絶爲村、後水尾院在世時、相斯攸爲別宮、則稱修學院」とあり、又史を按するに承應中將軍家綱勅を奉して修學院離宮を營むことみゆ、然るに野史續紹運錄を引て云ふ、「初營離宮也、遣官女及平松可心等往督之、世人或爲上皇潛幸」とあり、前後の事情を考ふるときは疑なき能はず、中頃より御幸も絶、やゝ衰へたるに、文政六年家齊將軍京都所司代内藤信敦に命せて修理を加へ奉りて、新道などもこの時ひらけしやうに見ゆ、されは修學院御山莊御幸記に「日吉の山のふもと、修學院の御茶屋は、後水尾院法皇始て御幸まし、靈元院法皇もまたし

はく行幸なりしあととなり、享保十七年靈元院法皇かくれさせまし／＼ける後、星霜百年はかり荒廢して行幸絶たりしを、文政六年の秋武家より新に修理を命じたまひ、舊に復し是をならしめ給ふ、さるによりて文政七年九月廿一日、太上法皇はしめて御幸なる」とあるを見て、其來歴を知るへし、この修學院離宛は御茶屋と稱し、上中下の三つに分つ、以前は上下の兩御茶屋のみなりしか、陸軍省より帝國博物館に供へたる修學院御茶屋圖は、上下のみ書けり、何人の筆になりしものなるを知らずとも、(友人川崎千虎氏云ふ
田中日華の筆ならん)其畫精密にしてさながら修學院に入たる思ひをなさしむ。

上御茶屋は、山の中ほとにありて、御茶屋より西南に貴船衣笠鞍馬諸山を見おろし、其風景いはんかたなし、隣雲亭洗詩臺(文政七年
御改造)は御茶屋中尤も高所にありて、前は池に臨み、男瀧を見、御臺の名も空しからすと思へり、これより山をつたひ楓橋をわたりて、島のいたゞきなる窮遠軒(文政七年
御新造)に至れば、池の中島に臨み、この邊つゞさつき多し、中島へ渡るには、千歳橋とて檻つけたる唐様の橋あり、こは文政七年の御新造にて、橋石は所司代内藤紀伊守より献り、橋の屋形は町奉行水野越前守献りしと云ふ、この橋を渡れば、中島に御腰掛あり、巖上に老松蟠龍の如く横る、これを千巖松といふ、すへて中島に松多きか故に松島とも云ふよしなり、これより島つたひして北へ出て、土橋を渡れば、三保の松原と名くる出島あり、こは叡山を不二に見たて、呼たるなるへし、これより止々齋の跡へ出、御

舟繋き場より御池をめくりて、隣雲亭の下に出れば、こゝには女瀧ありて、樹間より流れ落ちいとすゝし、この上御茶屋は三御茶屋中尤も風景よろしき御庭園にして、とかう申す旨なし、

中御茶屋は、中頃林丘寺宮へ賜りしより、御茶屋の中へは數へ入れさりしに、明治十七年離宮となりしより、中御茶屋と稱することにて、樂只軒、東福門院御化粧の間等、今尙存在し、別に御庭園に付ては書すへきものなしと雖も、眺望のよろしきことは所からを占め給ひしゆゑなるへし、

下御茶屋は、山の入口にて藏六庵壽月觀(文政七年
御改造)あり、楓多く遣水を音羽川よりせき入れ給ひ、其趣いはんかたなし、

桂御別業のことは、離島翁の都林泉名所圖繪にも之れを載せず、只園林堂の事を記したるまでなり、こは親王家の御別業なれば敬ひてのことなるへし、桂御別業之記を見るに、「御元祖一品式部御智仁親王御代天正の末つ方、豊太閤より小堀遠江守政一に命して、造進し給ふ庭作古書院これなり、御茶屋は瓜畑の御茶屋を殆として、月波樓其砌門弟兩三輩、遠州の指圖を受けてしつらひぬ、中にも妙蓮寺の玉淵坊勝れり、其餘御二代二品中務卿智忠親王造増あり、遠州に仰せて悉く作らしめ給ふ、其比増營ありしを御幸御殿又新御殿といふ」とあり、然れともこは恐く誤りならん、藩翰譜備考系圖竝に大徳寺中孤蓬庵の過去帳によるに、政一正保四年二月六日卒年六十九なり、因て之れより遡るときは、天

正七年の生れにして秀吉公の薨去せし慶長三年は廿歳なり、政一奇才ありと雖もいかてか其以前に如此意匠を施すを得んや、この誤を引起したるは、藩翰譜に「政一初め豊臣家につかへて、其後徳川とのにめしつかわれ、(近江國にて地一萬二千石を賜ふ)元和九年伏見奉行職に補せられ、職に有る事廿四年」とあり、又帝系、皇胤紹運録、御浴殿日記紀事などに因るに、智仁親王は陽光院の第六子にましくて、關白豊臣秀吉の猶子となりたまひ、天正十七年十二月秀吉の請によりて、八條殿と申したてまつりしこと見ゆ、これ等の關係より年代をも考へすかく誤りを傳へたるなるへし、されは古書院は遠州より先輩の意匠に出でたるものにして、其構造の高尙なるは蓋當時有名なる茶家者流の一人ならん、しかし御二代智忠親王(本名忠仁)の時御増營ありて、今日の如き天の下にならひなき御別業となりし事は誠に明なることにて、かの黄葉集の詞書に、「寛永の頃にや、八條殿智忠親王、都のにし桂としてしろしめす所あり、先の宮の御時よりかり庵たておかれし其所しつらひ物せよとて、御みつからもいくそたひはたり、ましく、たくみつかさめして様々の亭閣山を築き石をたゝみならへ桂川を分て水せき入らる、水の色鳥の聲山の木たち中島はたりめつらしう見ゆ、」(山城志、この詞書を引くに過ぎず、故に略す)とあるにて知るへし、而して智忠親王の御増營あるや、幕府内命を奉し小堀政一に命して造進せしめたることにて、當時政一伏見奉行たりしか故屢上京して指圖したるならん、世に傳ぶ初め政一の命を奉するや三事を誓ふ、則御催促なき

事御助言なき事御著用御構なき事これなり、宜なりこの三事成つて、政一一生の意匠を一園に盡すことを得、建築法作庭法併得て共に千古の模範となる、眞に遠州の面目と云ふへし、

今先づ御殿向のあらましより順を追てこれを陳へんに、御玄關八疊次の間長四疊にして、御輿寄四疊の前には所謂遠州眞の飛石あり、御椽の昇口に六人の沓を並ふへき程の石あり、故に眞の飛石六つの沓脱と云ふ、(御輿寄脇左右杉戸畫左外の方虎内の方萩、兎右外の方芦鷺内の方松御狩野永徳の筆)その次に、鐘の間十疊あり

御古書院一の間九疊にして、御床一間なり、(張付白地棹色桐大形御襖とも同断)二の間十四疊御椽坐敷七疊にて、廣椽南禪寺僧祿傳長老の作に係る、桂亭記の類を掛けらる、竹椽横二間向一間半にて、廣椽前へ差出せり、こは月を御覽せんか爲め、屋根なくして差出したるなり、圍爐裏の間十疊にし内一疊大燼あり、鎖の間又伺候の間とも云ふ、(杉戸内の方諫鼓外の方花籠永敬の筆)

御中書院一の間六疊御床二疊山水の間と云ふ、(張付山水の畫、御袋棚小襖四枚竹芙蓉水仙の畫、同棚下張付水邊樹木の畫、皆尙信の筆に係る)二の間八疊七賢の間と云ふ、(御襖竹林に梅七賢人の畫尙信の筆)三の間十疊御床一間雪の間といふ、(張付雪持の畫、同脇梅樹の畫、御襖雪に竹鷄雁樹木に鷄雁の畫、安信の筆)御椽坐敷、東四疊南四疊、次の間四疊(同所入口開杉戸)樂器の間、三疊御床一間半、(張付白地黄小形桐杉戸内の方檜若鷹外の方柳鷺杜若の筆)廣椽に御腰掛あり御鉢物など置くへき所か、

御幸御殿、新御殿とも云ふ、後水尾上皇御幸東福門院行啓により建られたるものにして、角柱又角長

押等の殿舎作りを以て、吉野丸太を用ゐられたり、こは御山莊に摸せられたる御造作なりと知るへし
(同所入口杉戸内の方竹林に東坡居士の畫外の方椎木に尾長鳥の畫、探幽の筆) 御椽坐敷七疊半、一の間六疊(張付白地、棹桐小形)
 御上段三疊(椶櫚綠墨堂) 唐木の眞の御棚、御附書院あり、尤も、遠州の意匠を施したる所と云ふ、(御真)
棚上段に西南折廻り開小襖圓形に山水人物の畫、引違小襖上方樹木に人物の畫、下方荊棘笹小鳥の畫、以上探幽の筆、御棚上の厨子屏鏡板紫檀綠墨檀中棧朱檀兩脇小板紅花欄同下の厨子屏鏡板鉄木刀縁厨子同脇棚下小板紅刷子綠墨檀其外棚板唐桑櫻脇板島梯欄檜加羅唐桐○御附書院 二の間、八疊御床一間、(張付同斷御床脇に吹抜窓あり堅木瓜形欄間月の字形墨塗御) 次の間、
 長六間(持袋棚二段あり、) 御水屋五疊、御寢間九疊、(張付) 劔璽の御棚あり、(角の棚一間二段中棚なり、板はすの方黒塗綠墨) 御小座敷四疊半御化粧の間と云ふ、(遠棚一間上持袋小襖四枚蘭梅菊牡丹中棚) 御衣文の間、三疊、
入床なり) 御物の間八疊、同所後口廊下御膳組柵等あり、(達棚二間上持袋小襖四枚蘭梅菊牡丹中棚) 御衣文の間、三疊、

御庭向には月波樓松琴亭賞花亭笑軒などの御茶屋あり月波樓は御床一間同前疊脇に連子窓あり、中
 の間七疊半次の間四疊なり、東北の破風に松堂の筆なる月波樓の額かけらる、蓋し樓名白少傳の句意よ
 り取りしものと云ふ、すへて山家のさまにて膳組の板間小屋竈等あり、(襖の引手機の杉形嘉長作、襖の眞中)
 此所に有名なる鎌形の手水鉢あり、それより南池へ出るさきを龜甲と云ふ、池に二つつゝきたる中島
 あり、いと古ひたる石の塔を立つ、古書院より見れば左方なり紅葉山は多く楓を植らる、古へは松
 琴亭へ渡る大橋ありしといふ、今は僅に礎石を残すのみ、御待合外腰掛とも云ふ、傍に二重樹形の手

水鉢あり、前は蘇鐵山なり、薩州島津家より進上なりしと云ひ傳ふ、蘇鐵山の北に桂川より水せき入
 る、川口あり、瀧口といふ、

松琴亭東の方破風に後陽成院宸翰の額をうたる、一の間十一疊、御床一間(御床張付奇白奉書紙御襖同斷、同所脇棚開扉下持袋小襖二枚山水人)
物の畫、同横の方石壇上に持袋小襖四枚) 次の間六疊(持袋棚山水の畫探幽の筆引手) 御園四疊内一疊大目、世に所謂
水邊樹木小鳥探幽の筆引手結紐形嘉長作) 遠州八つ窓の園と云ふ、(水屋三間三疊、同次の間) この御亭へゆく道に、奥州白川石の大なる橋あり、加
 藤左馬之助の進上する所と云ふ、又御池に流れの手水あり、飛石を置きて手洗ふ所とせり、池中に石
 橋二つかゝれる出島あり、天の橋立と云ふ、此島に紫色の石たてり、それを赤間關の石と云ひ傳ふ、こ
 の御亭より西中島へ渡る土橋あり、その下流を螢谷といふ、松琴の御名は齋宮女御の、「ことのねに峯
 の松風かよふらしいつれのをよりしらへそめけむ」とよみ給ひし御歌よりとり給ひしと云ふ、明治九
 年十二月皇后行啓のとき「石の上ふりにしこともひきいつるしらへゆかしき松の殿かな」とよみ給ひ
 しもの御亭なり、

松琴亭の東南外山の頂に、四つの腰掛あり、(五字の腰掛) 九尺四方の建物かや葺にて面白し、前に小川
 あり新川と云ふ、
 賞花亭、中島の山上にあり、折廻り四疊にして腰掛所あり、竹内良尙法親王の額を掲ぐ、一名龍田屋

とも云ひ、軒に白緋布取交せの暖簾を掛く、文字は青蓮院尊朝法親王の筆なり、この亭前池に臨みて石燈籠あり水螢と云ふ、家仁親王の「池ひろみうつれは水の螢かとむかふもあかぬ夜半のともし火」とよみ給ひしもの是なり、

園林堂、凡方三間中島にあり、後水尾院宸翰の額をかく、本尊は揚柳観音の畫像にて、御堂前池のほとりに奈良の八重櫻あり、

笑意軒、御床一間附書院にして三疊なり、同所後の方納戸三疊中の間六疊、(南方中連子下腰張天雲絨黒地輪金地に張之足利家よ) 次の間七疊半、西方に袋戸柵中段にあり、北方水屋上壁に窓あり、忘れまると云ふ、口の間四疊 御禮山水畫尙信の筆、引手櫃形喜長作、東南椽側杉戸樹 木鳥の畫不詳、引手矢形椽側外にあり、豊公の所持と云ふ) この外御膳組の間あり、延享三年寅九月三日御記にも「茶屋中にて宜敷風景にて、前は泉後は野邊を見渡したり、稻葉の體面白し、後の簀三間の程透させ、風景殊によろしく候、後水尾院上皇御幸の節、後のやふを切られし由、如何さま左様な

らば西山丹波山大方見えて、景色猶可_レ宜」とあるか如く、山野の眺望よろし、この御亭へゆく傍に、外腰掛のあとあり、又同所に路次の門ありしといへたとさたかならず、笑意軒の額は、竹内良恕法親王の筆にして、李白山中間答の問_レ我何意樓三碧山、笑而不_レ答心自閑、の句意より取り給ひしと云ふ、以上陳へたる外昔は竹林亭(挽河臺とも云ふ崇傳の桂亭記にも見ゆ) 瓜畑の御茶屋御下屋敷などありしと云へと今はなし、予

は本書を記するに當り、先づ年拜觀したるときの記事と桂御別業之記、町田久成氏所藏桂御所全圖、桂亭記、小出榮氏の御園の落葉、桂御別莊明細圖等によりて、其一斑を記したるに過ぎず、此宮に洛西桂邑に在り、凡二町四方にして、榮翁か「東は桂川にそひて、めぐりは竹の林かけふかく、ちりの外なる世界洞のうちのすみかとおほゆる」といひし如く、まことに得かたき御苑にして、今は離宮となり主殿寮にて保護したまへるは、いと喜はしきことにこそ、

本願寺の滴翠園も亦近世有名なる庭園の一にして、離島翁の都名所圖繪にもこれを載せたり、今其大畧をいへば、本願寺集會所の東にありて、高樓を飛雲閣と稱し、閣の西なる湯殿を黃鶴臺といふ、(飛雲閣壁間雪中柳の畫狩野永徳の筆、小齋山水の畫狩野探幽の筆、中間壁間杉戸扉吹仙の畫及仰板 葡萄粟鼠の畫、狩野三樂の筆、三閣壁間高富士の畫不詳、黃鶴臺の畫、狩野永徳、壁間梅鳩不詳) 豊公の桃山にありしも

のをこゝに移したるものにして、其構造の高尙なる宜しく建築家の摸範とすべきものなり、庭園には池あり、高樓をめくりて滄浪池と云ふ、龍背橋を過ぎて踏花場あり、此邊櫻樹數品あり、胡蝶亭の傍には夜光石あり、嘯月波は池の巡りの坡を云ふ、この外醒眠艶雪林等あり、青小蓮樹は茶亭の名にして、又澆花亭とも云ふ、この庭園飛雲閣に比して狹隘なるか故に、位置を失ひたるの憾なき能はさるなり、

東本願寺の別業涉成園は、そのかみ源融公河原院の舊跡にして、拾芥抄に「河原院六條坊門南萬里小

路東八町云々」とあるに思ひ合すへし、今俗に枳殻邸と稱す、蓋し邸のめぐりに枳殻を植たりしより出たる名なりと云ふものあれとも、村岡良弼氏は枳殻和名加良多知といへれば河原館カハラノクニの轉訛なるへしといへり、又頼山陽翁の涉成園記によるに、「東六條之建也、由三於慶長之幕議、而其別業之給、則出三乎寛永之教示、其莊麗善美、可レ知也、相傳昔源左府融起三河原院莊、今之別墅、即其造址、偃戈以來、人烟填咽、距レ河頗遠、引三其漕渠、爲レ池、移三豊臣太閤伏水舊構、爲レ殿榭、外周以レ垣、環植三枳殻、民呼三之枳殻殿、而其實曰三涉成之園、取三陶淵明之詩也、」とありて略この園の來歴を知るを得たり、また翁云ふ「蓋始營レ之也、與三石川丈山翁謀而成レ之者、名亦其所レ命也、」と然れとも何の書によりて丈山のことをしるされたるやさたかならず、恐くは寺傳によられたるにはあらざる歟、園中の名所は中島樓陰東本願寺別園十三景の詩題に、印月池、雙梅檐、漱枕居、臥龍堂、侵雪橋、五松塢、縮遠亭、廻棹廊、紫藤岸、丹楓溪、傍花閣、滴翠軒、偶僊樓等の名を載す、以て其一斑を窺ふへし、然れとも度々の火災に遭ひて惜哉今は大に荒廢に屬せる所ありと云ふ。

第三章 徳川氏幕府時代江戸の作庭を叙す

徳川氏の江戸に城を築くや、境域廣大にして其盛なる天下に冠たり、然れとも其庭園を擧るときは、

吹上苑濱苑の二つに過ぎず、吹上苑には吹上奉行及び吹上添奉行を置き、若年寄の支配に屬す、又濱苑は所謂御濱御殿と稱し、又濱御殿奉行を置き、文昭公以來木村家の世襲する所にして、若年寄の支配に屬せしむ、而して庭作の事は、作事奉行の管轄にて、數寄屋詰山本道句世々これを司ると云ふ、其法相阿彌より相傳する所なりと稱し、先つ作庭を眞行草の三つに分ち、眞を林泉法とし、行を庭造法とし、草を路次法とす、そのかみ慶長中本丸の成れるや、庭園も亦築きたりとはいへと、只庭作方にて造りたるまでにて、充分意匠を盡したるものにはあらざるへし、三百有餘の諸侯伯、江戸に邸宅を構ふるに至り、各廣大の土地を領し、種々の庭園も造り出すこととなりしより、水戸侯の後樂園、尾張侯の外山園、松浦侯の蓬萊園、長門侯の鎮海園、郡山侯の六義園、飯田侯の樂其樂園、桑名侯の浴恩園、溝口侯の偕樂園、出雲侯の大崎の庭園、なとみな名園と聞えたり、さてその名園にも盛衰はあれと、ことに江戸名園の盛を極めたるは、寛政より文政の末つかたまでとす、吹上といふことのものに見えたるは、寛永の頃より西城なる西門の名に稱せしを以て最も古しとす、蓋し高峻の地にむかひ風の下より吹上るにより此名ありしと云ひ、或は又苑中に跳水あるより此名ありとも云ふ、何れかさたかならず、小宮山南梁氏は前説をとれり、初め大猷公の時、此の丸に花畑あり、其中に一亭を設られ花畑御殿と稱し、庭作芥川小野寺か預る所にして、これを吹上苑の起りたる

所とす、元祿寶永の間、常憲公の所に此の丸に一殿を構造して世を避るの志あるや、吹上門の外及び半藏門と、竹橋との間なる多くの邸宅を外に移し、其地を三部に分ち、壘を築き濠を環らしたり、然るにこの公薨してやむ、文昭公の代て立つや、新殿の工事は全く停められたれども、其地は遂に一大苑となり、更に押し廣めて、此は城垣の下、東は北詰橋の外に至れり、松平大和守基知稻葉丹後守正往等其工を助く、紅葉茶屋、瀧見茶屋、田舎茶屋、松の茶屋、地主山亭、清水観音堂、瀧の宮、元馬場等は皆この時に成り、吹上花畑奉行も始て置れたりと云ふ、然るに有徳公の入て嗣くに及び、茶亭中華麗なるものを毀ち去り、僅に一二小亭を残しのみ、

此時新構内に有章公の生母月光院の居館を置き、其外は學問所、繪所、天文所、鞠場、射場、鐵砲所、火術所、染殿、織殿、藥草製所、酒造所、菓子製所、砂糖製所、穀物取集場、綿羊飼養場、の類を設け、櫻楓松栗竹甘諸人參菜菓等の草木を植られたり、又惇信公の時に新構茶屋、新構の池、作兵衛瀧、新馬場等の設けあり、其後文恭公の時に及て、益す修造を加へられ、趣訪茶屋、田舎茶屋、並木茶屋、新植木茶屋、樂草畑腰掛、藤棚腰掛、六本縦腰掛、在郷家見合所、等皆この時に成りしものなり、明治維新後は禁苑となりしか、廢せられし所も多くありて、今現に存するものは、諏訪、紅葉、瀧見、花壇、並木の諸茶屋地主山、三角梅の諸腰掛、兩馬場の馬見所、及び上覽所に過ぎず、吹上禁苑の地

は凡十萬三千八百六十九坪あり、これを三部に別ちて、吹上門の部を新構といひ、今の圓馬場の所を廣芝といひ、瀧見の所を田地と云ふ、この御苑のこと江戸幕府の時何くれあまたしたるもの、中に、華頂宮(尊超法親王)の吹上の記、新見正路の樹の下露及び御庭拜見記、堀田正敦の吹上苑記等はよくしるされたるものなるよしなれども、この苑古今の沿革を取まとめてしるしたるもの絶えてなきか故に、水戸人小宮山南梁氏かものせられたる吹上苑建置考により、以上の事とも抄略し采りしか、尙其後あかぬこゝちして文化十三年三月七日新見伊賀守正路かかきし樹の下露、及び天保十四年九月十日二品尊超法親王のかゝせ給ひし吹上の記文等をさくり得てこれを抄略し、苑中のさまを一つ二つ左にかゝることゝはなしぬ、

吹上の水、(吹上の水は、凡そ高さ一丈ばかり、吹上たるか、遠よりは烟か霧かとおほめかるゝを立よりて見ればいと細く吹出ていまやかにちりみたるゝさま、更に似たるものなし、たとへば繪にかける如意寶珠より、功德水の湧出せるさまともいひつへし、亭にのほりてしはしななめつゝ、よそめには雲かとみえて秋風の吹上にてる水のしら玉(記)、廣芝を経て元道といへる坂道を東へあゆみ行けば、御花壇といへる馬場あり、左のかた廣き所には、春秋の草々何くれと植置れたり、梅もあまた咲出たり、右の方には御まし所あり、椽の前に大なる石の水盤あり、其むかひに高くわきあかる水あり、あかる水およそ八尺ばかり四方へ散幅二間餘りもあるらんと覺ゆ、攝津守正敦朝臣此所にて、風にちる花があらぬか白波の吹上の濱の面影にたつ、とよまれし言の葉けにもと思ひ出られて、又殊さら(記)いはんことの葉もなし、(記)瀧見亭、(御園のけしきと葉にも及びかたし、前は杜若洲にて、かの入橋をまねひて、古き物語の心に造りなしたるえもいひかたし、萩の花をはななとみたれあひて、露ふかく見えければ、うれしさをつゝむにあまる袖なれや尾花か末におもるし)

寛政瀧、(夫より紅葉林を過て、千秋亭といふ額をかけたる御茶屋へならせ給ひ、ここに御かたはらの人々に、かれいひかり、寛政瀧といふ、寛政年中高崎近江守奉行してかけ初し瀧ゆゑにしかいへり)瀧のほとりには、長松枝をたれて氣色いはんかたなし、此池は唐崎の風景をうつされしと云ふ、春風にさよ波のよするさまさし出たる磯に木立物ふりたる松のたてるなと、いとをかしななにかのひとつ松をうつされしなるべし、(露)

作兵衛瀧、(西のかたを見れば作兵衛瀧といへるあり、巖をつたひてなたらかに落くる瀧なり、(抑も此瀧は古へよりかゝりたるしてのち日出度水のかゝるやうに成りぬそれよりいつとなく鳴へ來りて、今は作兵衛瀧と云ふ)名さへたておかるゝなり、末は清きなこれにて河骨杜若おもだが其外水草あまたあり、(露)

氷室山、(むかひは氷室なり、雪をこめおかれて年毎の水無月一日にほり出奉るに、猶さえ水て水晶の如し、手にふるればひや、雪の残ることいかめしき御いさなの故なるへし、(露)

鳩の腰掛、(八橋を渡り、辨財天の社にまうて、その裏のかたをとはかりゆけは、鳩のこしかけあり、このはとは瀧戸もの細工し給ひ興したまふ、こゝは瀧の水の上にものしたるあつまやにて、四邊は清流)石をつたひ、夏はいかはかりか涼しかるらむとゆめしくたもひやる、(記)

趣訪の茶屋、(瀧の宮詣訪の社にまうて、すはの茶屋にしはしやすらふ、この所に阿波の國守より奉れるよしの石橋あり、厚さなり、(記)

不二見臺、(不二見の臺にのほるに、空うちくもりてかの高嶺はそれとも)しらねと、四方を見渡したるさま詞にものかたし、(記)

紅葉の亭、(紅葉の亭にいたりて、しはしいこふ間に鉢植のものも二もち三もちも)ならへたらんほとりにて、わたらせ給ひ、なにてこふへき仰事あり、(記)

扇の腰掛、(扇のこしかけ、あつま屋なにて、池のおもを見渡すいと面白し)中島なる松に帆のかゝれるさまものしたるいはんかたなし、(記)

田舎家并に名主の家、(田舎めきたる所の牛部屋に、つくり牛のうちふしたるひなひたるものともあまた置ならへ、軒にわら構造と云ふしるへ立石を右に見つゝ過、名主の家と名つけたる草舎あり、君もこゝにはかりいこはせ給ふ、こゝは茶屋の料のまうけなりけり、庭の立石手鉢鉢のやうたいなど、實に田舎せかいのなぬしか家ともいひつべし、(記)

濱苑の地は、廣さ凡七萬一千八百七十五坪にして、寛永の頃までは蘆葦叢生したる地にして、將軍鷹獵の所たりしと云ふ、然るを嚴有公の時この地を松平左馬頭綱重に賜ふ綱重薨し其子綱豊嗣く、これ則文昭公にして、公の入りて世子となるや、西丸御用御屋敷と稱へしを、後改めて濱御殿と稱せり、寶永四年大に修理せらるゝに當り、淺野土佐守長澄其工を助く、中島茶屋、海中茶屋、清水茶屋、觀音堂、庚申堂、及び大手門橋等この時に成れり、又濱御殿預りをも濱御殿奉行と改めらる、享保九年正月災に罹りて、茶屋以下多く焼失し一時荒廢せしを文恭公の時更に修理せられ、燕の茶屋、松の茶屋、蕁茸の茶屋、御亭山腰掛、松原腰掛、五番堀前腰掛、鹽濱蕁茸屋、新錢座、東屋、等をも造營ありしかは、大に面目を改ることゝはなりぬ、然るに慶應二年十一月濱御殿奉行を廢し、海軍奉行の所轄となし、始て石室を築き海軍所とす、明治維新の際軍務官外國官これを管し、延邊館と名く、三年十月苑地を宮内省に屬し、濱離宮と稱す、幕府の末路に至りては、内外多事にて、この苑も大に荒廢に屬し今は中島、海中、燕、蕁茸の茶屋のみ存せり、以上は小宮山南梁氏の濱苑建置考より抄略しぬ、この苑の事に關しては、華頂王(尊超法親王)の濱の眞砂、廣大院夫人の濱の御記、愼徳公夫人樂浪宮の濱の御

記、文恭公の息女盛姫の濱の記、官女梅溪、及び花町の濱庭御供の記、(以上四部を稱し干) 小山田與清の濱の松葉、成島司直の浦の濱ゆふ、筒井政憲の濱の松風などに、其さまみゆると雖も、委しくものせられたるは、小山田與清翁か天保十三年九月九日、華頂王に御供してしるされたる、濱の松葉に及ぶものなし、故にそをもととして、一二の書を加へ、いさゝか左の苑中のさまを書きあつむるになん、

中島の茶屋、(池の中島の御亭にいらせ給ひ、狎鴨亭といへる標榜をかけられたるを御覽して、池近く狎る鴨のしつけさををかけたして、行かよふべく作りまうけられたるなりける、そののけしき畫にかくとふんで及かたきありさまなり、(華頂王))

八景山、(八景山にのほらせたまひて、御味、海山の色もひとつ)

新錢座、(しんせんさと云所なり、ちいさき池にかきつはたの咲みてるは、四季咲てふひとくさなるへし、はたけふにさまくのはやまくみさむさしなとあかきみのおほくむすひたる、とりくにめつらかなり、(松葉))

潮見山、(潮見山てふ山あり、芝生に松おほく生立るさまもいはず、與清をよめをさまる國に君か代の萬代よはふ濱の松風山に、なとめのまよきといひつへきさまにて、八重のしほちのかきりしるへくもなし、(松葉) 鹽見山にうち出れば、萬里の海上いとほくともやられぬ、わたの原かきりしはらすみわたせはもるこしまてもこるゆくらん、(華頂王))

富士見山、(玄齊島、まうせん山、三條か岡なとへて、富士見山にのほらせ給ふ、雨降山なりけむ、あしからはこれなりけむ、(松葉))

鹽濱、(濱への嶺つたひに、つし山を左の方にくらせたまひて、池のほとりを北さまにおはしませは、鹽やく濱あり、すなこあはれさたとへむかたなくいつか來にけむともいはまほし、(松葉) 鹽やく所にあないす、鹽屋の軒はの花咲こほれたるを、あかすめて給ひ、繪にかきし須磨のけしきによくも似たるを、こゝなもあからさまにうつしてよと養信にこひ給ふ(天保十三年三月日野大納

言資愛彌遊覽の時、圖書頭成島司直かしたるせし浦の濱ゆふによる)

海手の茶屋、(玄さい島わたりの磯道つたひに、海手の御亭におはしまして、しほし沖の方をみきようし給ふほとに月波の上には竹芝の浦よりして、荒蘭が崎笠島も波爰もとに見え、安房上總の山々も、霞の遠にづらなりて、なみならぬ見るめはさるものにて

壺ともあまたの船にのりつれ、綱引するこゑのかしませ) 御亭山、(御亭のうしろにえもいはぬ松あり、山田の畔傳ひの道をおはしますに、をしれ色つきて豊としのしるし見せたる田のもけふりたちのほり、花の槍の霞にわたる)

織殿、(織殿におはしまして、綾錦なとやうのおりものとも、織手共作挑文) 松の茶屋、(薬圃梅林なとのほとりを經て、松の御亭にならせ給ふほと、池のをちこちに篝あまた所たき、)

藁葺の茶屋、(いらふきの御亭は、田家のさまに作りなし、農耕の具ともまうけおかせ給ひ、圍爐裏の自在に籠子をかけられたる枝に雉子をつけしなもち出て進らす、(濱ゆふ))

燕の茶屋、(遊燕亭の御床には、宋人范安仁か筆の龜に蓮のかたの御かけをかけさせ給ひ、南京の古染付の六角の蓋の獅子の香

り、こはやかてまぬらせ給へるなり、(松葉)) 德川將軍家の内庭に關しては、秘して容易く見ること許さる所なれば、いかなるさまに作りなしたるやさたかならず、只文化七年五月肥前守源義行かしたる、玉のみきり及び文政九年四月八日

伊賀守源正路かしたる賜觀内庭の記、同年四月十四日土佐守源直照かしたる賜觀内庭の記などに、いさゝかものしたるまでなり。

池并菱の腰掛、(こなたより御池におり行道あり、船二艘までつなかれたり、桃源の仙境にやいたりぬらんと思はる、右のかたつらしく、下には蝦夷のいまへついかいふをおひたしくあり、みなく此御腰掛の御物好を感じあへり、垣ゆひまはせしをめぐりゆく、御鷹の癖とみえて、戸にふるき耳なれし高名をつたへしつとるしたる札を掛られ、次に藻川といふもあり、このしつかの御鷹は、今はもとのにはあらされと、逸物なりし名を召るは、さためて今のすくれたるものならん、むかしやうの事ありし、しかくのおもむきつかまつりし、なとひとり心のうちにおもひつづけて、かしこきこと袖につゝむもあまりあり、(玉のみきり)折しも池の杜若今を盛なり、そのかみ御かたはら近く仕(奉)りて、花の頃宴に侍せしと思ひ出らる、(賜觀内庭の記)

蘭華亭

(御物好きの別段あり、是こそ近頃風の便りに匂ひを吹つたへし蘭華亭と名つけさせ給へる所ならん、玉たれの内そゆかしきと心にこめつゝゆく、右に東稻荷の御社木の間よりなまれ給ふ(玉のみきり))

見盤山

(見盤山にのほるに、爰もむかしよりは二尋あまりも築きかされたらんと思はる、昔みあけし松屋楹も楯を見おるすやうたれと、見馴し面影残れるやうに覺ゆ、それより稻荷の社の前のつゝらなりを経て、御小座敷前のかた御庭にいたる、こゝにはからかれのいと大なる水盤石の同じさまなる、水盤ふたつ居るならへ、その中にへこと云へるものに様々の木草植たるを置れたり(賜觀内庭の記)見盤山はいと高くして、四方の海山もかきりなく、あまの小船もまのあたりに見え侍る、尾上には梅枝をかはせる中にみとりの松の色をなかめて、春の花またおもひ出らる(御まし所拜見の記)

連理山

(連理といふ山にのほれば亭あり、雲帆と云ふ額かゝれり、竹芝の浦もたゝこゝもとに見えて、眺望いとたくひなし、けわすれかたく侍る、かたはらに見のれと枝をかはせる)木あるによりての名なりとそ、(御まし所拜見の記)

瀧、(瀧のさまもありしよりはこよなく高く落て、いとめてたし、(賜觀内庭の記)瀧つほは玉川の流をせき)瀧、(入て、清くなかるゝ水にひたせるともこけふかくしていと愛度きくひなし、(御まし所拜見の記))

芝離宮の地は今芝區濱崎町に屬し、そのかみ加藤嘉明の邸なりしことは、事迹考合に「増上寺表門東

海端に於て、加藤左馬助嘉明台徳公御代寛永中會津太守に被_二仰付、四十二萬石餘_一下置候節、居屋敷として一萬坪賜り候、夥敷入用を以て、波打際を築地に取立普譜致し在居候、又寛永版武州豊島節江戸莊圖と題する古書にも、加藤左馬下やしきとあるにて知るへし、然るを寶曆の頃嘉明の孫和泉守嘉矩のとき、清水家へ譲りたるものにして、天保中官女梅溪かしたる濱御遊の記に、「葉月廿日あまり大君清水の別殿へわたらせおはします、臺の君には濱の御館へおはしまし給ふ」といひしもの即これなり、その庭園のさまは成島司直か臥龍梅の記に、「清水のみとの、御別殿、とりくなれと、殊に海顔の見るめをかりて、木立石のたゝすまひ見所多きは、柴浦の御園なり、そか中に龍の臥たるさまして、花そ昔の香はかくれなく咲出る古木の梅あり、」としるしたるにて僅に其一斑を窺ふに過ぎず、後弘化三年七月清水家より紀州の藩主徳川齋疆へ譲り渡し、維新まで紀州家にて領せしを、明治三年十一月上收する所となり、五年九月有栖川宮に賜ふ、然るに八年八月宮内省へ收め、皇太后宮非常御立退場と定めらる、翌年二月更に芝離宮と稱せしむ、境域一萬四千七百七十八坪なりと云ふ、いと口惜しきことなれと詳に庭園のさましるしたるものなし、(官廳地因革記、舊藩邸書上等に依る)尾張侯戸山の別業も、今は陸軍戸山學校に屬し、全く其形を失ひたりと雖も、江戸幕府の時に當りては、名苑の第一に數へられしものなれば、小中村博士かもてる戸山の春(寛政五年三月佐野肥前守義行記)戸山莊記、(野牧

成著)又小杉楓邨氏かもてる戸山の紅葉(寛政十年十月 成島峰雄記)柴栗山か詞細井平洲戸山莊廿五景詩などによりて苑中の建物名所等を記し其一斑を窺ふこととせり、且其名苑にして屢將軍家の遊覽ありしことは、戸山の紅葉に「名たたる園あまたある中にても、戸山はことにすくれて見ところおほければ、是よりさき御放鷹の序をつくり出たち給ひ、御駕をよせさせ給ふこと、寛政のはしめより四度はかりになりなれば、いつも花の春のみなりしを、この度は小倉山ならねと心ある紅葉にまたれさせ給ひておはします」又柴邦彦か題「戸山莊圖」の詞に「尾藩戸山莊在江戶城西高田村、綿亘數十里、今大君一日臨賞曰、凡天下園莊是爲第一、乃其富宏深遠不可不待多言而知之矣、其圖舊有數本、皆未盡其曲折、戊午九月廿八日、大納言公君見谷文晁子其餘慶堂、親諭以新圖、且使近臣延之於莊中、凡堂舍橋門之崇卑濶狹、溪澗岡阜之背向、源委一々對眞起、其瞻者瞰者可樹間低窺、者可林稍遠睨、者目到筆至、明年五月出二十七圖、此其稿本也、邦彦仰戀此莊、非一日聞圖成、使借玩、數朝夕登降貫穿、歎遊頗熟、乙未冬幸得扈從、幕駕一窺其境、初入門猶如淺巨野大阜茫然、方位、既而徐思此圖、而求之、其樹其石皆似舊相識者、亭榭之名題、巷岐之左右、皆可不問而辨也、知良工苦心樹點石皴毫無妄筆焉、文晁之於藝、可謂畫史實錄者耶、非耶、寛政庚申冬月又借觀彌月題此還之、」などあるにて知るへし而して所謂二十五景とは餘慶堂、茯苓坂、琥珀橋、養老泉、傍花橋、隨柳亭、望野亭、松隱里、古驛樓、

世外寺、稱徳場、兩臨堂、修仙谷、臨迷亭、錦明山、鳴鳳溪、竹猗門、小廬山、吟涼橋、古道岐、拾翠臺、臥龍溪、彩雲塘、濯纓川、玉圓峰等を云ふこの園は寛文中瑞龍公(光貞)の時設けられしもの如く見ゆ、そは戸山御邸聞見記に、「御屋敷地寛文八申年御求、同十一年十一月十八日(十二月朔)御添地御拜領、其外追々御添地御求云々、」又瑞龍公編年略に、「元祿六四年七月廿五日瑞龍公自市買御屋敷、今日和田戸山御屋敷へ御移徒」などあるに思ひ合すへし、また其境域の廣大なりしことは、戸山御庭の記に、「御下屋敷和田戸山拜領地、八萬五千拾八坪、一抱屋敷同所五萬千貳百六拾三坪半と、

(亭和二年 六月の調)あるにて知るへし、

兩臨堂、(前に大きな心たる形したる石あり、夫に添て枝もなき朽木の松あり、むかし太田道灌の植たるよし、(春)あやしき賤のふせやめきたるあたりを過れば、兩臨亭と名つけたるあり、この手かしたのはふたおもてにかへたる所にして前は池の面ひろく見わたし後は山にむかへ)水神宮、(元在郷家と云ふあり、家居ひなひてはたけに土大根なと生ひ、壁のさまゐるいり(紅)堂は延寶三年の出来(記))錦明山、(木たちの陰につゝしの花おほく咲つゝけたり(春)錦明山とて錦をさらせたるまでにて、かたちをかく繕はぬ(春))修仙谷、(鳴鳳溪をあかり又谷に入かゝる、ふせ屋のさま殊によくしほくれたり、(春))竹猗門、(額は御遠祖の中納言光友御の御筆とか承る、さかしの内に蘂屋古寺のいらかなとも幽に見ゆ(春)元祿二年出来(記))臨迷亭、(庭に柏やうの物おのつからなる氣色めてたし、遙に目白の臺森の木立)鳴鳳溪、(龍門橋を右に見竹猗門あり、さて龍門の瀧みなきり落て岩角よはぬ深き谷に入るかと覺)細田御在郷屋、(元延寶六年出来(記))

出来、前に細き田有之、竈御在郷屋、(延寶元年) 宇津谷地藏堂、(右へめぐりて古屋あり陶造る人の家と見え、庭いと狭く候間如斯相唱ふ(記)) 懸下御在郷屋、(延寶五年) 坂下御門、(左右に家立並ふ、右は黒木の茶屋といふ左は櫻の、延寶五年出来(記)) 和田戸明神主宅、(門いかめし(春)近寶五年出来(記)) 和達摩堂、(此坂を茯苓坂と云ふ(春)) 玉圓峰、(此構の内なる山の内にすくれて高く、名の如く廻りまとかにして上に床をすゑけのほり、山の形名にあひまとか) 琥珀橋、(長さ廿間あり欄干の擬寶珠は作り改めたるにや、寛政三年二月と彫てあり(春)橋のしづくれか島々あまた浮みまなる石のなかしきあ) 四ツ堂、(出来(記)) 傍花橋、(延寶元年) 隨柳亭、(前には山吹の垣ま植られたり是なん何某の亭と名付られしゆゑんならし(春)延寶元年出来(記)) 吟涼橋、(柴橋にて元は王子橋と唱へた) 王子権現、(飛鳥の山おこなうつしまた池中に鳥居を立) 役之行者堂、(行者の像いと殊勝に堂の左) 文珠堂并仁王門、(むかきて戸帳かけ渡し護摩壇あり) 小庭山、(庭山寺并鐘樓臺(春)) 六社、(寛政五年) 古道岐、(鎌倉海道川越街) 神明社、(延寶三年建) 拾翠臺、(高田の馬場諏訪明神の森やらひなとも遠く見ゆ、夢) 乾山、望野亭、(大原とていと廣き芝生の前に當りたしたり(春)貞) 稻荷社五重塔、(ふかきむかしのあとをうつし莊嚴はな) 山里數寄屋、(けにすきたるものに作りたてられめもなくてならす其欄目の端を五寸ばかりつゝにたれかけたり、石) 奥院同所洞の阿彌陀、(延寶五年) 藥師堂、(貞享四年) 養老泉、(井は紫の石にて堀ぬきたるいと目なれぬものなり(春)左に當りて池の汀に朱の四も) 三嶽権現、(延寶五年) 臥龍溪、(いと古き松のしつゝなをかしくひろこり出つゝ、池の波も越つへきけしきえいはず、隈々しつらひたて目もあやに見所多く工み成したる遠き山の木立の中に家など見え、松は少し色こく分れたるさま世になくをかしきふしなつくしたり(記))

(春)延寶五年) 番神堂、(三十番神) 人麿堂、(享和三年) 古驛樓、(馬次の家に宿駕籠をならへたり、町の間に大日堂あり、のすくのなさと見ゆ、暮打廻し表は製薬をあきなふさまして、金地の看板に朱をもつて密清丹と書あり、暮にそめて龍眼丸荔枝丸などもあるもなかし(春)以前は外市屋と云ふ、享和三年類焼文化十二年再建、但御町屋家數古驛樓はしめ都合三十六軒、間數百十三間半、(記)蕭條古驛斷人行。日落寒洲(水鳥) 三軒茶屋梅園門、(御町屋前一ヶ所大出茶屋、延寶七年出来享和三年類焼(記)) 松隠里、(以前隠里茶屋鳴。豈識名園餘。此境。醉遊運動旅遊情。平洲) 彩雲塘、辨天橋、(延寶七年) 五重塔、(建立(記)) 世外寺、(世外寺のあとと云ふあり、今はまうけしけしき三年出来) 虚空藏堂、(享和三年) 稱徳場、(右は馬場追廻しにて長七十三) 紫竹門、(門の扉紫竹なる(春)) 石壇門、(寛文十一年) 鞠場、(礎のみ殘) 餘慶堂、(松楓の木立高く茂り木下闇のけしき興ありて、土も裂なんといふ夏の日の堪へぬ塔見えたり、また林の梢遠く立つらなりたる中を十間ばかりかほとと剪、その間よりふしの高根の雲白しき出たる見るやう) 河原三軒屋、(延寶五年出来、昔は) 濯纓川、(橋ふた所にかゝれり、ほそく清らなる石川にてけに足は洗ふまじきな口そよきなとあり(春)清泉噴境外。不恠白鷗馴。志水茶屋、(谷川の水かり田の面廣く見わたされたるに、賤かわらや所々に在り、いなむ相携臨水際。也是濯纓人。平洲) 後樂園は今も砲兵工廠の所屬となりて、原のまゝに存在し、東京にて名園を數ふるときは、先つこの園をはかすへらる、甫喜山景雄の江戸名園記にも、坂昌成の記文をとりて載せたり、其文に云ふ「こゝに小石川の御館は、其かみ威公の殿(頼房)の深く山水に御心とゞめ給ふあまり、おのつからなる形

勢のかゝる勝地をも傾しはしめ給ひしところなりければ、もとより山のたゞすまひ、古き木立のまゝをあらため給はず、これに上水をさへせき入れさせ給ふことは、大猷院の御所、すへて御手つから繪圖させ給ひ、山の掟なかれのまに御心をよせられしを、威公のとの、猶御好を加へ給ひ、徳大寺何かしこの事に精しければ、是に仰せてつくらせ給ふ、義公の殿(中納言 光圀卿)また立たせ給ひ、ことに心を添られ、このころ舜水この殿になつさひつかふまつりければ、しめし合されし事とも多かるへし、後樂園と名つけられしも、此御時にて、これもかの翁文字をえらひたてまつりける、又後樂記事に「先大泉水をひらき、大泉水より東の方は御屋形に當る喬木繁茂してしゆる山に續きて御屋形の見隠しとなれり、南にしゆる山、木曾谷、龍田川、西行堂、櫻馬場、西に廻りて一ツ松、硝子の茶屋、大井川、西湖堤、渡月橋、丸屋、小廬山、觀音堂、音羽瀧、琉球山、北に當りて遠山有り松原、福祿壽之堂、不老水、八ッ橋、水田、其邊り稻荷の社、文昌堂、小町塚、河原書院、御能舞臺あり北西の隅に菓木御園内に庚申堂、萱御門、其外に水車の樓あり樓上に小廬山へかゝれる水の笥あり、大泉水に長橋かゝれり、橋より西逢萊島の中に辨財天の祠あり、總て園中の山水喬木危石自然の形勢を備て言語筆力の盡すへき所にあらず、一度此御園に遊ぶ時東西南北を分つものなし、實に千山競秀萬壑爭流と云ふへし、」などあるに思ひ合すれば、この園の壯嚴なることは自づから知らるへし、始め威公の此

園を作るや、徳大寺左兵衛に命して意匠を施さしめたるものにして、この邊に元は吉祥寺本妙寺などありしを、台命にて吉祥寺を駒込へ本妙寺を丸山に移し水藩の邸となし、年経たる樹木を其まゝにして繕ひたるか故に、當時既に深山幽谷のさま自づから備りて世に類ひなき名園となりたるや疑なし、されは東福門院もこの園の事きこしめされ圖にうつして献るへき命あり、やかて献られしかは後水尾院も叙覽ありて御感賞おはしましけるとぞ、其後義公の時明遣臣朱之瑜、園の名を宋の范文正公の士當「先天下之憂_二而憂、後天下之樂_二而樂」の語を取り後樂園と名つけ、得仁堂、文昌堂、圓月橋等を作りしかは、いとめつらかなる唐の風景をこの園中に添ふることゝはなりぬ然るに惜哉元祿年中桂昌院大夫人の此園へ遊覽の時、大石奇巖は歩行の時危きとて大方取かたつけ園中の景を損す、後又享保中大森茂次郎三木幾右衛門等讃州侯の命にて見晴しの爲め、喬木七百餘を伐拂ひ大泉水の邊の石巒を崩し大に園中の風致を損するに至れり(後樂記事并に常陸帶より抄略す)予は尙あきたらぬ心地すれば、後樂園志并に後樂記事によりて、園中の建物名所等を略記することゝはなしぬ、

錦春門(唐門に向て右) 琴畫亭(杜審言か水作琴中趣山疑畫裏看の句を取て名けらる、舊此所に河原書院あり(志))

(河原書院屋上茅葺なり、素樸には見ゆれと造營障子は金にして公家衆歌合の色紙短冊をなしたり、此御書院の御庭山水一段見事成事なり、雙劍峰の如くなる石峰一つ在り、喬木森々として緑水むかひの石山の岸より御書院のあたり迄水みちて、誠に仙家の如く別に天地有るかごとく、御能舞臺あり、屋より續て切通しの邊にて御長屋の如くに家有て御客 湧徳亭(額あり記を并せて林大内記信篤撰書す、元硝子紙を以て障子とす故に硝子の節諸役人の詰所御料理の仕出し所なり(紀)) 子の子の茶屋と稱す(志)硝子御茶屋今の湧徳亭なるへし、萱ふきなりさなか

らその結、當代の及ぶ所にあらす、硝子紙を以て明り障子をはり、四壁の張付ふすま障子杯金扇子地紙なり、亭前に糸櫻あり中軒の頃より咲出て殊に美観をなせり(紀) 八卦堂 (義公七歳の時大猷公より被遣候文置す、八方に入卦を畫するを以て八卦堂と云ふ(志)俗に入卦堂と云ならはしたれとも文昌堂なるへし、八角の堂也方角を以て八卦を入方に賦り堂の莊嚴となし給へり、屋上は瓦にて瓊盤の上に奇成るかさり有て、中央に劍の如く成ものを立たり何れも唐金なり(紀) 得仁堂 (元伯夷叔齊の像を安置す、今八幡宮となる堂内讀岐瓦を以て葺とす(志)是は義公御本意を顯し給ふ堂なるへし(茅) 醉月亭 (嵯峨丸太を以つ、李白か桃李園序の飛羽鶴醉月の語によ) 借樂堂 (壺二あり與民借樂の義にこりて名) 辨財天 (中島り洲渚一枝石の橋鳳尾蕉などあり) 觀音 (清水を模す舞臺瀧あり、前) 福祿壽堂 (大泉水の岸上にあり今廢す(志)小堂なり島の後ろに一牧岩の大石あり(志) 西行堂 (清水を模す舞臺瀧あり、前) 龍田川、大堰川 (木許多植たかせ給ふ、肉桂樹これに續けに崩れて地中) 西行堂 (團瓢亭と號す西行の像を置く柳陰の額あり、西行の清水流る、柳陰の歌によりて二字を掲ぐ、) 小町塚 (八卦堂の側の高き所にあり(志)是は小町の碑にあらず、常陸) 龍田川、大堰川 (木許多植たかせ給ふ、肉桂樹これに續けり、晩秋初冬の頃は二月の花より紅成と言へし、大井川大猷公御好にて、山城國の大井川をうつさせ給ふとそよしある氣色なり(紀) 大泉水 (中島河波の鳴門あり、曾て百問餘の長橋あり今廢形を畫せられ威公へ被進けるなり元來の溜なりけれとも、大猷公の思召) 西湖堤 (西湖を移す(志)唐の西湖をうつし給ふ大井川にて小日向上水をなかし入て侍りければ、御庭第一の勝景となれり(紀) 西湖堤 (西湖を移す(志)唐の西湖をうつし給ふ大井川なれば彼是の縁にて、西湖とは申けるなり、堤) 不老水 (七かわとも稱す、旱にも不減霖雨にも不増石を穿ちて覆ふ上に箕雲衛切石をもてたゞめり、白蓮餘多植給へり(紀) 富士山 (琉球躑躅にて富士を模す(志)琉球山) 石橋 (渡月橋) 小盧山 (林道春記を撰す清水の瀧の側あり(志)瀑布あり京師の清水寺をうつし給ふ、然れ) 白雲嶺 (櫻欄山の南の(志) 櫻欄山 (しゆるに限らず杉松樅木扉の類生茂り、其) 富士山 (琉球躑躅にて富士を模す(志)琉球山) 石橋 (渡月橋) 舞水指圖にて駒橋嘉兵衛造之大地震にも頽れず、橋柱なくして橋下如半月移、橋如満月(志)圓月橋、舞) 通天橋 (橋邊に紅葉水先生差圖にて其頃の良工駒橋と云るものこれを造れり云々とありて、渡月橋を別物の如く記せり(紀) 通天橋 (あり(志) 八橋 (橋今廢す燕子花あり、此流れに大石の一枝橋あり(志)伊勢物語に水ゆく川のくもてな) 愛宕坂 (金毘、堂の前にあり石

茶屋 (丸屋と名く(志)栗の木の皮付) 酒屋 (丸屋と田町連あり木偶人夫婦を置きて店主とす、酒を注に盃に滿るは宜からず、(紀) 草亭) などありこの頃已に廢絶したるもの多く、小盧山のこと寛永十七年林道春の記文にあれと、其後廢せられたることは一話一言に載せたる天明十四年五月太田南畝の記文に見ゆ、昔は舞水「歎曰余覽天下之名園多矣、兩都帝王之居、今姑舍是、其他多傷於富貴、富貴則易俗、不者病於寒儉、寒儉則易枯、其有不胞不瘠、亦精亦雅、遠近合宜、天然高下、耕稼知勤、雜作田野、水流山峙、茅店瀟灑、小橋仄徑、紆迴容冶、則未有若斯之勝者也、就吾遊覽之所至、斯園殆甲於天下矣」と蓋し能くこの園を賞したる言と云ふへし

蓬萊園は、府下下谷區向ふ柳原なる、松浦伯の庭園にして、寛永の頃隆信君、小堀の遠州僧江月等にかたらひ給ひて、しつらひたるものなれば、世に類ひなき庭園なれと、絶えてものに見えず、只天保中橋守部かしたる、蓬萊園の記と云ふものあるのみ、而して今の園名并に所々の名は、この人か撰ひたるものなりと云ふ、されは實にふさはして雅名多し、園は凡貳千五百九十坪にして、池の四方いかめしく石にて疊めり、この意匠は鎮信君なりといふ、三味線堀と云ふ所より遠く墨田川の水せき入れて、池にたゞへしめたるさまいとめつらかなり、

今先つ南より、東のきしに沿ひて、北へ出、それより西のきしにそひて、再ひ南へ還ることなし、

東南の隅より石たゞみを下りて、三千代洞(一名橋)と名つくる石門の傍に出、おもかけの砌より、池に臨むに、兩兒島には松老て苔むせる石の塔をたて、其傍に三兒岩、孤石など水中にたてり、その間には水鳥あまた遊び居り、さて潮のみちくるさまいと興あり、やかて石垣にそひ、たゆとふ道より壺墳に至るに、古き樹植ゑたる塚やうのものみゆ、このあたりの岸をいはずの浦といふ、蓋し山吹あるゆゑなるへし、それより手向社に入るに、まての樹と云ふもの茂りていとめつらかなり、こゝより中島へ渡るに、老松の池の面へ枝さしたる風景いはんかたなし、そを見わたしの司といひ、この島の岬をさし出の崎と云ふ、むかしはこゝより金綺樓へわたる橋あり、影ふむ橋(一名吐)といひしよしなれと、安政年中火災に罹りて焼けうせたり、これよりこかけくらし細江にかけたる萍の橋を渡り、小野の社へ詣つ、こゝにもまての樹生ひ茂り、社の前に苔むせる井筒やうのものあり、其傍に碑たてりこのあたりのきしを望潮の入江と云ふ、こゝより細江の橋を渡るに、岩間の迫門とてかの三味線堀より水せきいるゝ口あり、まことに山川の流の如く作りなし、水中に石燈籠一基たてたるさま、桂離宮の流れの手水と共に、遠州の絶技とおもひやらる、少しくゆけは、南に向ひて廣き芝生あり、こは金綺樓(一名かつ)のあとにして、樓は焼うせたるを、今このあたりにいとわひたる茶室を設られぬ、それより誰か袖垣のほとりに出つ、この北にゆるさぬ門ありと、記にはあれと今はなし、こゝより池を右

に見て、葉分の徑へゆくあたりに、古き石燈籠あり、こはそのむかし静女か懷妊のとき、鎌倉八幡宮へ祈禱の爲め獻りしものと云ひ傳ふ、よく見れば石質古雅にして、梵字彫りつけたれと、さたかに讀みかたし、これより數とる濱とて小石しきたる汀に出、道をめぐりて寒淵の祠の下に至るに、よるべ石とて中凹みたるをかしき形の石あり、こはかの守部かいつのよの星くたりてなれるかと、おもふばかりのおほきさなりといひしものには、其傍に石燒籠たてたるを見れば、手水鉢にみたてたるにはあらざる歟、このあたりの入江を隴の淵といふ、こゝよりもとの道へかへり、千引橋を渡り、にはほふ畝尾の麓に出るに、櫻の木あまた植られ、山の形によりし勇魚山とも云ふよし、この山の傍には原あり、武夫の弓矢とりたるあととみゆ、この的には原と道との間には、ほけを植て刈こみたるもをかし、又遠く宮城野より引移されし萩もいと多くしけりて見ゆ、すへてこのあたりのきしをしるべの汀と云ひて、梅多く植らる、それより少しゆけは、ゆかりの礎とて藤の棚あり、又色香山にも櫻あまた植られ、勇魚山と相對して花の時おもひやらる、やかていとわひたる柴戸より、咏歸亭に入るに、亭は池に臨みて、泉殿やうのつくりさまにて、またの名夏なきいと云ふもよくあたれり、この亭の南に風流なる三疊の茶室あり、再ひもとの柴戸へ出れば、右手に黒つけの刈こみの岡あるも又興あり、少しゆけは、左手よりきしつたひして、小高き岡に待合あり、こはかの咏歸亭の茶室の爲めに設られ

たるものならん、この岡にあまたの楓ありて、夕映の小峽と名つけらる、こゝを出れば、少しの間はさゝ竹の林にて、初音林と名つけられたるは、鶯に縁ある名なるへし、又このあたりを鏡のわたと云ふ、それより下照岡の下に出るに、名にしおふ楓あまた植られたる岡なり、またこゝより南に向ひ、あやおるきしに至るに、古き柳二本あり、この名の出たるゆゑかと見る、かやうに一園の中に、とり／＼あかぬけしきをいと多くこめられたるは、實にめてたき名園にこそ、

紀州侯赤坂甲第の庭園、郡山侯の六義園、桑名侯の浴恩園等、何れも規模廣大にして、當時名園と稱へしものなれば、今諸書より拾收して、漸く園中の名所をじらし、其一斑を窺ふこととせり、この他諸侯の名園許多あるへけれども、其意匠大同少異なれば省きぬ、

嘉永年中菊池純、其藩主紀州侯の庭園に遊び、西苑記一篇を作る、一時輿誦して世にもてはやさる、其文に云ふ、「西苑之勝、以三秀麗一聞三千世之久矣、苑在三赤坂紀藩邸内、周匝之廣、稱三都下寡匹、其區域東接三赤坂、西跨三青山、北至三四谷、花陰亭榭之位置、池沼林丘之點綴、不三加修飾、自然成趣、」と予之を故老に聞く、時人尾藩の戸山園、水藩の後樂園を併せ稱して、徳川三家の名園と呼ひしと云ふ、今西苑記文献叢書に據り、其名所を擧れば左の如し、

内園之部

修竹關 小嵯峨 枕流水 漱玉泉 幽篁床 垂映圮 浣花溪 洗心溪
華屏

外園之部

含咲亭 杜若洲 積翠池 丹楓苑 古驛林 宜春觀 古行程 掬水逕
鎮火祠 弄花苑 鎮翠溪 儲香園 松濤阜 晚紅丘 觀魚亭 垂岸石
向陽亭 望野亭 稻荷社 雲英沼 黃金溪 步月叢 望嶽亭 鳳鳴閣
柴門 凌雲道 香陰亭 二虹染 拾蕊逕 五里香 映階碧 白虹臺
南梁 (西苑記)

網代塀御門 杜若流 古泉水 紅葉山 鎌倉海道 丸山御茶屋 鎌倉海
道一里塚 中道 秋葉社 梅林 松山名所 秋葉阜 池中出張御腰掛
鏡石 池御茶屋 御腰掛 小池 山吹流 森川白萩 富士見坂御腰掛
森川御茶屋 森川富士見坂 廣芝 瀧茶茶 (文獻叢書一書)
凝霞霞 苑 畑 餘番園 烟小屋 螢火溪 螢谷 青崖埒 馬見所
薜蘿溪 葛の細道 躑躅溪 五月流 清冷潭 清水 清音洞 瀧

風字流 風流 彩虹棧 唐橋 桃花林 桃林 臨溪亭 秋葉山
 御腰掛 長生村 百姓小屋 華村 田屋敷 千苞巒 栗林 風音嶺
 御庭外稻荷山 青藍沼 兒淵 沔芳井 古井 清夏沼 山道下小池
 積陰洞 氷室雪室 停雪林 竹林 走泉 掛樋 袁露園 御菊畑
 (文獻叢書一書)

右三書に載する所の名稱、各異同あれば、併せて、當時園中の廣大なりしこともひやるべし。
 六義園も亦規模廣大(駒込別墅の記、屋敷五萬坪餘ありと云ふ)にして園中八十八境を設られしこと、六義園記、六義園經營の記、六義園全圖、(上卷養林中卷周信)等に見ゆ、すべて園中の名所は、吉保か意匠に出てたる事は、元祥十五年十月廿一日吉保自筆の六義園記に、「今日駒籠の野に遊びて、さまざまの名所をまうく、園を六義園といひ、館を六義館といひ、射場を觀徳場と云ひ、馬場を千里場と云ひ、毘沙門山を久護山といふ、凡て八十八境記を作りて、其あらましを述ふ」と、あるにて知るへし、

六義園 六義館 遊藝門 見山石 詞源石 心泉 心橋 玉藻の礎
 風雅松 心種松 古風松 詞林松 掛名松 夕日岡 出汐港 妹山
 背山 玉笹 常磐 堅磐 鶴鶴石 詞花石 浮寶石 臥石

裾野梅 紀の川 咏和歌石 片男波 仙禽橋 蘆邊 名古山 新玉松
 兼言道 藐姑射山 事間松 過難峰 藤波橋 宿月灣 渡月橋 和歌松原
 老か峰 千年の坂 隴の園 紀の川上 朝陽岩 水分石 枕流洞 拾玉の渚
 紀路の遠山 白鳥の關 下折峯 尋芳徑 唵花亭 峯の花園 衣手の岡
 掛雲峯 指南の園 千鳥の橋 時雨の岡 覽古石 妹の松 春の松 霞入江
 吹上濱 吹上松 吹上小野 吹上の峯 霞瀆坂 雲香梅 櫻波石 浪花石
 白鷗橋 藻鹽木の道 藤代峠 擲筆松 能見石 布引の松 不知沙路
 座禪石 萬世の岡 水香の入江 花垣山 篠下道 芙蓉橋 山陰橋 刻溪流
 蛛道 藤里 觀徳場 千里場 久護山

浴恩園は樂翁侯の別業にして、築地五の橋にありしと云ふ、小澤皆園氏かもてる、浴恩園の圖を觀るに、園中支那風の建築物などあるは、この侯の意匠なりとしらる、又堀田正敦の浴恩園の記并に北村季文の浴恩園の和歌より、其名所を擧げは左の如し、

千年の濱 千代の岩橋 衣笠柳 色香の岡 有明の浦 春風の池 錦しま
 うつき關 月まつ浦 葉山の關 花の下道 櫻か淵 花のかけ橋 竹の細道

月とふ里	しのゝめの浦	白鷺の橋	山吹の關	色香の山路	たまもの山
たまもの山	かゆりの舎	千代の細道	御拔坂	初あきの森	湊田 舟山
秋風の池	松の小島	千入の淵	紅葉の下道	乙女か崎	網代か浦
くまれの岸	鳥居か崎	柳か浦	眞萩か關	尾花の堤	千種の園 春しる里
八聲の橋	常盤島	千世の長橋	かき盤島	磯の通路	名殘の島 釣殿
高岡山	蒼の山	梔子山	口なしの浦		

第五編 維新以來作庭の變遷を叙す

今より回顧すれば、明治維新の改革は敗壞的より成りたるか故に、千金の古器も塵埃に委し、萬工を費したる名苑も斧斤を蒙るに至れり、之に加ふるに西洋の文物を一時に輸入したるより、日に舊を去て新に移るを競ひて快事となし、家屋の建築より家具什器に至るまで、西洋風ならされは世に誇るこゝと能はざる狀に陥れり、若しこの敗壞主義をして、數年間繼續せしめなば、我固有の美術は、蹟を大八洲中に絶たんかもしるへからざるなり、ことに予か論する庭園の如きは、大名若くは寺院に附屬したるもの多きか故に、最もこの禍を蒙ること甚しかりしなり、

前編に陳述したるか如く、庭園は常に家屋と關係を保つものなるか故に、家屋と共に變遷したるは疑ふへからざることにて、維新後は西洋練瓦風の家屋を營むこととなり、従つて庭園も西洋風を摸し、一大變遷を來せり、中には日本風の家屋に、西洋風の庭園を造るか如き輩も出來て、庭園は家屋と關係を保つものなることを知らざるものに至れり、西洋にては園藝を以て裝飾美術となすか故に、後世益す天然に遠かり、遂に變化なき一定のものとなりて、進歩せざるに至れり、然るに東洋人の庭園は

偶然寫生美術の精神に出、勉めて天然に近かしたるか故に、大に進歩したるなり、こは元東洋人の癖として、山水を愛すること深き慣習あるか爲めなるへし、然るに今日の狀にては、家屋との關係をも論せず、漫りに西洋風の庭園を摸するに至るは、嘆せすんはあるへからざるなり、予は古建築物の保存せらるゝと共に、名苑を保存し、之を摸本として益す園藝の美術を發達せしめんとするものなり、名苑の多きは、京都にして、都林泉名所圖繪に載する所のものにては、殆ど指を屈するに遑あらざるへし、然るに維新改革の後は、寺門も采地を失ひ、一般衆人の歸依にては維持する能はざるより、大概敗壞し盡し、偶存在したるものもあるも、荒廢に歸し、又觀るへからざるに至れり、足利氏頃の庭園にて、今日存在するものは、僅に金閣銀閣の二箇なりとす、後人の手を入れたる所なきにしもあらずと雖も、兎に角當昔の庭園の風を觀るに足れり。夢窓相阿彌の作にては、西芳寺等持門龍安寺の如き人口に膾炙したる作庭なりと雖も荒廢に歸して考ふへからず、この外相阿彌の作にては、圓山中に存在するものありと雖も、今容易く信すへからざるものなり、茶家者流の庭にては、建仁寺中正傳門織田有樂如庵の庭、大徳寺中孤蓬庵、遠州の庭の如き摸本となすに足れり、特に桂離宮の御庭園の如きは、境域廣大にして、其意匠の精密なる、後世作庭美術を講ずるもの、摸範となすへき所なり、この離宮は元八條宮の御別業なりしか故に、維新敗壞の禍を免れ、遠州去矣二百四十年、一石の移動なき

は、まことに比類なき御名苑にこそ、金閣にまれ銀閣にまれ、修學門離宮にまれ、何れも天然の山によりて庭園の位置を取りたるか故に、作者の意匠を施し易しと雖も、獨桂離宮に至ては、桂川の水を利用したるまでにて、平地に意を施したれば、其苦辛幾干そや、南禪寺中金地院、高台寺の庭の如きは、遠州の作と稱すれども、後人の手を入れたる所多くして信するに足らず、本願寺の飛雲閣の庭も滴翠園と稱し、京都名苑の一に數へらるゝと雖も、飛雲閣の位置に對しては、狹隘にして今少しく意匠もあらんかと思へり、近世茶人の庭にては、千宗左氏の不審庵、殘月亭の庭を以て摸本とすへし、利休以來屢祝融の災に罹ると雖も、毎に古法に據りて建築するか故に、差異あることなし、現今の建物庭作は、天明焼失後啐啄齋了々齋吸江齋の三代にて、再興せりと云ふ、その他千宗室氏の今日庵、看雲亭の庭、藪内紹智氏の燕心庵の庭、堀内宗完氏の長生庵の庭の如き、參考となすへきものなり、東京は元三百有餘の諸侯、各甲第を構へ別業を營み、廣大なる名苑も許多ありしか、維新の際大抵敗壞し盡し、今現に存するものは、僅に水戸侯の甲第なりし小石川の後樂園、松浦侯の向柳原邸内の蓬萊園に過ぎず、後樂園は舜水の意匠に出るもの多きか故に、規模廣大にして、支那風の所多し、之れ他の名苑と大に異なる所なり、又蓬萊園は遠州江月の作にして、毫も變換する所なきか故に、摸本とするに足れり、

附言

寢殿式の作庭は庭作秘傳に擧られたる如く「文徳天皇南殿御山水は太政大臣良房卿の御作なり宇多門昌泰三年に御出家ありて後亭子門に移りたまふ彼山水は寛平法皇の御作なり白河門の御時新宮山水は權大納言義延卿の作なり太政入道清盛福原の新内裏の山水は大藏大輔善盛作なり」この外百濟川成巨勢金岡源融藤原輔親等何れも縉紳家若くは畫人にして其意匠自ら優美なるか如し然るに何れの時よりか浮屠氏の手^に歸し續世繼の琳賢東鑑の靜玄定清作庭記の延圓庭作秘傳の了遍等を出すに至れり降て足利氏に至り僧疎石出て大に面目を改るに至れり然れども今其作庭の存するものなきを以て論ずるを得ず而して相阿彌の如きは古式に基き大に改良を加へたるなるへし彼繪畫に長し茶道に通したる室町同朋中の才子なればなり又千利休の出るに及て數寄屋式の作庭の起り園藝上大に變更を來せり茶家者の作庭は浮屠氏の唱へし五行石佛石の配合などを説かす天然の風景を寫したるか故に著しき進歩を見るに至れり然れども數寄屋式の庭は概して其規模小なるか故に世人往々茶家者流を排斥し廣大なる庭園を作るには所謂庭師の意匠を用ゐるに若かすと云ふものあれども庭師の主とする所はかの築山庭造傳石組園生八重垣傳等に過ぎず其法遠く相阿彌に出ると稱れども純然たる相阿彌の式にあらず其

意匠の拙劣なる又論するに足らざるなりとされと庭園は規模廣大なるに従ひ意匠を施し易きか故に庭師の作にして一時世の俗目を奪ふものなきにあらず畢竟茶家者なりとて強ち小庭のみに限るものにあらず遠州の桂離宮庭園松浦伯の蓬萊園の如き規模廣大にして木石の配置宜しきを得能く天然の風景を寫したるにあらずや之を要するに其巧拙の如何は其人の技倆如何にあるのみ故に將來本邦の作庭美術を改良せんと欲せば庭師流によらずして寧ろ數寄屋式により其規模を擴張すれば可ならん

支那園圃の規模廣大なることは周文王の靈囿を始め秦始皇阿房の宮庭漢孝武の上苑隋煬の西苑等彼邦の史を讀たる人は誰も能く記憶する所なれば一々こゝに擧すと雖もことに唐宋以來園圃の盛なるは宋李文叔の文に貞觀開元の際洛陽の名園千有餘邸となり又降て明に至ても其園圃の盛なることは花史左編に載する所多きを見て知るへし思ふに支那にても疊石假山の事なきにあらずと雖も多くは山莊にして天然の山川溪谷を利用したるもの、如し東洋人の習慣とは云へわけて支那人は山水を愛すること深きか故に自ら遁世を好て求^ニ買^レ山^ノ錢^ノもの多きによれり今日支那園藝に關する書の本邦に傳るものは明代のもの多くして最も世にもてはやさるゝは花鏡、花史左編、群芳譜、園冶、なるへし其中花鏡、花史左編、群芳譜、は専ら花卉養魚等の事を説きたるものにして其かみ花師花媒花醫などの出たるも理りなるを知る只園冷は墻垣、鋪地、撥山、撰石、借景等の事を載するか故に支那作庭方式の一端を

窺ふに足れり嗚呼支那の園囿たるや我作庭に幾分か利益を興へたるなるへし中古遺唐使ゆき高僧遊ひ其文物制度を齎し歸りたること實に多ければなり

西洋の歴史にて最も古く見えたるは「いすらゑる」王「そろもん」の園なるへしこの外波斯希臘時代にも庭園のこと見ゆると雖もさたかならず羅馬時代より漸く開けたるものゝ如しされと養樹法に至ては羅馬共和時代已に著して進歩をなしたるや明けしすへて西洋の作庭は前編に於て略陳へたるか如く其目的裝飾美術に出たるか故に恰も幾何法にて割付たるか如く一定して變化なきものとなり遂に進歩せさりさしかし西洋にても樹門生籬花壇など稍風流の意匠もあれと本邦作庭の如く天然の風景を寫す能はず嚴正なる伎術に陥りて面白からず蓋し彼我情を異にし彼は常に伎術を好み我は帝に自然を好むか如き自ら其目的を異にするに至れるや疑なきなりされと西洋の養樹法栽培法は本邦の及はざる所なるか故に園藝美術を擴張せんとおもはは宜しく西洋の法を参考して用ゐるべきことにこそ

大正十五年八月廿五日印刷
大正十五年九月六日發行

【定價金參圓五拾錢】

著者 横井時冬

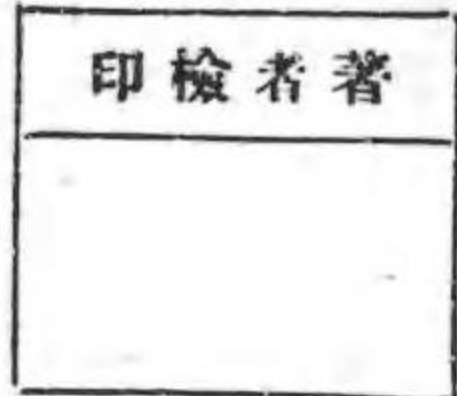
東京市神田區美土代町二の一

發行者 中村徳二郎

東京市牛込町筆筒町二五

印刷者 野吾由次郎

著者檢印



(行印所刷印口瀧)

發兌所

東京市神田區美土代町二の一
振替東京二五四〇〇番

白揚社

電話神田二二八五

(一) 録目版出社揚白

<p>横井時冬著 日本商業史 新刊</p>	<p>田川大吉郎著 都市政策汎論 再版</p>	<p>野間五造著 立法一元論 參版</p>	<p>高橋龜吉著 日本經濟の行詰り 無産階級の對策 新刊</p>	<p>高橋龜吉著 經濟學の實際知識 廿版</p>
<p>入箱判菊 464 3.50 .27</p>	<p>入箱判菊 980 6.50 .35</p>	<p>入箱判菊 380 2.50 .21</p>	<p>入箱判六四 350 2.50 .21</p>	<p>入箱判六四 360 2.00 .21</p>
<p>該博精確なる材料、獨創的なる批判、綜合的な説明、明治年末に於ける名著中の名著として定評あるもの、太古より明治卅餘年に至る迄、日本商業の發達はシネマの如く讀者の前に展開す。</p>	<p>本邦第一人者と云はるゝ著者が、蘊蓄を傾けて都市政策の一斑を講義したもので、新時代の新都市は本書に依つて新しく榮えるであらう。千頁の大冊、著者十年の苦心を傾注したる書。</p>	<p>本書は靜かに政治哲學の上から亦貴族階級の實際生活から瞰して立法府は一院制ならざるを力説したもので著者は數年を其の構創の上に傾注してゐる。文章亦痛快を極む。</p>	<p>日本の經濟は如何にして行詰り、如何にして轉換せらる可き乎、著者一流の統計的材料と明徹なる理論とに依つて論斷したるものにして實に經濟界近來の大文献である。</p>	<p>社會問題勞働問題の根底に横はれる經濟問題の根本知識を明快直截に説いた。一々我々の實生活とピッタリ合つた最も新しい經濟學書として新聞雜誌は勿論諸名士の賞讃を博してゐる。</p>

555
28

終